

大学評価の新たな地平を切り拓く（提言）

平成 12 年 5 月

財団法人 大学基準協会

序

本「提言」は、財団法人大学基準協会に設けられた現在の正・副会長、現理事及び会長経験者等から成る「本協会のあり方検討委員会」と、その下に置かれた同「小委員会」、同「小委員会分科会」において、平成 11 年 2 月から集中的におよそ 8 ヶ月間の検討を経た後、本協会・理事会との合同拡大会議並びに理事会において討議を重ねて作成された後、評議員会、理事会の最終承認を得て公にするものである。この間、後述の如く、全国規模で二種の大学評価アンケート調査を実施したほか、本「提言」に先立つ「中間まとめ」の段階で、広く協会の会員校の理解と協力を求めるべく、協会の全会員校に対し、同「中間まとめ」に対する自由記述式のアンケート調査を行った。それらの結果は、出来得る限り、本「提言」に反映させることとした。ここにおいて述べられている本協会の大学評価に関する改革提言は、次のような契機と認識の下に行われたものである。

その一つは、国内外とりわけわが国において、大学をめぐる厳しい環境の急速な変化と大学評価をめぐる新しい動きの中で、わが国における新しい大学評価のあるべき姿を模索し、改めて本協会の大学評価の内容と体制を厳しく見直すことによって、協会がその社会的責務を新しいレベルにおいて果たさなければならないと自覚したことである。二つは、先の大学審議会答申を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行（平成 12 年 4 月 1 日）を機に、大学・大学院の設置形態の一層の多様化・個性化が進むことが予想され、また自己点検・評価結果の当該大学職員以外の者による検証の努力義務化が大学設置基準・大学院設置基準で新しく設けられたいま、本協会がその受け皿として、多くの大学が積極的に参加出来る特段の施策を整備することを含めて、平成 8 年度以降本協会が新しく導入してきた大学評価システムを更に改革する必要性を認識したことである。本協会が、全国の国・公・私立の 4 年制大学すべての学長宛、計 623 名（校）を対象とした「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査」と、平成 8 年度以降、加盟判定審査に合格した 43 大学及び相互評価の認定を受けた 50 大学の計 93 大学を対象とした「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」は、上述したような契機と認識に基づいて行われたものである。それら調査結果については、本改革提言に極力反映させる努力がなされた。これらの結果の重要部分は、本「提言」末尾の資料篇に掲載されている。なお、調査に関わる全データ並びにその分析結果については、本年度中に、協会刊行物「J U A A 選書」を通じ、これを公にすることが予定されている。

周知のように、わが国では平成 13 年からの中央省庁再編の中で、各府省の様々な政策決定あるいは運営の透明性と有効性を高めるために、第三者評価機関が作られることになっている。同年 1 月、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」（仮称）が総務省に設置されることが予定され、同評価委員会は、府省毎に設置される評価委員会の評価結果をベースに、総務大臣が各府省における政策の廃止を含む勧告を行う

に際し意見を具申することが出来るとされている。これとは別に、文部省も先の大学審議会答申を受けて、大学評価・学位授与機構が、当面、国立大学を対象として大学評価を準備することとなった。多元的に組織される複数の特色ある大学評価機関の相互協力によってわが国の大学評価の質や有効性が一層高まるとの期待から、大学基準協会が多年に亘って培ってきた人的・知的資源と、前記の大学評価・学位授与機構が蓄積していく同種の資源を、双方がその役割分担を明確に認識した上で、今後、実現可能な範囲で互いに享受し有効活用できる具体的な連携策を模索する必要がある。さらに、わが国でも全国レベルにおける専門分野別の教育研究評価の動きが出てきている。例えば「全国獣医学関係大学代表者協議会」より、当該協議会が全国横断的に行った評価の結果を、大学基準協会が「評価」をすることの可能性について検討が求められている。また、わが国における技術者教育の認定機関として、平成 11 年 11 月に「日本技術者教育認定機構」(J A B E E) が設立され、設立後 2 年を目途に本格認定に移行し、同時に社団法人格の取得とワシントン・アコード(技術者教育の品質保証認定に関する国際合意)の国際的枠組みへの参加を目指すとされている。「高等教育評価機関の国際的ネットワーク」(I N Q A A H E) に加盟している本協会としては、今後、国際的な視野から設立される学協会等による専門分野別評価機関との具体的な連携策を模索することも必要である。このような一連の動きは世界的なものであり、いわゆるグローバル化の流れの中で、新しい間接的な秩序作りに向けて、各国は、あらゆる分野を通じ評価を重要な政策課題とし、国と民間レベルにおいてそのための取り組みを進めている。このように、大学も評価の例外たり得ない。2000 年代が「評価の時代」と言われる所以である。

もとより大学評価のためのシステムは、第一に大学における教育研究活動の高度化と活性化に寄与し、第二に透明性と自主性が担保され、第三に開放的で常に進化するものとして働くことが肝要である。財団法人大学基準協会は、昭和 22 年 7 月 8 日、「会員の自主的努力と相互的援助をによってわが国における大学の質的向上をはかる」という目的の下に結成されて以来、50 年を越える歴史を通じて、現在、わが国の国・公・私立 4 年制大学 651 校の内 510 校が加盟している。本協会は、ピア・レビューを通じ、会員資格審査や相互評価を行ってきた唯一の非政府組織の第三者評価機関である。そこでの評価は、会員校の代表者によって構成される評議員会において最終的に確認されてきた「大学基準」、「大学院基準」に基づいて行われてきた。そして、各大学における教育研究の改善・改革の契機を作り出すことを側面から援助することを通して、設置認可後における各会員校の教育研究の質を判定・評価し、「大学」としての社会的通用力を保証してきている。従って、大学基準協会の大学評価は、文部省が設置認可して以降の大学の質を保証するという意味で、わが国の国情に即した最も望ましい「アクレディテーション」として機能してきている。平成 8 年度に新しく導入された本協会の「大学評価」によって、今日までに全維持会員校 247 校の内、112 校が認定され、上述した国際的ネットワーク I N Q A A H E を通じ、そのリストは世界に向けて公にされている。

本「提言」は、上述した契機と認識の下に、大学基準協会の 21 世紀初頭における大学評価システムをはじめ組織・機構、財政等に及ぶ抜本的改革に向けた政策提言であり、本協会会員校はもとより、広く社会の理解と今後の協力方を要請するものである。本協会にとって時はいま重大な局面にあるという認識を、全会員校が共有できることを切望している。

本「提言」は、本協会理事会の責任において、去る平成 12 年 3 月 7 日の本協会・評議員会に「中間まとめ」の形で諮られ一応の了承を得た後、各会員校の意見を踏まえ必要な加筆修正を加えた上で、同年 5 月 16 日の同評議員会において最終承認されたものである。その最終承認を受け、大学基準協会は、直ちに同提言の具体化に向けてワーキンググループを協会内に発足させ、平成 13 年度からの新しい評価システムの部分的試行を経て、平成 14 年度からの本格的発足と新しい組織・機構に移行することを予定している。

平成 12 年 5 月 16 日

財団法人 大学基準協会 理事会

目次

凡例	1
第1章 大学基準協会による大学評価の使命と今後のあり方	2
(1) 大学基準協会の創立理念とその今日的役割	2
本協会の創立理念とその実現	2
本協会の今日的役割	3
(2) 大学基準協会の大学評価の特色と今後の発展方向	4
現行の大学評価の特色	6
大学評価の今後の発展方向	7
第2章 大学評価の背景・意義とその類型	11
(1) 大学評価の背景	11
(2) 大学評価の意義	12
(3) 大学評価の類型	13
第3章 第三者評価に対する大学関係者の意識・意見	18
(1) 第三者評価に対する大学関係者の意識	18
(2) 第三者評価に関する大学基準協会への意見	20
(3) 大学基準協会と他の評価機関との関係についての意見	21
(4) 大学基準協会の大学評価に対する維持会員校の意識	22
第4章 教育評価と研究評価のあり方	27
(1) 教育評価のあり方	27
教育評価の意義・目的	28
本協会の大学評価における教育評価	30
(2) 研究評価のあり方	35
研究評価の意義・目的	36
本協会の大学評価における研究評価	37
(3) 教育評価と研究評価の関係	40
第5章 評価基準・評価指標のあり方	44
(1) 大学基準協会の大学評価と大学基準	44
(2) 大学評価基準の客観性	44
(3) 大学基準と専門分野別基準等の関係	45
(4) 評価基準の今後の策定計画	48
(5) 基準委員会の機能の活性化	50
(6) 大学評価と評価指標	51
本協会の大学評価における評価指標のあり方	53
教育評価における評価指標	55

研究評価における評価指標.....	56
教育研究以外を評価する際の評価指標.....	57
定性的角度からの大学評価の重要性.....	58
(7) 大学評価と国際標準.....	59
第 6 章 加盟判定審査と相互評価のシステム改革.....	62
(1) 加盟判定審査、相互評価の意義.....	62
(2) 加盟判定審査、相互評価の今後の改革方向.....	63
加盟判定審査システムの改革方向.....	65
相互評価システムの改革方向.....	65
第 7 章 大学評価の単位.....	67
(1) 大学基準協会の従来への扱い.....	67
(2) 大学評価の単位に関する基本的考え方.....	67
(3) 新構想の大学評価システムにおける評価の単位.....	68
加盟判定審査について.....	69
相互評価について.....	69
(4) 大学院研究科と評価の単位.....	69
(5) 専門分野横断的な学協会からの評価の要請への対応.....	70
第 8 章 大学評価の組織体制の改革.....	72
(1) 大学評価者のあり方.....	72
大学評価者の意義.....	72
現行の評価委員の特徴とその問題点.....	73
大学評価の組織体制の改革の基本方向.....	73
(2) 加盟判定審査、相互評価の組織体制と評価委員の構成.....	74
加盟判定審査、相互評価の組織体制.....	75
組織体制の委員構成.....	75
(3) 評価委員への研修.....	76
研修の必要性.....	76
研修の方法・内容.....	77
第 9 章 大学評価の実施プロセスの改革.....	78
(1) 書面による審査・評価の手続.....	78
加盟判定審査の場合.....	78
相互評価の場合.....	79
(2) 実地視察等の内容・手続.....	80
実地視察の意義.....	80
本協会の大学評価と実地視察等.....	81
(a) 加盟判定審査の場合.....	81

(b) 相互評価の場合.....	81
実地視察の方法.....	81
実地視察団の規模.....	82
(3) 審査・評価に関わる結果の決定手続.....	82
(4) 大学からの異議申立に対する対応.....	82
異議申立機会の保証に関する基本的考え方.....	83
異議申立手続の制度化.....	84
第 10 章 大学評価とその結果の公表法	85
(1) 評価とその結果の公表の意義.....	85
(2) 評価体制、評価尺度、評価手続等の公表法.....	85
(3) 評価結果の公表法.....	86
第 11 章 大学評価結果の効果	88
(1) 大学評価結果の具体的効果.....	88
(2) 大学評価を具体的メリットに結びつけることの可能性.....	89
(3) 残された検討課題.....	91
第 12 章 大学基準協会と他の評価機関等との連携のあり方	94
(1) 他の評価機関等との連携の基本的視点.....	94
(2) 大学基準協会と大学評価・学位授与機構との連携.....	95
(3) 大学基準協会と学協会の評価組織との連携.....	97
(4) その他の機関、団体等との連携.....	98
(5) 各種団体・機関等との相互連携に向けた今後の取組み.....	98
第 13 章 大学基準協会の事業の広報活動.....	100
第 14 章 大学基準協会の組織・機構の改革.....	102
(1) 組織・機構改革の必要性	102
(2) 短・中期的視野に立った組織・機構改革の骨子	102
第 15 章 大学基準協会の財政政策.....	106
(1) 基本的視点	106
(2) 財政の構造と現状	106
(3) 大学評価体制強化に関わる検討事項	106
(4) 財政の健全化策について	107
「提言」承認までの会議実施状況	109
理事会及び委員会名簿	112
評議員名簿	118

資料篇

< 資料 1 > わが国大学の第三者評価に対する大学関係者の意識	
- 大学基準協会「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査結果（要旨）」（平成 11 年 9 月 2 日）より -	129
< 資料 2 > 大学基準協会の大学評価に対する維持会員校の意識	
- 大学基準協会「『大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査』結果概要」（平成 11 年 10 月 1 日）より -	135
< 資料 3 > わが国大学・学部数と大学基準協会への加盟状況	144
< 資料 4 > 平成 8 年度以降に評価を受けた大学名と各年次の国・公・私立大学数	145
< 資料 5 > 「大学評価の新たな地平を切り拓く（提言）」の基本骨子	146
< 資料 6 > 大学評価システムの新旧比較表（要旨）	149
< 資料 7 > 大学評価のための組織体制機構図	150
< 資料 8 > 大学評価の実施プロセス（概要）	151
< 資料 9 > 大学基準協会・組織機構図	152
< 資料 10 > 「提言」取りまとめに向け準備された基礎ペーパーリスト	153

凡例

1．本「提言」は、各章節毎に、 要旨 部分と、要旨に対応した 本文 部分で構成されている。

要旨は、ゴシック体で表記し、かつ□で囲んでいる。

2．第3章については、アンケート調査・意識調査の結果の紹介に関わるものであり、事実内容の正確性を期するために、 要旨 は載せないこととした。

なお、上記のアンケート調査・意識調査の結果については、簡単な要旨を「資料篇」に掲載した。その詳細は、本年度中に、大学基準協会の公的刊行物を通じ、公表することを予定している。

3．本「提言」は、「本協会のあり方検討委員会」、同「小委員会」を中心に検討がなされた後、「本協会のあり方検討委員会拡大委員会」、理事会、評議員会において審議・承認された。

理事会名簿、評議員名簿、「本協会のあり方検討委員会」及び同「小委員会」の委員名簿は、112 頁以下に掲載している。「本協会のあり方検討委員会拡大委員会」は、理事会と「本協会のあり方検討委員会」の合同委員会で、メンバーも重複している関係上、上記「拡大委員会」の名簿の掲載は省いた。

第1章 大学基準協会による大学評価の使命と今後のあり方

(1) 大学基準協会の創立理念とその今日的役割

大学基準協会は、国・公・私立を横断するわが国唯一の大学団体で、平成12年5月1日現在、協会の維持会員は、全大学の37.9%、賛助会員は全大学の40.4%に達し、わが国随一の責任ある大学評価機関として社会的に高い評価を得ている。

本協会は、1947年（昭和22）7月8日、「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」という目的の下に結成された。

また、本協会は、文部省の大学設置認可等の可否を審議する審議機関の委員候補者の推薦権を留保するという制度的枠組みの下で、協会発足当時より、今日に至るまで文部省による設置認可行政にも一定の参与をしてきた。

協会は、設立目的遂行のため、昭和26年度より、会員資格審査である適格判定活動の実施に踏み切った。その活動の意義は、維持会員からなる大学の連合組織が、設置認可後の大学の質を判定し「大学」としての社会的通用力を付与すること、などの点にあった。

大学基準協会の大学評価は、文部省が設置認可して以降の大学の質を保証するという意味で、わが国の国情に即した「アクレディテーション」としての機能を果たしてきた。

大学の自己点検・評価の普及は、各大学の自覚的な取組みによるものであるとともに、半世紀に及ぶ大学基準協会の大学評価に関わる地道な活動も、その定着化の促進要因として評価されるべきである。大学基準協会は、これまでの実績の上に立って、大学評価事業の更なる質の向上などを通じて、協会に寄せられている期待にこたえなければならない。

平成11年5月1日現在で行った「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査」の結果でも、協会の第三者評価機関としての役割への期待が多大であることが判明した。

本協会の創立理念とその実現

大学基準協会は、国・公・私立を横断するわが国唯一の大学団体で、平成12年5月1日現在、協会の維持会員は、国・公・私立の4年制大学247校（全大学の37.9%）、賛助会員は263校（全大学の40.4%）に達し、わが国随一の責任ある大学評価機関として社会的に高い評価を得ている。

本協会は、1947年（昭和22）7月8日、「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」という目的の下に結成された。同日の創立総会では、昭和31年まで事実上の大学設置認可基準として機能することとなる「大学基準」も、併せ

採択された。ここに、近代日本の大学史上、はじめて、文部省の大学行政とは独立して大学のアクレディテーション（＝「適格判定」）を主要な任務とする民間専門団体が、発起校（46校）の総意と自主性に基づいて設立・発足した。その発足に先立ち、後に本協会の初代会長に就任することとなった和田小六・東京工業大学長（当時）は、「大学の自治の理念を大学のグループの自治にまで押広め、真理の殿堂また文化の創造の源泉として大学はそのアカデミックの権威と活動を自らの責任と努力によって保持し、擁護するための自治組織」の重要性を強調した。

また、協会の発足に先立ち、その前身である大学設置基準設定協議会と文部省、C I & E との間で、文部大臣の諮問に応じて大学設置認可等の答申を行う「大学設置委員会」（現在の「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」の前身）の委員の半数は協会の推薦者を以て充てるとの確認がなされ、ほどなく実行に移された。本協会は、文部省の大学設置認可等の可否を審議する審議機関の委員候補者の推薦権を留保するというこうした制度的枠組みの下で、以後、今日に至るまで文部省による設置認可行政にも一定の参与をすることになったのである。

ところで、大学基準協会は、その設立目的を遂行するため、昭和26年度より適格判定活動の実施に踏み切った。その活動過程で、大学基準協会は、適格判定活動の意義について、第一に、大学基準協会の「大学基準」を準則として適格判定活動が行われること、第二に、大学基準によって認定され会員資格を得た大学の連合組織が、設置認可後の大学の質を適格判定しその大学に本来あるべき「大学」としての社会的通用力を付与すること、などの点を明確化した。

本協会の今日的役割

日本と世界をめぐる大学評価の今日的状況の中で、いま大学基準協会が21世紀初頭における協会のあり方をあらためて見定める上で、以上のような創立の原点を見極めることが大切である。設立趣旨に賛同して加盟した全会員校によって、大学が備えるべき教育研究上の具体的な要件が自主的に策定され、それを会員校相互に適用して会員校の水準向上を図るという事業は、日本の大学関係者にとって初めての経験で、重要な社会的意義をもつものであった。本協会が創立されて52年を経たいま、本協会の果たしてきた実績を基礎に、まず、次の点を確認したい。

大学基準協会による大学評価は、過去の適格判定制度、平成8年度以降の現行の大学評価制度、すなわち、加盟判定審査、相互評価及びそれらの審査・評価に基づく指摘事項等に対する事後の改善報告書への審査からなる大学評価制度、のいずれを問わず、文部省によって設置認可され「完成年度」を経過した大学に対して行われるもので、設置認可後の大学の質を保証するという意味において、わが国の国情に即した「アクレディテーション」としての機能を果たしてきた。言い換えれば、本協会の大学基準・大学院基準によって認定されて維持会員の資格を得た国・公・私立の大学連合組織が、その総意と関係者の

熱意を支えに、設置認可後の各大学をア kredィットし、「大学」としての社会的通用力を付与してきたのである。

各大学の自由で特色ある発展を推進するという「大学改革」の当初理念は、自己責任の原則を基本に据えた規制改革の必要性が叫ばれている昨今、より一層の輝きを増して、各大学の自律的・自主的改革の道標となっている。平成10年10月26日の大学審議会答申は、大学の個性化と教育研究の不断の改善のために、自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多面的な評価を行うことの必要性を提言した。そして、自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、自己点検・評価の学外者による検証の努力義務化も提言され、それらは平成11年9月、文部省によって省令化された。大学の自主的な自己点検・評価は、平成3年の大学設置基準における制度化もあって、今日では90%近くの大学で実施されており、70%の大学でその結果が公表されている。それらは各大学の自覚的な取り組みによるものであるとともに、およそ半世紀に及ぶ大学基準協会の大学評価に関わる地道な活動も、自己点検・評価の定着化の促進要因として評価されるべきである。事実、上記の大学審議会答申においても、「大学基準協会は、戦後発足して以来、会員制のア kredィテーション（適格認定）団体として活動を実施してきた。今後、相互評価の充実などア kredィテーション機能を一層強化することが期待される」と述べられている。いま大学基準協会は、これまでの実績の上に立って、大学評価事業の更なる質の向上、維持会員校の拡大とその質の相互的保証、賛助会員校の一層の拡大と維持会員校への速やかな移行、大学評価に関する研究と啓発活動、海外の大学評価機関との国際連帯の強化などを通じて、国内外の本協会に寄せられている期待に積極的にこたえなければならないときである。

大学基準協会が平成11年5月1日現在で行った「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査」の結果においても、大学の自主的改革の契機となる評価、透明性・客観性の保証される評価、という大学評価に対する二つの要請を充たす上で、どの第三者評価方式が妥当と考えるかという設問に対し、567人の回答者（学長等）のうち、大学基準協会を挙げた件数は309件（54.5%）であり、大学基準協会の第三者評価機関としての役割への期待に多大なものがあることをあらためて認識する必要がある。

（2）大学基準協会の大学評価の特色と今後の発展方向

本協会の現行の大学評価では、大学が総体として評価される。維持会員校は、10年周期で協会の相互評価を受けなければならない。加盟判定審査、相互評価共に、その大学に設置認可時の水準が維持されていることを確認した後、前者では、当該大学の「理念・目的」の実現に向けた今後の努力の可能性を探るという点から、相互評価では、「理念・目的」の実現のために、現在払っている努力の状況を見るという点から検討がなされる。

大学評価プロセスは、自己点検・評価活動を経た後に大学から提出された書面を審査・評価し、これに一定の結論を下すというものである。

本協会の大学評価の準則となるのが大学基準である。大学院研究科の評価には、大学院基準が適用される。

大学評価終了後、各大学に対しては、最終的な結論と「勧告」、「助言」等を提示する。指摘事項に対し、一定期間経過後、各大学は協会に改善報告書を提示しなければならない。

評価結果の公表について、国内外に対し、各年度毎に、加盟判定審査に合格した大学名と相互評価認定を受けた大学名を公表している。併せ、その概況も公にしている。

わが国大学を取り巻く状況や大学評価に関わる新動向を視野に入れ、協会が21世紀初頭に当面取り組むべき大学評価に関する改革の基本方向として、以下の7点を指摘する。

- (a) 設置基準に新しく組み込まれた自己点検・評価の学外者による検証の努力義務規定と関わって、大学基準協会が、その受け皿としての役割を果たすべく、わが国大学の多くが本協会の大学評価へ参加することのできる特段の施策が必要である。また、そうした施策の一環として、大学評価・学位授与機構や学協会などとの自律的な役割分担や連携策を計画することも必要である。
- (b) 新たな大学評価システムを構想するに当たっては、透明性と客観性に裏付けられた評価のあり方を模索する必要がある。とりわけ、評価基準・評価指標の体系化・明確化とそれらの適正かつ効果的運用の確保が重要である。
- (c) 大学評価の単位のあり方について見直しが必要である。本協会の大学評価は、大学全体を評価することを基本に据えつつ、部局（学部・大学院研究科）単位での相互評価の立案も必要である。
- (d) 協会の大学評価は「ピア・レビュー」を原則としつつ、評価組織の社会への部分開放を図ることも必要である。評価プロセスに「実地視察」を組み込むことや評価に対する大学からの反論機会を保証することを含め、プロセス全体を見直す必要がある。
- (e) 大学評価結果は当該大学が自主的に公表するという現行の制度を踏襲しながら、各大学の点検・評価結果公表の促進方にも取り組む必要がある。併せ、協会として、評価プロセスの開示も積極的に進める必要がある。
- (f) 本協会の維持会員に対し、相互評価を受けることを義務とすることへの意識の高揚を図る必要がある。関連して、大学評価を受けることに伴うメリットを積極的に明示する必要がある。

(g) 以上の改善・改革を推進するために、大学基準協会の組織・機構の充実・強化が不可欠である。とりわけ、委員会体制の拡充と、それを支える事務局体制の再編・強化が不可欠である。また財政の健全化も必要である。

現行の大学評価の特色

大学基準協会は、約45年に亘って行ってきた適格判定にピリオドを打ち、それまでの実績を基礎に、平成8年度、自己点検・評価を組み入れた新たな大学評価を始動させ、現在に至っている。

平成7年1月に公にした『大学評価マニュアル』は、協会の維持会員校となることを希望する大学に対して行う「加盟判定審査」及びすでに維持会員校となっている大学に対して行う「相互評価」を共に大学評価として位置づけた。

本協会の大学評価では、大学が総体として評価される。維持会員校は、10年サイクルで定期的に協会の相互評価を受けなければならない。加盟判定審査、相互評価では、まず、その大学に設置認可時の水準が維持されていることを確認した後に、前者においては、当該大学がその「理念・目的」の実現に向け今後どのような努力を払っていくかという点から、相互評価においては、当該大学がその「理念・目的」の実現のために、現在どのような努力を払っているかという点から具体的な検討がなされる。

加盟判定審査を掌る組織体制は、判定委員会とその下部に置かれる大学審査分科会、専門審査分科会である。一方、相互評価を掌る組織体制は、相互評価委員会とその下部に置かれる大学評価分科会、専門評価分科会である。大学審査分科会、大学評価分科会は、主に、大学横断的事項を、専門審査分科会、専門評価分科会は、主に、学部・学科、大学院研究科に固有の事項の審査・評価を担当する。

大学評価プロセスは、加盟判定審査、相互評価ともほぼ共通で、自己点検・評価活動を経た後に大学から提出された書面（点検・評価報告書、大学基礎データ調書及びこれらを補足する資料）を上記の評価組織体制が審査・評価し、一定の結論を下し、協会の評議員の賛成を得て、理事会がこれを最終承認するという手続がとられる。特に必要な場合には、実地視察やヒアリングなどが行われる。

ここに言う理事会の「最終承認」は、加盟判定審査においては、協会の賛助会員校もしくは未入会校に対する維持会員の新たな資格付与の決定を意味しており、相互評価において、それは、すでに維持会員校となっている大学に対する「正会員」に相応しい質の保証・認定を意味している。

ところで、本協会の大学評価において、その基本的準則となるのが大学基準である。また、大学院研究科の評価に際しては、大学院基準が適用される。そこで、各大学は自己点検・評価の段階で、大学基準に則し協会が設定した主要点検・評価項目を対象に具体的な評価活動を行う中で、当該基準等の充足状況に留意することが必要となる。一方、協会は、大学が記した点検・評価結果の検討を通じ、大学基準の充足状況を、大学院研究科などを

置いている大学に対しては、適宜、大学院基準の充足状況の検討作業がなされる。

大学評価終了後、各大学に対しては、最終的な結論と大学に対するアドバイスである「勧告」、「助言」等を具体的に提示する。これら指摘事項に対し、一定期間経過後、各大学は協会に改善報告書を提示しなければならない。

評価結果の公表について、国内外に対し、様々な情報媒体を駆使して、各年度毎に、加盟判定審査に合格し新たに協会の維持会員校の地位を獲得した大学名と相互評価の認定を受けた大学名を公表している。併せ、その概況報告も行っている。

大学が大学基準協会の評価を受けるために本協会に提出した書面、並びに協会が大学に提示した勧告や助言を社会に向けて公表するか否かは、現在のところ、挙げて各大学の自主的判断に委ねている。

大学評価の今後の発展方向

大学基準協会は、営利を追求しない「非政府組織」である。アメリカにおいて、大学関係者で構成される非営利の「非政府組織」がアクレディテーションを行っている所以について、（ ）「自治」を基本に据えた大学は政府による統制になじまないという認識に立って、大学連合自治組織をつくり、自主的努力による改善を指向しようとしたこと、（ ）専門団体固有の専門的知見に支えられた「ピア・レビュー」を行うことによって、改善・改革に直結しうる有効なアドバイスを得ることができると解されてきたこと、等の理由が挙げられている。

今日、あらゆる分野で非政府組織が台頭しその活動に注目が集まりつつあるという国際的潮流の中で、そうした波は大学評価の領域にまで押し寄せつつある。わが国でも、価値の多元化と社会需要の多様化・分散化が進む中で、政府が、国民のニーズに個別かつ速効的に対応することが、行財政上、次第に困難となりつつある。大学を取り巻く内外の状況も不透明感を増し混迷の度を深め、国・公・私立大学を問わず、全ての大学が厳しい競争的環境の下で、自らの手で自律的かつ主体的に改善・改革を図り、個性的発展を遂げていくことが求められている。こうした状況下において、非政府組織である大学基準協会は、ここであらためてその重要な役割を認識するとともに、組織上の特性を活かした大学評価を通じ、それぞれの大学の個性的で高度な発展への十分な支援に邁進していくことが強く要請されている。

昨今の公財政の窮迫化や経済・社会の急激な構造変化に対応して進められている行財政改革の影響は、大学にも及び始めている。その中でも特に、国家行政組織法、総務省設置法などに基づき、行政の効率化へのインセンティブを与えるという視点から、総務省及び同省の諮問機関「政策評価・独立行政法人評価委員会」を軸に実施が予定される政策評価とそのラインで行われる「文部科学省・評価委員会」の評価は、わが国大学、就中、国立大学における自律性や教育研究の方向性に極めて重大な影響を与えかねない情勢にある。こうした中で、効率性原理やコスト・パフォーマンス的発想とは異なり、大学の自治を基

礎に、長期的視野に立った教育研究の自主改革の誘因となりうるような客観的で精度の高い大学評価のシステム化への期待が、大学関係者の間に次第に醸成されつつある。

さらに、グローバル化が進展していく中で、世界における日本の高等教育機関の持つ知的な潜在力や影響力が、大学評価を通じて大きく問われようとしている。さらに、様々な社会構造の変革、生涯学習需要の高揚、少子化、教育研究に必要な資源の有効な利用と配分に関わる社会への説明責任等をめぐる新しい動向で、大学・大学院の多様で柔軟な教育システムが求められており、わが国大学の大きな構造変化の中でその質を保証するための新しい水準の多面的な評価システムの確立が求められている。

このような大学及び大学評価を取り巻く新動向を視野に入れ、21世紀初頭に向けて大学基準協会が当面取り組むべき大学評価に関する改善・改革の基本方向として、以下の7点が指摘できる。

- (a) 平成11年9月、大学設置基準に新しく組み込まれた、自身の行った「点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない」とする省令規定（同様の趣旨の規定は、大学院設置基準にも新設）と関わって、今後とも、大学基準協会が、そのための有力な受け皿として積極的な役割を果たさなければならない。わが国大学の多くが本協会の加盟判定審査や相互評価へ参加することのできる特段の施策がいま必要である。例えば、加盟判定審査のあり方について、大学全体を審査する現行制度を踏襲しつつも、評価項目を精選化するなどして加盟判定審査の際の被評価者の負担を可能な範囲で軽減できる改善策を立案する必要がある。また、そうした方策の立案を模索していく中で、協会の自律性の確保を基礎に、上記の大学審議会答申を受けて発足した大学評価・学位授与機構との現実的な役割分担を図り連携策を検討することも必要である。さらに専門大学院に対する外部評価について、「当該専門大学院の専門分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し専門大学院に関し広くかつ高い識見を有する者を加えるものとする」という大学院設置基準の一部改正と関わって、多くの大学からの多様な高度専門職分野別の相互評価へのニーズにこたえるため、学協会等を基礎とする専門分野別評価機関との連携やアウトソーシングを視野に入れた事業を計画する必要がある。この点における米国の地区基準協会と専門分野別基準協会との連携方法は、特定分野の高度職業人の基礎資格取得との連動性も考慮に入れられるなど実際的であり、参考となるところが多い。
- (b) 大学基準協会が、新たな大学評価システム、殊にその組織体制と実施プロセスを構想するに当たっては、評価システム自体の多角性・機動性・簡便性を目指す中で、透明性と客観性に裏付けられた評価のあり方を模索することが必要である。とりわけ、評価基準・評価指標の体系化・明確化とそれらの適正かつ効果的運用の確保が重要である。

- (c) 学士課程教育と修士・博士課程教育の相対的に独自の役割がますます強調される中で、本協会における大学評価の単位のあり方について見直しが必要である。本協会の大学評価は、大学全体を評価することを今後とも基本に据えながら、学部単位の単位及び学部を基礎とする大学院単位の単位での相互評価のあり方を立案することや、新しい独立大学院、専門大学院、研究科以外の組織をもつ大学院に対する、大学院単位あるいは研究科単位での相互評価のあり方を立案することも必要である。そのための全専門分野別の新しい評価体制の確立を図るとともに、本協会の評価基準全体の体系化を図る中で、新たな評価基準・評価指標を、今後とも計画的に整備することが緊急課題である。
- (d) 協会の大学評価は「ピア・レビュー」を原則としつつも、評価を実施する組織体制に外部有識者の参加を仰ぐなど、社会一般の人々に対し、大学の社会的役割への理解を求めその教育研究活動の正当性をアピールするという視点から、評価組織の社会への部分開放を図ることが必要である。また、評価結果の適切性・正確性を期す上から、従来の書面審査・評価の方針に対し部分的な方針転換を図り、評価プロセスに「実地視察」を制度的に組み込むことを含め、プロセス全体の見直しを図ることが必要である。同じく評価結果の適切性、正確性を担保するため、評価に対する大学からの反論機会を保証することも必要である。
- (e) 情報公開法が法制化された今日、社会に対する大学のアカウンタビリティの履行を側面からサポートするという視点から、本協会の大学評価結果の公表を全会員校の合意形成を図りながら積極的に進める必要がある。大学基準協会の大学評価結果は当該大学によって自主的に公表されるという現行の制度を踏襲しながら、今後の大学設置基準及び大学院設置基準の一部改正における「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」ことの制度化とも関わって、その促進方に取り組む必要がある。併せ、本協会の大学評価プロセスの開示も積極的に推し進める必要がある。
- (f) 新たに維持会員校となった大学が一定期間経過した時点で必ず相互評価を受けること、また一定期間をサイクルとして行われる相互評価を必ず受けることなど、本協会の会員が、本来履行しなければならない義務を明示して、会員相互の相互評価への意識の高揚を図る必要がある。関連して、大学基準協会の大学評価を受けることに伴うメリットを積極的に明示し、当該大学の改善・改革の事業の成果や達成感が大学の全構成員によって共有される必要がある。大学基準協会は、今後とも、自己点検・評価の客観性・妥当性を保証していく中で、各大学の改善・改革を側面的に支援するという基本的使命を堅持する一方、大学が自己点検・評価と改善・改革のために注いだ物心両面の労苦に報いることができるよう、本協会の大学評価が何らかの具体的メリットに結びつくような工夫についても検討する必要がある。
- (g) 以上の改善・改革を推進するために、大学基準協会の理事会、評議員会、各種委

員会及び事務局体制の拡充・強化が不可欠である。とりわけ、大学評価の一層の客観化、高度化、多様化に向け委員会体制の拡充を図るとともに、「特別研究員」（仮称）制度の創設や、評価機関相互の国際連帯の強化のため外国人スタッフの登用を目指すなど、大学評価を支える事務局体制の再編・強化は不可欠である。また本協会事業の新たな展開を図るための財政の健全化が必要である。その場合、大学の改善・改革へ向けた協会事業が会員校の拡大と有効に結合できる「大学評価事業の新しい創造こそが財政政策」という視点が必要である。

第2章 大学評価の背景・意義とその類型

(1) 大学評価の背景

わが国大学が高度な研究を創造し発展させていくためには、優れた学術研究に対し、正当な競争と評価を通じた資源配分をすることの必要性が指摘されている。

社会・経済構造の急激な変動や技術革新の著しい進展に伴い、評価を通じて、社会的需要などに対応した刷新を行い、人材育成機能を強化することも重要課題となっている。

また、18歳人口急減期に直面したわが国大学は、実入学者数の継続的減少が予想される厳しい経営環境の中で、評価を通じ、教育上の改革を図っていく必要に迫られている。

大学には、資源の活用過程を評価し結果を社会に公にすることも求められている。

国境を越えた人とモノの流通が活発化し、資格等の国際標準化が進む中で、その基礎となる教育プログラムも国際標準によって評価することが要請されている。

わが国大学が学術研究の中心機関として、世界のトップ・レベルに比肩しうるような高度な研究を創造し発展させていくためには、研究費や研究施設・設備の充実、研究支援体制の整備を含む研究環境の整備・充実に努めるとともに、大学院における研究者養成機能を一層強化していくことが不可欠である。今日の厳しい公財政事情の中で、特に、研究用施設などの整備に高額な資金投入が必要とされる専門分野にあっては、そうした優れた学術研究を積極的に支援していくため、競争と評価を通じた資源配分を行うことの合理性・妥当性が強く指摘されている。また、近年における社会構造、経済構造の急激な変動や技術革新の著しい進展に伴い、評価を通じて、社会的需要などに対応した教育研究上の刷新を行い、人材育成機能を一層強化していくことが、大学・大学院にとって避けては通れない重要課題となっている。

しかも、18歳人口急減期に直面したわが国大学は、高等教育機関全体の学生収容力が急激に上昇する一方で、実入学者数の継続的減少が予想される厳しい経営環境の中で、適切な教育水準を維持するという条件の下、多様な資質・能力を持つ学生たちに対し各人の個性に応じた教育の展開に向け、点検・評価と改善・改革を通じて自らの体質を強化していく必要性に迫られている。

わが国大学に対しては、さらに、専ら国費で設置・運営されている国立大学はもとより、地域住民の税負担や公的補助金などをも得て運営されている公・私立大学についても、資源の効果的活用を担保すべく、その活用の過程を評価しその結果を社会に公にすることが強く求められている。評価とその結果の公表を通じて、社会に対するアカウンタビリティを履行することが、大学の責務であると考えられ始めてきたのである。

ところで、昨今、国境を越えた人とモノの流通が一層活発化する様相を呈してきており、資格・規格等の国際標準化と、そうした国際標準に基づく各国間での相互認証が、先進国のみならず中進国をも取り込んだ世界レベルでシステム化されようとしている。そこでは、資格の基礎となる教育プログラムが、ある種のコモン・スタンダードとしての性格を帯びた国際標準によって評価されることが要請されている。

このように、今日の大学は、教育研究の高度化、多様化の側面に加え、資源の有効活用とその説明責任を履行するという側面から、さらには、社会・経済のグローバリゼーションを支えるという側面から、評価活動の重要性が強く主張されている。

(2) 大学評価の意義

大学評価という営為に対し、資源の効果的配分や社会への説明責任の履行の視点からこれを肯定する見解がある一方で、大学評価の客観性・妥当性を担保することの困難性を指摘する見解も根強い。

大学が、学術研究の発展を支え高度の高等教育を提供するという使命を担っている以上、評価結果が大学の改善・向上にフィードバックされその使命達成を支援し得るような大学評価のあり方が基本に据えられるべきである。

大学評価の検討に当たっては、評価者の「価値判断」の客観化を目指し、評価結果を大学の発展の糧とさせていくべく、その評価類型を明確に認識する必要がある。そして、評価基準・指標や評価プロセスの確立に当たり、そうした評価類型の存在を前提に、それらの適用のあり方に工夫を加える必要がある。

大学における教育研究活動を評価しようという営為に対しては、有限な資源の効果的配分の確保や、社会への説明責任の履行が不可欠であるとの視点からこれを肯定的に解する見解が台頭しつつある一方で、大学評価の客観性・妥当性をそこでいかに担保するかという点については、その困難性を指摘する見解も根強い。

建学理念・教育目標の異なる大学や教育課程を一律の基準で評価できないこと、一律の基準に基づくそうした画一的評価は、既得権益をもつ大学、就中、伝統を誇る大規模大学に有利に作用する傾向が往々にして存すること、専門分野の種類・性格によっては投資に見合った効果が発現するのに長期間を要すること、などの指摘に典型的に見られるように、大学の教育研究を「経済効率」の視点から評価することには自ら限界がある。この点に関連して、大学の教育研究においては、目先の成果よりも、学生の卒後の人生における在学時の学習体験の持続性への影響が重視されるべきとの考え方もある。このように、客観評価の十全な確立への阻害要因について挙げれば、枚挙にいとまがない。

評価先進国とも呼ばれるアメリカ、イギリス、オーストラリアなどにおける評価論のエキスパートもこうした客観評価の困難性を指摘し、「評価はアートである」と断言する論

者が少なくない。もっとも、これら論者は、評価の客観性への指向の放棄を主張しているのではなく、評価の客観性を担保するような評価のあり方に工夫を加えるため、地道な調査研究に加え、相当量の時間・労力を注入する覚悟と、度重なる失敗をも含めた試行錯誤の繰り返しに果敢に挑む勇気を持つことの必要性を強く説いているのである。

大学評価の目的について、大学またはテーマ毎のランキング付けを行う、資格認定を行う、資源配分に連動させる、等、様々な事柄が想起できる。しかし何よりも、およそ大学が、学術研究の発展を支え高度の高等教育を提供するという基本的使命を担っている以上、評価結果が大学の改善・向上にフィードバックされその使命達成を支援し得るような大学評価のあり方を基本に考えていくことが不可欠である。

前述のようなランキング付けや資源配分を視野に入れた大学評価が一律に否定されるべきではないかもしれない。しかし、そうした評価に一定の意義が認められるのは、大学の優勝劣敗がそうした評価によって左右されるからではなく、これらの評価にも、大学における教育研究の活性化や改善・向上に結びつくような生産性の高い競争的環境が醸成される可能性が内包されているからであり、そうした環境形成に寄与できる場合においてのみ、この種の評価の正当性が認められるべきである。

一般に、「評価」とは、ある事物を何らかの尺度によって価値判断することと解されている。これを大学評価に当てはめれば、上に言う「ある事物」とは、大学もしくはそこに置かれた「教育研究上の基本組織」や教育プログラムなどである。そこで、まず大学評価の検討に当たっては、上記の視点から、評価目的の確認の上に立って、本来、主観的要素が大きいはずの評価者の「価値判断」の客観化を目指し、評価結果を大学や各教育の高度かつ活力ある発展の糧とさせていくべく、大学評価の類型を明確に認識することが必要である。そして、評価基準・指標や評価プロセスの確立に当り、大学評価のための評価の類型の存在を前提に、そうした類型に沿った評価の切り口に基づいて基準や指標とそれらの適用のあり方に工夫を加えることが必要となる。

(3) 大学評価の類型

評価主体に着目し、「自己評価」と「外部評価」もしくは「第三者評価」に分ける区分法が存する。評価主体の区分法と関連して、新たなタイプの「協働参画型評価」の有用性を説く論者が増えつつある。協働参画型評価は、評価者と被評価者が共に、評価対象物の改善方向等に対する共通理解を醸成させ、大学に対する実地視察の実施を含む今後の大学評価システムの改善を図る上で参考となる。

評価の対象に着目し、機関評価、プログラム評価、プロジェクト評価に分けることができる。これを大学評価に当てはめると、機関評価では、大学、研究所などが、プログラム評価では、各教育プログラムなどが評価の基本単位となる。プロジェクト評価では、研究プロジェクトへの評価がなされるほか、学生支援や大学の社会への開放

等を目的としたプロジェクトへの評価なども考えられる。

評価内容に着目し、大学評価の局面でこれを教育評価と研究評価の二つに大きく区分することができる。また、大学の「社会貢献」に固有の価値を認め、これに教育、研究と並ぶ独立の位置づけを与えることも可能である。

評価の時期に着目し、事前評価、中間評価、結果評価、事後（インパクト）評価に、分けることができる。この切り口は、研究プロジェクトや事業プロジェクト、それに行行政評価、政策評価等において専ら活用される。

評価対象の動態に着目し、インプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価に分ける区分法がある。この区分法を大学評価に当てはめると、「理念・目的」や教育研究システムとこれを支える人的・物的資源がインプット評価の側面から、大学や各教育プログラムが展開する活動や改革等の状況がプロセス評価の側面から、活動等に伴う結果がアウトプット評価の側面からそれぞれ評価される。教育研究上の成果の把握と、理念・目的を尺度として行われるそれらの「成果」への検証は、アウトカム評価の側面から行われる。なお、プロセス評価やアウトカム評価における評価の対象物を直接評価するには相当の困難を伴うことから、第三者は、各大学の評価結果を「評価」という方式をとることが考えられる。この間接評価方式は、「メタ評価」とも呼ばれる。

評価結果の効果に着目し、「結論指向型評価」と「改善指向型評価」に分ける区分法がある。いずれの区分法も大学評価に適用可能と考えられるが、大学評価を、大学の改善・改革を支援することを主目的とすると考える立場に立てば、後者の切り口が重要となろう。

ここでは、これまで見てきたような理解に立って、教育研究の質的向上という本来目的に沿った客観的な大学評価の方向性を探るべく、一般的な評価の類型とこれを大学評価の局面に適用することにより想定される評価類型を瞥見することとする。

まず第一に、評価主体に着目して、これを「自己評価」と「外部評価」もしくは「第三者評価」に分ける区分法が存する。

自己評価とは、文字通り、自身の手で評価することを言い、外部評価もしくは第三者評価とは、自らを外部（の第三）者に評価させることを言う。大学評価の領域では、ある組織単位を対象に特定専門領域やテーマについて、大学が外部有識者に依頼して行う評価を外部評価、第三者機関が大学等に対し組織的に行う評価を第三者評価として位置づける考え方もある。ちなみに、大学基準協会は、平成8年度以降より実施の「加盟判定審査」と「相互評価」を第三者評価として位置づけている。

ところで、評価主体の区分法と関連して、自己評価、外部評価、第三者評価といった伝統的タイプに対し新たなタイプのものとして、欧米諸国を中心に「協働参画型評価（participatory evaluation）」の有用性を説く論者が増えつつある。協働参画型評価とは、

評価者と被評価者、さらには評価対象となっている事業や役務の受益者を含む様々なレベルのステークホルダーが事業や役務の目的・目標、評価目的等を確認し合った上で、相補的、協働的關係に立って評価を行うことなどを内容とする。この評価手法は、当該事業や役務の意義・有効性に対する利害関係者の理解が享有・醸成され、それらの改善・改革やさらなる発展への契機とすることができる点に大きな利点があると指摘されている。この手法は、主に社会事業プロジェクト等に対する評価領域で用いられ始めたもので、大学評価への適用は、今後、プロジェクト評価が重視される研究系大学院や専門大学院等でなされていくことも考えられる。さらに、この協働参画型評価では、評価者と被評価者が、評価目的等に対する共通認識の上に立って評価が進められる点、評価プロセスを協働して進める中で、評価対象物の改善方向等に対する共通理解が両者の間で芽生える余地が見出させる点など、大学に対する実地視察の実施を含む今後の大学評価システムの改善を図る上で参考となる点が少なくない。

第二に、評価の対象に着目して、これを機関評価、プログラム評価、プロジェクト評価に大きく分けることができる。

これを大学評価に当てはめると、機関評価では、大学、独立大学院、研究所などが評価の基本単位となる。そこでは、教育、研究のほか、大学等の保有する人的資源、物的資源とそれらを管理し運営するための組織体制が等価値的に評価される。プログラム評価においては、大学・大学院等に置かれた個別学部・学科・大学院研究科の教育プログラムが直接的な評価単位となり、当該教育プログラムの教育研究活動及びそれに密接に関連する事項を中心に評価が行われる。プロジェクト評価では、研究プロジェクトに照準をあてた評価がなされるほか、学生支援や大学の社会への開放等を目的としたプロジェクトへの評価なども考えられる。

第三に、評価内容に着目し、大学評価の局面においてこれを教育評価と研究評価の二つに大きく区分することができる。

教育と研究を画然と区分することに対しては、議論の余地もある。しかしながら、学生の資質・能力の多様化に応じ、その個性に見合ったきめ細かな教育を提供することがわが国大学に課された今日的課題であるという状況に鑑み、教育研究が不可分の関係にあるとはいえ、そこから「教育」を、一応切り離しその有効性を測定・評価することにも大きな意義がある。

ところで、平成10年10月26日の大学審議会答申は、いわゆる「文部省・第三者評価機関」の目指す評価の内容として、教育活動、研究活動のほか、地域社会や産業界との連携・交流、社会貢献などを挙げている。しかしながら、後二者は、概して、大学と社会との相互交流、もしくは教育研究の成果の社会への還元の問題として認識されるべき事項であり、むしろ、それらは、教育評価、研究評価の重要な要素として位置づけられる性格のものであるとも考える。そして、大学における教育研究において、社会貢献がどういう位置づけを伴うかという点については、研究成果が特定企業に利便を供与することを以て、

直ちに大学の社会貢献につながらない一方、基礎的研究が特定企業や関係者の実用に供されないからといって、長期的視点に立てば、その成果が人類の福利に寄与する場合が少なくないという例を想起し、専門分野の特性を基礎に教育研究における社会貢献の状況を個別具体的に評価していくことが必要であると考えられる。もっとも、企業その他の組織体による社会貢献の重要性が認識される中で、これら企業等が地域産業や地域経済の発展に寄与するための受け皿として大学が一定の役割を果たすことや、大学自体が地域文化の担い手として地域振興のために大きな役目を演ずることへの期待が高まりつつある。こうした今日状況を踏まえ、大学の社会貢献に固有の価値を認め、これに教育、研究と並ぶ独立の位置づけを付与することも一方策である。

第四に、評価の時期に着目して、これを事前評価、中間評価、結果評価、事後（インパクト）評価に、大きく分けることができる。

この評価は、特定プロジェクトの有効性評価などの局面において、例えば、中間評価の実施を通じ事業活動の変更や資金供与の打ち切りを決めるなど、事業活動の方向性や資源配分額の決定に大きな威力を発揮する評価法と考えられている。もっとも、この評価の切り口は、研究プロジェクトや社会事業プロジェクト、それに行政評価、政策評価等において専ら活用されるべきものであって、大学評価の領域での適用に際しては一定の工夫が必要である。

第五に、評価対象の動態に着目して、これをインプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価に分ける区分法がある。

インプット評価では、所与の条件や予め設定した目的・目標とそれに対応した事物の具体的状況等に対し評価がなされる。プロセス評価では、所与の条件を前提に新たな要素を加味させつつ、当初目的・目標の実現に向けたプロセスや活動の様相が中心的に評価される。アウトプット評価では、そうした一連の活動の結果そのものに対して評価がなされる。これに対し、アウトカム評価では、当初目的・目標の達成度に照準が当てられ、目に見える成果、目に見えない成果のいずれもが評価に付される。このアウトカム評価とアウトプット評価にはオーバーラップする側面が見られるものの、アウトカム評価では、評価対象となる「結果」も含め様々な結果や成果が、当初目的・目標に対応した「成果」と言えるかどうかをあらためて検証されるという点で、両者の評価の視点はやや異なっている。

こうした区分法を大学評価に当てはめて考えると、大学の「理念・目的」とこれに沿って編成された教育研究のコンテンツ及びこれを支える人的・物的資源が、インプット評価の側面から評価される。そして、理念・目的の実現に向け、大学や各教育プログラムが展開する様々な活動や改革等の状況がプロセス評価の側面から、その活動等に伴う結果がアウトプット評価の側面からそれぞれ評価される。さらに、理念・目的がいかに実現されたかという視点に基づいて、教育研究上の成果の把握と、理念・目的を尺度として行われるそれらの「成果」への検証がアウトカム評価の側面から行われる。

これらのことからわかるように、本協会の大学評価を含め、わが国における大学を対象

とする評価は、インプット評価とアウトプット評価に偏していたようにも考えられる。もっとも、仮に、プロセス評価を行おうとすれば大学の内部活動の調査を行うことが不可欠であり、またアウトカム評価においては、成果の把握に当り、大学の掲げる理念・目的のカタログに応じた複数の社会調査を含む様々なアセスメント手法を駆使することが必要である。いずれの場合でも、こうした事柄を直接評価するには、相当の困難を伴うことが予想される。そこで、それらの直接評価は各大学の責任に委ね、第三者的立場から大学評価を掌る機関は、各大学の評価結果を「評価」するという方式をとることが考えられる。こうした間接評価方式は、「メタ評価 (meta-analysis)」とも呼ばれている。

第六に、評価結果の効果に着目して、これを「結論指向型評価 (summative evaluation)」と「改善指向型評価 (formative evaluation)」に分ける区分法がある。

このうち、結論指向型評価は、評価結果が他に選択の余地のない一定の結論を導き出す方向で作用する評価方式 (合否判定等もこれに含まれる) で、評価に際し、数量的な基準や指標が比較的多く用いられる点に特徴がある。一方、改善指向型評価は、試行的・導入的プログラムやプロジェクトの検証を通じ、そこでなされた改善点の指摘を、それ以降の本格的プログラム実践に活用するなど、評価結果を、組織・活動やプログラム等の改善のために活用させる方向で作用する評価方式である。そこでは、数値基準が必ずしも絶対的な尺度とは見做されず、定性的観点からの評価も重視される点に大きな特徴がある。これらの評価手法は、大学評価にも充分活用可能であると考えられる。その際、資源配分に直接連動させる評価とは異なり、大学における教育研究の改善・改革や試行的実践を側面的に支援することを主目的として掲げる本協会の大学評価では、改善指向型評価の切り口が駆使される必要がある。なお、今日、研究評価のージャンルとして注目を集めつつある「フィージビリティ・スタディ」の領域でも、改善指向型評価の切り口の重要性についての認識が高まりつつある。

第3章 第三者評価に対する大学関係者の意識・意見

大学基準協会は、大学評価、就中、第三者評価に関する大学関係者の意識調査を行うことを目的に、平成 11 年 5 月、「大学評価に関するアンケート調査」を実施した。この調査は、「大学単位」、「学部単位」の二本立てで、わが国の全ての大学並びに学部を対象に行われた。回収率は、「大学単位」のものが、91.0%、「学部単位」のものが 91.2%であった。

また同時に、大学基準協会は、本協会の大学評価システムの改善・充実の方向性を検討する一環として、すでに本協会の大学評価を受けた大学に対して「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」を実施した。調査対象大学は、加盟判定審査43大学、相互評価50大学の計93大学で、そのうち91大学から回答があり、回収率は、97.8%であった。

ここでは、このアンケート調査結果を基礎に、まず、第三者評価の一般的あり方に関する大学関係者の意識を瞥見することとする。次いで、同調査の「自由回答」のうち、特に、大学基準協会の第三者評価の方向性及び大学審議会が提唱したいいわゆる「文部省・第三者機関」や他の評価機関と本協会との関係に関わる問題に焦点を絞って、寄せられた意見の一端を紹介することとしたい。なお、本調査を通じて得た第三者評価の実施のあり方等に対する諸種のデータの概要については、本報告書の関係部分で、随時、紹介していくこととする。

そして、最後に、本協会の大学評価を受けた大学を対象を絞って行ったアンケート調査の結果概要を紹介したい。

(1) 第三者評価に対する大学関係者の意識

まず、すでに第三者評価を受け回答を得た大学について、第三者評価の効用を問う設問に対しては、「有効なアドバイスの受理」(81.1%)、「学内改革への寄与」(74.1%)、「自己点検・評価の保証」(62.9%)、「大学の質の社会的保証」(61.5%)が高い比率を示していた(後掲<資料1>表1)。これを国・公・私立大学別に見ると、全体的にはほぼ上と同様の傾向にあるものの、「大学の質の社会的保証」が、国立大学の場合、必ずしも高い数値を示していない(28.3%)反面、私立大学にあっては、この項目が最も高い比率を示していた(80.0%)(同表2)。一方、大学がこれまで受けた第三者評価の問題点としては、大学全体として、「被評価者の準備不足」(36.4%)、「評価基準等の曖昧さ」(35.0%)、「時間不足」(25.9%)、「評価対象分野のカバー不足」(21.7%)等の点が指摘された(同表3)。国・公・私立大学別の数値も、ほぼこれと同様の傾向にあった。これら一連の傾向は、学部単位で行った調査結果の中でも窺われる。

次いで、これまで第三者評価を受けたことのない大学に対し、その理由を問う設問では、「準備不足」(44.7%)、「学内的合意が困難」(24.7%)、「社会ニーズ対応への危

惧」(16.4%)、「理由・意義が見出せない」(12.6%)が上位を占めた(同表4)。この傾向は、国・公・私立大学において共通であった。また、同様の傾向は、学部単位で行った調査結果の中からも窺われる。

さて、本協会が、今回実施したアンケート調査では、自主改革の契機として活用可能かつ透明性・客観性の保証された望ましい第三者評価方式を問う項目も設定された。その調査結果に拠れば、大学全体として、望ましい第三者評価方式として上位に挙げられたのが、「大学基準協会」(54.5%)、「大学審答申の第三者機関」(32.6%)、「外部有識者に委託」(29.1%)、「専門分野の学協会等」(19.4%)であった(同表5)。これを国・公・私立大学別に見ると、国立大学については、「大学審答申の第三者機関」(76.8%)、「外部有識者に委託」(48.4%)、「専門分野の学協会等」(37.9%)、「大学基準協会」(36.8%)の順であった。公立大学については、「大学基準協会」(59.6%)、「外部有識者に委託」(38.6%)、「大学審答申の第三者機関」(33.3%)、「専門分野の学協会等」(17.5%)の順であった。私立大学も、公立大学と同様の傾向を示し、「大学基準協会」(58.0%)、「外部有識者に委託」(23.4%)、「大学審答申の第三者機関」(22.2%)、「国・公・私大の大学団体」(17.1%)の順であった(同表6)。一方、この点を、学部単位で行ったアンケート調査結果に拠って見ると、学部全体として見れば、大学全体の調査結果に表われたのと同様の傾向が示されているものの、設置者別の調査結果は、ややそれとは異なる傾向が見られた。具体的には、国立大学については、「外部有識者に委託」が50.3%で最上位を占め、「大学審答申の第三者機関」のパーセンテージが47.4%にとどまったのに対し、ここでは「大学基準協会」が望ましい第三者評価方式の第三位を占め、そのパーセンテージも比較的安定的数値(34.8%)を維持していること、私立大学については、「大学基準協会」が60.3%もの支持を集めるとともに、設置者別の「大学団体」に対する第三者評価機関としての期待も高いこと(17.6%)、などが数値の上から見て取れる(同表7)。

さらに、第三者評価の結果と具体的メリットとを結びつけることの是非を問う設問に対しては、大学全体の傾向として、「メリットは不要」とする回答が50.3%と最も多く、一方で、メリットを肯定する意見の中では、「改組転換等の申請・審査」31.0%、「予算配分・私学助成」30.0%、「研究助成」26.5%、「単位互換」20.1%が上位を占めた(同表8)。これを国・公・私立大学別に見ると、国立大学については、「メリットは不要」(55.8%)、「改組転換等の申請・審査」(38.9%)、「予算配分・私学助成」(31.6%)、「研究交流」(25.3%)が、公立大学については、「メリットは不要」(52.6%)、「研究交流」(36.8%)、「単位互換」(33.3%)、「研究助成」(28.1%)、「改組転換等の申請・審査」(24.6%)が、私立大学については、「メリットは不要」(48.8%)、「予算配分・私学助成」(31.6%)、「改組転換等の申請・審査」(30.2%)、「研究助成」(26.8%)、「学生への経済的支援」(21.5%)がそれぞれ上位を占めた(同表9)。一方、学部単位で行った調査結果に拠れば、その全体的傾向

として、やはり「メリットは不要」とする回答が 42.8%と最も多かった。一方、メリットを肯定する意見の上位には、「予算配分・私学助成」(37.0%)、「研究助成」(35.2%)、「改組転換等の申請・審査」(31.8%)、「学生への経済的支援」(25.5%)などの項目が占めた(同表 10)。これを国・公・私立の学部別に見ると、国立大学の学部については、「メリットは不要」(48.0%)、「改組転換等の申請・審査」(40.5%)、「研究助成」(34.5%)、「予算配分・私学助成」(32.2%)、「研究交流」(31.3%)が、公立大学の学部については、「メリットは不要」(45.1%)、「研究交流」(30.1%)、「改組転換等の申請・審査」(29.2%)、「研究助成」(29.2%)、「単位互換」(21.2%)が上位を占めた。私立大学の学部については、第一位に「予算配分・私学助成」(41.4%)があり、その下に「メリットは不要」(40.6%)、「研究助成」(36.3%)、「改組転換等の申請・審査」(28.8%)、「学生への経済的支援」(28.4%)が続いた(同表 11)。

これらの概括的特徴を端的に述べれば、第三者評価の結果を具体的メリットと結びつけることには、わが国大学・学部は、一般に消極的姿勢を示しているが、そうした傾向は、国立大学・学部において顕著であること、敢えて具体的メリットを求めようとする場合、国立大学・学部では「改組転換等の申請・審査」、公立大学・学部では「研究交流」などというように、必ずしも資金の直接移動を伴うことにメリットを見出そうとしていないのに反し、私立大学は「予算配分・私学助成」にそのメリットを求めようとしていること、しかも私立大学の学部レベルでは、メリット不要論よりは第三者評価の結果を私学助成等と連動させることを求める意見が強いこと、等の点を摘示することができる。これからの「あるべき第三者評価方式」を考えていく上で、極めて重要な留意点となろう。

(2) 第三者評価に関する大学基準協会への意見

第三者評価機関が大学評価を行うことについては、この調査結果においても、大学の設置形態の違いや建学の精神・理念の多様性が軽視され、画一的基準や定量指標により評価がなされることへの懸念、人格形成を目的とした教育的側面よりも研究業績に重点を置いて評価がなされ、その結果が直接、資源配分へ連動することへの危惧、評価がランク付けにつながるのではなく、改善・改革の呼び水となることの必要性、評価の客観性・透明性の保証、評価スタッフの多様性の確保、等を中心に様々な意見が提起された。

大学基準協会が今後とも「第三者評価機関」として活動していくことについては、これに賛同する意見が多く寄せられた。その一端を紹介すると、「大学基準協会の活性化を図って、各大学が行った自己転換・評価の『客観性、妥当性』を担保する方策を一層極める必要」がある、「大学基準協会による第三者評価を、全国レベルでさらに発展・展開させ、わが国高等教育界の客観的評価が定着する」ことが望まれ、「助言・勧告が実践されることにより、わが国の高等教育がレベルアップ」すると考えられる、「今の基準協会の存在

を広く認知させ、全ての大学を統括する方向が「全大学を導く灯台の光であることを切願」する、などの意見が挙げられる。

大学評価の単位については、大学全体を総体として評価することに加え、専門分野単位の評価を行う必要性を指摘する意見が見られた。

また、大学基準協会のあり方及びその評価の基本原則として、大学評価の基本は、「大学自治」に立脚した自己点検・評価に対する「評価」にあることから、大学基準協会が、政府や企業等から相対的独自性を保つべきことへの要望が見られた。これに関連して、相互評価システムが「順調に発展」していくことにより、「アメリカ型の自主独立の自治的な大学評価の確立」に結びつき、このことによって点検・評価活動やFD活動等が実りある成果を挙げ得るとの意見があった。その一方で、文部省の大学設置認可行政に、協会が一層コミットすることを通じ、大学基準協会の公的権威を高める必要性を指摘する意見も存した。

協会の評価組織体制については、評価者の所属する大学の多様性をさらに拡大させるべきこと、大学関係者以外の民間有識者なども評価者の中に加えるべきこと、等の意見が目立った。また、評価者の選任手続の透明性を確保することを求める意見も見られた。

評価の実施プロセスについては、書面審査と実地視察の二本立てを望む意見が少なからず存した。

評価結果の公表のあり方については、大学に対する審判は最終的には社会によってなされるものであるから、本協会は「社会に的確な情報を提供」すべき「極めて厳粛」な使命を負っていることを指摘する意見があった。

ところで、本協会の大学評価において一層の改善が求められているのが、評価基準、評価指標の客観化・明確化に関わる点である。そうした意見の多くは、評価の客観性・透明性を高める上で、客観的基準や指標の確立が不可欠の要素であることを指摘した。この問題は、新構想の大学評価システムの構築を考える上での最重要検討課題となろう。なお、この問題に関連して、少数意見ながら、「数量化できる客観的な指標を作ることによって、大学のランキングができるようにすることが望ましい」との意見があった。

大学基準協会の大学評価の国際的通用力の問題に関しては、評価の国際的ネットワークなどにおいて協会が能動的な役割を果たし、単位互換、研究交流の促進に貢献することを求める意見が散見された。

なお、大学基準協会そのものの組織・機構の今後のあり方に関しては、役員人事の透明性を確保すること、職員数の充実を図ること、社会的信頼性の高い評価を確立させるため、協会内に新たに「高等教育研究所」を設置すること、などの意見が提起された。

(3) 大学基準協会と他の評価機関との関係についての意見

大学基準協会と他の評価機関との関係についても、様々な意見が寄せられた。

まず、大学基準協会と「大学審答申の第三者機関」の関係については、両者の整合的運用を図るべきとの意見が比較的多数を占めたほか、両者を一本化すべきとの意見も存した。また、大学基準協会を、公・私立大学を対象とする第三者機関とし、「大学審答申の第三者機関」を国立大学を対象とする第三者機関として一応のスミ分けした上で、希望により両方の評価を受ける道を開いておくべきであるという意見があった。このほか、大学評価の基準・方法は、大学基準協会が設定し、これに基づいて各大学が行った自己点検・評価の結果を「大学審答申の第三者機関」が評価すべきであるとの意見、反対に、「大学審答申の第三者機関」が、主に「外部評価」の研究開発を担当し、「国公立大学が協力して支え、運営してきた連合体であり、また早くから大学の第三者評価を提唱し、実績を積んできた」大学基準協会が実際の第三者評価を担当すべきであるとの意見、などがあった。

工学教育プログラムの国際的相互認証を目的に、創設された「日本技術者教育認定機構（JABEE）」と大学基準協会の関係についても、制度の統一的運用を求める意見が見られた。またJABEE、大学基準協会、「大学審答申の第三者機関」がそれぞれ行う評価の「交通整理」を求めたい旨の意見も存した。さらに、大学基準協会を母体に、学協会などを取り込んだ複合組織としての第三者評価機関の創設を求める意見があった。

このほか、大学の設置形態別に分かれて存在する大学団体と大学基準協会とが共同で評価する方向が望ましいとする意見、大学基準協会を介して、同系統の学科・専攻等による「大学人間の相互評価」などが考えられてよい、とする意見があった。さらに、すでに事実上の第三者評価機能を担っている文部省関係の各種機関（大学設置・学校法人審議会、視学委員など）や私学助成機関の機能・運営が一層改善されることを前提に、大学基準協会を視野に入れた第三者評価のあり方を考えていく必要がある点を指摘する意見も見られた。

（４）大学基準協会の大学評価に対する維持会員校の意識

大学基準協会の大学評価に対する概括的感想

まず、本協会の大学評価の主要な目的である「改善・改革の支援」並びに「社会に対する質の保障」の達成度についての質問を行った。「改善・改革の支援」については、「十分達成」（17.6%）、「やや達成」（79.1%）を合わせると96.7%と高い数値となった（後掲＜資料2＞表1）。また、「社会に対する質の保証」についても、「十分達成」（7.7%）、「やや達成」（61.5%）を合わせて約70%の大学から概ね達成されていると受け止められた（同表2）。但し、「改善・改革の支援」に比して「社会に対する質の保証」の数値が低くなっている。

また、大学評価を申請した大学に対して、評価委員リストを事前に公表することの是非については、「あまりそうは思わない」（45.0%）、「まったくそうは思わない」（30.8%）と否定的な回答が75.1%を占めた（同表3）。

大学評価の方法・手続

(a) 調書の形式・内容等について

調書の形式・内容等について「点検・評価報告書の記述方法の適切性」、「基礎データ調書の適切性」を問う設問では、「非常に適切である」と「やや適切である」の合計の数値は、85%以上と高い(同表4、5)が、申請年度別にみると、「非常に適切である」の数値は、申請年度が新しくなるにつれて低下している。

(b) 主要点検・評価項目について

次に主要点検・評価項目に関して、現在設定されている項目の適切性について問う設問では、「非常に適切である」(15.4%)、「やや適切である」(78.0%)と、全般的には肯定的に受け止められている(同表6)。

しかし、主要点検・評価項目に追加すべき項目があるか否かについての設問では、例示された項目について追加することが「非常に必要である」、「必要である」との回答が多かった順に列挙すると、「事務局組織・機能」(94.5%)、「国際交流」(91.2%)、「学生の進路・就職指導」(86.8%)、「財政」(82.4%)、「学生による授業評価」(82.4%)、「法人組織・機能」(81.3%)、「企業との共同研究」(65.9%)、「外部資金の導入」(63.7%)となり、現在の主要点検・評価項目が必ずしも充分ではないことが窺える(同表7~14)。

(c) 評価基準について

現行の「大学基準」は、大学自身が掲げる理念・目的を重視した定性的なものとなっているが、大学評価のための基準として、定量的な基準を使用することについて大学の意識を問う設問では、「ある程度定量的な基準を使うことはやむを得ない」(「非常にそう思う」24.2%、「ややそう思う」62.6%)、「評価の客観性を保証するために、定量的な基準を用いることは必要」(「非常にそう思う」26.4%、「ややそう思う」59.3%)として、80%以上が定量的な基準の使用を容認し、「定量的な基準は使うべきでない」と考えている割合は15%程度に留まっている(同表15~17)。但し、定量的な基準を使う場合、その「基準の事前公表」については「非常にそう思う」46.1%、「ややそう思う」35.2%とそれが強く肯定されている(同表18)。

また、「定量的基準を用いない評価は客観性を担保できない」という意見に対しては、「非常にそう思う」と強く肯定する割合は4.4%にとどまっており、「ややそう思う」を加えても46.1%と半数に満たなかった(同表19)。

(d) 教育課程の評価のあり方について

教育課程の評価のための項目、基礎データ項目、添付資料とも、現状の方法に肯定的な回答が寄せられているが、大学院研究科の教育課程に関わる自己点検・評価項目の充実の必要性については、「非常にそう思う」16.5%、「ややそう思

う」49.4%と、その必要性が指摘されている（同表20）。

(e) 研究評価のあり方について

研究評価のあり方については、「組織全体の研究活動の検証システムの適切性や諸条件の整備状況」に重点をおいた現行の評価のあり方を支持する意見（「非常にそう思う」14.3%、「ややそう思う」62.6%、計76.9%）のほうが、「教員個々人の業績評価」に結びつくような評価を支持する意見（「非常にそう思う」24.2%、「ややそう思う」36.2%、計60.4%）を上回っている（同表21、22）。ただ、「研究業績を数量的に把握できるようなデータの提示」を支持する意見（計62.6%）、「大学外の研究機関の研究者などを評価者に加える」を支持する意見（計82.4%）も多くなっている（同表23、24）。

(f) 評価方法の改善方策について

今後の評価方法については、「書面審査中心」を支持する意見（「非常にそう思う」7.7%、「ややそう思う」51.6%、計59.3%）が、「実地視察中心」を支持する意見（「非常にそう思う」8.8%、「ややそう思う」39.5%、計48.3%）を上回っている（同表25、26）。

また、弁明、不服申立、口頭説明等の機会を設けることの必要性については、「最終決定前の大学の弁明の機会」を支持する意見（「非常にそう思う」24.2%、「ややそう思う」48.3%、計72.5%）が、「最終決定に対する不服申立の機会」を支持する意見（「非常にそう思う」17.6%、「ややそう思う」47.2%、計64.8%）、「分科会における大学側の口頭説明・質疑応答の機会」を支持する意見（「非常にそう思う」20.9%、「ややそう思う」45.0%、計65.9%）をやや上回っており、書面だけでなく、最終決定に至る前に大学との意見のやりとりの場の設定が求められている（同表27～29）。

評価結果とその公表方法

(a) 評価結果について

大学全体及び各専門分野に対する評価結果については、肯定的意見が90%以上で、いずれも公正・妥当なものとして受け入れられている（同表30、31）。但し、現在の助言・勧告以外に、グレードの一覧表や主査報告書の当該大学への公表の必要性も、70%以上の大学で認識されている（同表32、33）。

勧告・助言等の形式・内容については、「分量の適切性」（「非常にあてはまる」、「ややあてはまる」計75.8%）、「長所と問題点の評価的的確性」（「非常にあてはまる」、「ややあてはまる」計82.4%）についてもいずれも高い評価を受けている（同表34、35）。

(b) 結果の公表について

大学基準協会からの評価結果の公表方法については、「現在の公表方法」を支持

する意見が全体の79.1%となっている（同表36）。

各大学による公表に関しては、「大学評価の結果を公表した」大学は、62.6%、「公表予定」が16.5%、「公表予定はない」が18.7%となっている（同表37）。

公表の内容については、「勧告・助言等の全文のみ」23.1%、「調査及び勧告・助言等の全文」13.2%、「点検・評価報告書のみ」8.8%の順になっている（同表38）。

各大学による公表の方法については、「学内広報」31.9%、「報告書の送付」30.8%が比較的多くなっており（同表39）、公表の対象は、「学内教職員」64.8%が最も多く、「他大学」23.1%、「国の行政機関」19.8%、「学生」・「地方公共団体の行政機関」・「大学団体」18.7%という順になっている（同表40）。

大学評価の有効性とメリット

まず、大学評価の申請理由について、「非常にあてはまる」、「あてはまる」の割合の高い順に列挙すると、「自己点検・評価の客観性確保」（96.7%）、「改善・改革の契機」（95.6%）、「評価者としての適切性」（93.4%）、「自己点検・評価体制の確立」（83.5%）となり、「自学のステイタスを高める」の割合はあまり高くない（同表41～46）。

次に、大学評価を受けた結果に伴うメリットについては、同様に、「改善・改革方策への反映」（95.6%）、「自己点検・評価の客観性確保」（92.3%）、「質の維持・向上に役立てる」（90.1%）、「自己点検・評価体制の確立」（78.0%）となり、「学外からの評価が高まる」と考える大学は31.9%と低い数値となった（同表47～51）。

さらに、今後望まれる具体的メリットのあり方については、「改組転換申請・審査での考慮」（73.6%）、「国の予算配分・私学助成への反映」（65.9%）、「研究助成の申請・審査での考慮」（64.8%）、「単位互換における考慮」（62.6%）となり、「現状のまま」でよいとする意見は、33.0%にとどまった（同表52～56）。

加盟判定審査と相互評価の今後のあり方

提出書類や評価プロセスについて現状維持を支持する意見は、「非常にそう思う」14.3%、「ややそう思う」39.5%、計53.8%と約半数を占めている（同表57）。加盟判定審査合格校と相互評価認定校とでは特にその傾向に差異は見られないが、申請年度が新しくなるほど現状維持を支持する意見は少なくなっており、平成10年度では41.4%と半数を下回っている。

加盟判定審査の簡素化を支持する意見は、全体では「非常にそう思う」4.4%、「ややそう思う」32.9%、計37.3%に留まる（同表58）。これを相互評価と加盟判定審査に分けてみると、相互評価認定校の場合は、簡素化を支持する意見が54.0%と半数を超えるが、加盟判定審査合格校の場合は17.5%と少なくなっている。

相互評価の厳格化を支持する意見は、「非常にそう思う」11.0%、「ややそう思う」50.

5%、計61.5%となっている（同表59）。相互評価における専門分野単位での申請への対応を支持する意見は、「非常にそう思う」13.2%、「ややそう思う」42.8%、計56.0%となっている（同表60）。いずれの場合においても、加盟判定審査合格校と相互評価認定校による差異、申請年度による差異は特に見られない。

第4章 教育評価と研究評価のあり方

(1) 教育評価のあり方

教育は、本質的に、評価にはなじまないと考えられてきた。その一方で、わが国大学には、多様な教育の展開に向け、評価を通じ、教育内容・方法の改善・改革を図っていくべきこと、などが強く求められている。今後は、教育を通じた社会貢献の状況を、「教育評価」の結果に基づき明らかにすることも求められよう。

本協会の教育評価は、教育目的・目標の実現に向けた組織体制とその結果や成果、そのために注いだ努力の状況を把握・検証し将来の改善に連結させていく一連の営みとして捉えられている。こうした観点から、本協会における教育評価のあり方を、以下、インプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価の側面から整理したい。

- (a) インプット評価：教育評価に関わる本協会の点検・評価項目のうち、「学部・学科等の教育課程」におけるカリキュラム内容と履修方法、単位計算や単位認定のあり方等に関する事項、社会人、外国人留学生などへの教育課程編成上の配慮に関する事項、また「大学院研究科の教育課程」における同様の事項は、従来より、インプット評価の視点から評価してきた。今後、本協会の大学評価において、インターンシップやボランティア等の個別カリキュラムの中での位置づけなど、大学と社会を繋ぐ新たな教育内容・方法のあり方についても検証を加えていく。

大学基準協会の「教育基準」中にカリキュラム・モデルなどが提示された分野を基礎とする学部・学科・大学院研究科の教育課程を本協会が評価するに当たり、こうしたモデルを参照することが考えられる。しかし、教育内容などを評価する場合の重要な基本規範が各大学・学部等の教育目的・目標である以上、そうした規格の使用には慎重を期したい。また、教員組織、教育用施設・設備に関する事項は、これまで蓄積してきた評価データを基礎に指標を設定し、これに基づいて評価することが適当である。なお、教員組織については、専任教員のみならず兼任教員、さらには期限付き教員や流動部門に属する教員・研究員の教育課程への関与の状況などを、教育用施設・設備については、情報インフラの整備状況などを、今後、評価項目の重要な要素として位置づけていく。

- (b) プロセス評価：プロセス評価の視点から本協会が設定した点検・評価項目として、「学部・学科等の教育課程」については、履修指導、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善のための措置、授業形態・授業方法、な

どがあり、「大学院研究科の教育課程」については、「学位論文の作成等を通じた研究指導」が加えられている。プロセス評価においては、今後、学生満足度調査や卒業生・雇用主などからの意見聴取等の教育改善への取組み、「教育評価」活動を改善・改革へフィードバックさせるための諸活動等も、その対象とすることが適当である。但し、これらに対する評価は、協会としては、点検・評価結果を評価する中で、その有効性を保証するものとするのが妥当である。FDや学生による授業評価とその結果のフィードバック・システムなどについては、そのモデルを予め協会が設定し、その比較の中で、達成度を検証することが考えられる。

- (c) アウトプット評価：アウトプット評価では、教育の結果や成果を直接評価することを通じ、教育の有効性に対する判断がなされる。しかし、アウトプット評価の指標は、教育目的・目標や専門分野の違いにより、また、大学等の設立年次や規模、設置場所の違いにより、大学毎に数値上の差異が生じる可能性があることから、こうした数値を唯一の手がかりに、教育上の有効性を推量することは適当でない。

前記・「大学評価に関するアンケート調査」の結果を見ても、第三者が直接的にアウトプット評価を行うことには、相当数の関係者が拒否反応を示している。もとより、各大学・学部等が、自己点検・評価を通じ教育のアウトプット評価を行うことには問題はない。

- (d) アウトカム評価：アウトカム評価では、教育目的・目標の達成度に照準があてられる。アウトカム評価と前記・アウトプット評価の間にはオーバーラップが見られるとは言え、目に見えるもの、目に見えないもの全てに亘る教育上の結果や成果が、当初目的・目標に対応した「成果」と言えるか否かがあらためて問われる点で、その視点は異なっている。

アウトカム評価の関連項目としては、「学部・学科等の教育課程」、「大学院研究科の教育課程」の双方で、「教育効果の測定」が主要点検・評価項目に掲げられている。その測定手段として、単位取得率、退学率、就職・進学率、資格試験合格率の把握などが想定される。教育効果の測定に当り、各大学の判断において、学生満足度調査、卒業生の追跡調査、雇用主などへの調査等の手法を用いることも有用である。本協会が、アウトカム評価の一環として、「教育効果の測定」に関する事項を評価するに当っては、大学の自律性を尊重する立場から、当面、それらに対する間接評価にとどめる。但し、教育効果の測定システムがすでに確立していることを前提に、「教育効果の測定」という営為の機能的有効性を評価することは必要である。

教育評価の意義・目的

学校教育法は、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」（同法第52条）にあるとし、高等教育機関としての大学の役割を明確に示している。また、そこには併せ、学術研究上の成果をうみ出し伝承させていく中で、有為な人材を育成し、以て学問の進歩と社会発展へ貢献していく大学の責務が含意されている。大学における教育評価では、わが国教育機関の上級教育階梯を掌る大学が営むそうした教育活動全般を対象に、評価が行われる。またそこでは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」（同法第65条）ことを目的とする大学院も、評価の視野に収められる。

教育評価に対しては、教育という営為は、教える者と学ぶ者との知的ふれあいを通じて営まれる精神的活動であり、かつ、それが人の一生を通じて、各人の心や活動に深い影響を及ぼすものであるという本質的屬性に照らし、評価にはなじまない領域と考えられてきた。また、教育評価において、画一的基準や指標などが評価尺度として用いられることにより、個々の学習者の資質・能力に対応した教育機会の持つ精神的価値が軽視され、教育全体が画一化の方向に向う危険性が内包されていること、教育及びその成果には、潜在的価値を有するものが多く、目に見える形で顕現されるものは極めて限定されていること、その傾向は、特に、「教育成果」を把握しようとする際に顕著に現れること、各人の持つ資質・能力の違いを既定事実として是認した上で、個々の学習者の教育成果の相对比较を通じ、教育機関の教育の質を検証しようとする手法は、往々にして彼らの学力向上度を無視する結果に陥ること、など、これまで教育評価に対し否定的な意見が数多く見られた。

このように、大学における教育評価を否定的に解する考え方がある一方で、今日、教育評価の重要性を、あらためてここで確認しておく必要がある。

周知のように、わが国大学は、学生の急増減に伸縮自在に対応させるために設けられたはずの臨時的定員の5割の恒常化が認められたことと相俟って、当初を上回る量的規模で18歳急減期の乗り切りを余儀なくされることとなった。こうした状況を背景に、入学試験や厳格な成績評価を通じ、大学教育の質を確保していくことが次第に困難になりつつある。このことに伴い、全ての大学は、減少し続ける18歳学生の獲得にしのぎをけずるという厳しい競争環境の中で、受け入れ学生の資質・能力に見合った多様な教育を、その水準を低下させることなく継続的に行っていくという責務を履行していくことが必須の課題となっている。また、今日における経済構造、産業構造の急激な変動や技術革新の急速な進展により、知識のリフレッシュや新たなスキルの習得に向け、大学などでの再学習を目指す社会人の数が増加の傾向にある。大学は、こうした新たな学生層の再学習需要にも対応したカリキュラムを開発・展開するとともに、社会人学生の持つ活力を取り込みながら教育内容・方法の改善・改革を繰り返していくことも重要となってきた。わが国大学には、学生の多様な個性に応じた多様な教育内容・方法を展開させるべく、教育内容・方法の改善・改革を図っていくべきこと、教育評価はそのための検証機会であること、同時に、各大学における教育の質を、教育評価を通じて保証していくべきこと、これらの事柄を併行

的に進めていくことが急務とされている。そして今後は、社会的組織的である大学の責務として、教育を通じた社会貢献の状況を、「教育評価」の結果に基づいて明らかにしていくという要請がますます強まっていくことが予想されている。

ところで、最初に少しふれたように、教育とは、教える者と学ぶ者が、互いの人格の尊重を基礎に、知的なふれ合いを通して相互の資質・能力を高めていくことを内容とする極めて精神的・文化的営みである。大学における教育の自由や自律性は、個人の尊厳を基礎に成立するもので、近代憲法の擁護する精神的自由の極めて重要な一翼をなしている。そこで、高度かつ自由で多様な発展が求められる高等教育に対する公権力関与に自制が求められる部分が大い分だけ、大学の連合自治に支えられた大学基準協会に教育評価の領域で期待される役割も、決して小さくはない。

本協会の大学評価における教育評価

大学基準協会は、教育評価に関しては、昭和26年度より実施の適格判定以来、学部・学科単位で、教養教育、専門教育の双方に亘るカリキュラム内容と履修方法を中心に審査を進めてきた。そして、平成8年度以降の大学評価においても、上記項目の継承と新たに大学院研究科のカリキュラム一覧の提示を求めた上で、教育評価に関し、学部・学科等と大学院研究科に区分してそれぞれ次のような主要点検・評価項目を設定した。

まず、学部・学科等に関しては、()学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連、()教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮の適切性、妥当性、()各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性、()国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性、()大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性、()社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮、()教育上の効果を測定するための方法の適切性、()学生に対する履修指導の適切性、()学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性、()授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性、といった項目が設定された。一方、大学院研究科に関しては、()大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、()教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性、()社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮、()教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性、()国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性、()修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、といった諸項目が設定された。生涯学習に関しても、()生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、といった項目が設定された。このほか、「大学・学部等の理念・

目的」、「学生の受け入れ」、「教員組織」、「施設・設備等」、「学生生活への配慮」等の大項目中には、適宜、教育評価に関わる細項目が設定されるなど、教育評価に関わる項目は、現行の『大学評価マニュアル』において、すでに詳細かつ多岐に亘って設定されている。これら項目については、その各々の重要性を認識しつつ、省令改正等の動向をも見据えながら、再検討の作業に着手することが適当である。

本協会における教育評価は、大学・学部等が予め設定した教育目的・目標との関連において、そうした目的・目標の実現に向けいかなる教育上の組織体制を組みこれを展開したか、そうした諸条件の下でどれほどの結果や成果を挙げ得たか、より一層の成果を挙げていくためにどのような努力が払われているか、という点を把握・検証し将来の改善に連結させていく一連の営みとして捉えられる。こうした観点から、教育評価のあり方を、以下、インプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価の側面から整理し評価の方向性を提示したい。

(a) **インプット評価**：上記・本協会の点検・評価項目のうち、「学部・学科等の教育課程」の()に関わるカリキュラム内容、()に関わる履修方法、()～()に関わる単位計算や単位認定のあり方、等の適切性に関する事項と()に関わる社会人、外国人留学生などへの教育課程編成上の配慮に関する事項、またこれらと同様の内容をもつものとして設定された「大学院研究科の教育課程」の()、()、()などの事項は、従来より、インプット評価の視点から審査・評価を行ってきた。ここでは、各学部・学科・大学院研究科の教育目的・目標の内容・優先順位の確認と、人材育成方針との関連の中での当該目的・目標の位置づけの検証が、そうした目的・目標を価値判断の尺度として教育評価プロセスを進める上で決定的に重要となる。教員と学生との間で当該大学・学部等の教育目的・目標に対する認識の一致が認められるか否かも評価の重要なポイントとなる。今後、本協会の大学評価において、インターンシップやボランティアが、個別カリキュラムの中でどう位置づけられ、卒業所要単位の認定においていかなる取扱いがなされているか、といった大学と社会を繋ぐ新たな教育内容・方法のあり方についても検証を加えていくことが必要である。

大学基準協会では、現在、専門分野別教育基準の設定に向け具体的検討作業を進めており、3年後を目途に主要専門分野の教育基準の一応の完成を目指したい。そうした専門分野別教育基準の中には、カリキュラム・モデルや履修モデル等を提示するものも出てくることが予想される。そこで、「教育基準」中に上記のようなカリキュラム・モデルや履修モデルが提示されている分野を基礎とする学部・学科・大学院研究科の教育課程を本協会が評価するに当り、こうしたモデルを参照することが考えられる。しかしながら、教育の内容・履修方法などを評価する場合、最も重要な評価の基本規範として位置づけられるべきものがそれぞれの大学・学部等の

教育目的・目標である以上、教育の個性の減殺につながるような基準や規格の使用には慎重を期す必要がある。

教育活動におけるインプット評価に関わる事項として、本協会は、教員組織、教育用施設・設備に対する評価も行ってきた。このうち、数値の把握をしその妥当性の検証を行うという側面から、教員組織については、専任教員総数、専任教員1人当りの学生数、専任教員の年齢構成に照準をあて、教育用施設・設備については、施設全体の面積、学生1人当りの講義室・演習室等の面積、教室全体の稼働率、教室の規模別使用率、教育用施設・設備及び機器・備品の配置状況などに照準をあてて評価を行ってきた。また、学生のために用意されている奨学金制度等も評価対象としてきた。これらは、従来経験に照らし、定量評価になじみ易い領域とも考えられ、これまで蓄積してきた評価データを基礎に評価指標を設定し、これに基づいて具体的評価に臨むことが適当である。なお、教員組織については、専任教員のみならず兼任教員、さらには期限付き教員や流動部門に属する教員・研究員の教育課程への関与の状況などを、教育用施設・設備については、情報インフラの整備状況などを、今後、評価項目の重要な要素として位置づけていくことが必要である。

(b) **プロセス評価**：教育活動に対するプロセス評価の視点から本協会が設定した点検・評価項目として、「学部・学科等の教育課程」については、()学生に対する履修指導、()学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善のための措置、()授業形態・授業方法、などがあり、「大学院研究科の教育課程」については、さらに、「学位論文の作成等を通じた研究指導」が付け加えられている。大学教育におけるプロセス評価の重要な要素として一般に理解されているシラバスの作成・展開、学生による授業評価、FD活動等は、本協会では、上記の()の範疇の中で捉えられている。

教育活動のプロセス評価においては、今後、単位認定を実質化し教育内容の充実を図るために講じられている諸種の措置やそれらに関連する学生への教育指導、FDやシラバスの実施、学生による授業評価に加え、学生満足度調査の実施、卒業生や雇用主などからの意見聴取等の教育改善への取組み、それに、自大学・学部等が行った一連の「教育評価」活動を改善・改革へフィードバックさせるための諸活動等も、評価対象とすることが適当である。これらのうち、今日わが国においてその一部につき制度化が試みられているとは言え、相対的に見て、これらの営みは、「大学の自治」の理念の下で、各大学・学部等が目的・目標の完遂を目指して自律的に展開していくべき性格のものである。また、学生による授業評価や学生満足度調査に関わる活動とその中身を、第三者的立場から個別にチェックを行うことは、大学・学部全体に対するまた個々の教員に対する教育研究上の自治の侵害となる恐れがあるのみならず、各大学・学部などが自主的に行っている改善努力に水をさす結果を招来させる可能性が極めて高い。従って、これらの活動の有効性に対する評

価は、各大学・学部等の自己点検・評価に委ねることを原則とし、大学基準協会は、その自己点検・評価結果を「評価」する中で、これら学内の諸活動やその基礎となっているシステムの有効性を保証することにその役割を限定することが妥当である。もっとも、FDや学生による授業評価とその結果のフィードバック・システムなど、教育改善活動のいくつかについては、相当数の大学でかなりの経験と実績が蓄積されていることなどに鑑み、そうした実績などを全国レベルで調査しその結果等を参考に、推奨モデルを予め大学基準協会の側で設定した上で、この推奨モデルとの比較の中で、その達成度を検証することが考えられなくもない。もとよりその具体化の検討に当っては、そうした比較分析の手法が、各大学の改善努力への阻害要因とならないか否かを慎重に見極めていくことが必要である（なお、「推奨モデル」の意義については、54頁参照）。

- (c) **アウトプット評価**：教育活動のアウトプット評価においては、教育の結果や成果を直接的に「評価」することを通じて、当該大学・学部等における教育活動の有効性に対する判断がなされる。そこでは、各授業科目毎の単位取得率、留年率、退学率・卒業率、就職・進学等を含む卒後の進路状況などが、定量的視点から検証に付される。ところで、上記事項について得られた数値は、あくまでも「事実関係の把握」に関わるもので、それらが必ずしも教育の有効性を指し示すものではないとする見解がある。確かに、教育内容・方法の質や水準に専ら起因するというよりは、各大学・学部等の教育目的・目標や専門分野の違いにより、また、その設立年次や規模、設置場所の違いにより、そうした数値に大学毎に差異が生じる可能性も否定できないことから、こうした数値を唯一の手がかりに、第三者的な立場から、当該大学・学部等の教育上の有効性を推量することはやや性急にすぎよう。

こうした点が配慮されてか、アウトプット評価に関わる本協会の点検・評価項目は極めて少なく、わずかに「大学院研究科の教育課程」中に、()修士・博士の学位の授与状況、の項目が設定されているにすぎない。前記「大学評価に関するアンケート調査」の結果を見ても、第三者による「望ましい教育評価」のあり方について、カリキュラムの充実度、授業内容・方法の充実度、施設・設備の充実度など、概ねインプット評価やプロセス評価に関わる事項の項目の活用が集まっている反面、各授業科目の単位取得率、留年率、退学率など主にアウトプット評価に関わる事項を第三者が直接評価することには消極的である（後掲〈資料1〉表12）。このことは、上記の項目の調査によって得た数値そのものを、第三者がアウトプット評価の直接対象とすることに対し、相当数の大学関係者が拒否反応を示していることを我々に教えている。もっとも、医・歯・薬学系などのような資格試験との関連性を視野に入れて教育課程が編成される専門分野では、資格試験合格率や合格者数の全国順位を示す数値により、そこでの教育の有効性を評価することが是認されてよい。もとより、専門分野の如何を問わず、各大学・学部等が上記事項に関わる

数値を用いて、自己点検・評価を通じ教育のアウトプット評価を行うことには何ら問題はない。なお、大学教育における人材育成機能を重視する立場から、卒時の就職・進学状況を示す数値データを基に、各大学・学部等の人材育成機能が有効に作用しているか否かを、第三者的視点から検証することの必要性もかねてから主張されてきた点には留意する必要がある。

(d) **アウトカム評価**：教育活動のアウトカム評価においては、大学・学部等の教育的・目標の達成度に照準が当てられ評価が行われる。前述の如く、アウトカム評価と前記・アウトプット評価の間にはオーバーラップが見られるとは言え、目に見えるもの、目に見えないもの全てに亘る教育上の結果や成果が、当初目的・目標に対応した「成果」と言えるか否かがあらためて検証に付される点で、両者の評価の視点は異なっている。

本協会の教育評価におけるアウトカム評価の関連項目としては、「学部・学科等の教育課程」、「大学院研究科の教育課程」の双方で、「教育効果の測定」が主要点検・評価項目に掲げられている。ここでは、学部・学科・大学院研究科が、教育目的・目標との関係でいかなる教育上の効果を挙げ得たか、その効果測定のためにどのような方法が採られそれがいかに評価されたか、そうして行った測定・評価の結果を教育改善のためにどう活用したか、といった諸点を具体的に検証することが要請されている。ここで最も重視されているのは、目的・目標の実現度を検討するためどのような測定手段が採られているか、という点である。具体的な測定手段としては、上で検討した単位取得率、退学率、就職・進学率、資格試験合格率の把握などが想定される。これらをアウトプット評価の直接的な対象とすることに対しては、前述の如くこれを忌避する傾向が強いが、目的・目標に対応した成果を把握するため、各大学・学部等が自己点検・評価を通じてそうした数値の検証を行うことに特段の問題はない。また、教育効果の測定に当っては、各大学の判断において、学生満足度調査、卒業生の追跡調査、雇用主などへの調査等の手法を用いることも有用である。本協会が、アウトカム評価の一環として、「教育効果の測定」に関する事項を評価するに当っては、大学の自律性を尊重する立場から、教育効果の測定と評価並びに評価結果に基づく教育上の改善努力に関わる事柄の直接的検証は各大学の自己点検・評価に委ね、当面、それらに対する間接評価にとどめておくのが妥当である。

もっとも、「教育効果の測定」という営為は、大学等の人材育成機能の有効性とこうした機能を通じた社会貢献の状況を検証して行く上で、また、大学等が社会に対して負っている教育責任を履行する契機としても重要であることに鑑み、本協会の大学評価においては、その測定システムを確立するか否かの判断は各大学に委ねず（もし、教育効果の測定システムが確立されていないならば、是正「勧告」等が提示されることなどが考慮されてよい）、そのシステムがすでに確立していることを

前提に、その機能的有効性を検証するという側面から評価することが必要である。これを評価するに当り、本協会が予め設定した実施主体やプロセス等に関わる教育効果測定システムのごく包括的な推奨モデルを参照しながら、そうしたシステムの完成度とその運用状況を検証することも一方策であると考え。将来、そうしたモデルを設定するに当っては、綿密な調査研究の結果を踏まえ、大学・学部等の設立趣旨や教育目的の違い、専門分野の種類・性格の多様性、教養教育と専門教育の違い、学部教育と大学院教育の差異等にも留意し、モデル設定の可否を出発点にこの問題を慎重に検討していく必要のあることはあらためて言うまでもない。なお、教育効果を測定するために用いる達成度指標の設定については、大学教育に内包された上記のような違いや多様性が存在することを踏まえた上で、協会の側から固定的な指標の指定は行わないことを、ここで再度確認しておきたい。

(2) 研究評価のあり方

研究評価に対しては、規格からはずれた研究とその成果の有為性を見逃すケースがある、研究成果の発現が見過ごされる危険性がある、成果が顕現する時期の画定が困難な学問分野が広範に見られる、などその困難性が指摘されている。

にもかかわらず、研究評価を必要とする今日的理由として、優れた成果を挙げている研究プロジェクトに優先的に資源配分を行いその有為性を高めることができる、研究費が効果的・効率的に費消されていることを社会に対し証明しうる、等の理由が挙げられている。

大学基準協会は、研究評価に関し、「適格判定」の時期に、専任教員の研究活動状況、専用個室の配置状況、専任教員1人当りの経常的研究費の配分額等を対象に評価を行ってきた。現行の大学評価では、上記項目に加え、()教員の研究活動の活性化を検証するためのシステムの適切性、()教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況、()教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況とその有効性、といった項目を設定した。本協会は、()を間接評価方式により、()をアウトプット評価の視点から、()については、主にインプット評価の視点から検証を行ってきた。

教員研究業績を外部の第三者が評価することに対し、前記・「大学評価に関するアンケート調査」の結果によれば、この部分への期待が大きいことがわかる。従って、研究業績一覧の提出を求めるに当り、その省力化に留意しつつも、こうした評価手法は今後とも堅持する。教員の研究活動の活性化状況を客観的尺度から評価するという要請にこたえるため、レフェリー付き論文集への発表状況、論文等の被引用件数等の指標を活用することについては、専門分野の種類・性格の違いに配慮するとともに、こう

した評価が画一の弊に流れ、恣意的に操作されることはないか、等を慎重に検討する必要がある。

協会は、学内における公正な競争的研究資金の制度化の状況や教員1人当りの経常的研究費の配分額の妥当性を評価する一方、その有効活用の状況は、間接評価でこれを行う。

研究用施設・設備の整備状況や人的補助体制の確立状況について、協会は、利用目的との関連でその配置の状況の評価する。それらの効果的・効率的活用の評価は、間接評価でこれを行う。学術研究のインフラも、新たな視点から評価する。

文部省・科学研究費補助金など各種研究助成金の活用等の状況は、各助成機関の研究評価に委ねる。外部資金に関わる評価では、研究助成金の導入状況、受託研究費の受け入れ状況やその受け入れを得て研究に従事している教員及び支援職員の数等、インプット部分の評価と外部資金が大学内にもたらしたインパクトの評価にその役割を限定する。

研究活動を通じた社会貢献の状況を見る評価項目として、「地域産業との共同研究」、「企業からの研究資金の導入状況」、「特許・技術移転の状況」、等が挙げられる。こうした項目は、適用対象が自然系分野等に限定される点に問題がある。そこで、「目に見える社会貢献」のほか、「目に見えない社会貢献」の状況も評価可能な項目を模索する。

研究面での社会貢献に対する評価に当り、そうした活動が高等教育機関として求められるモラルにかなったものかどうかの検証も行う。

今後、研究者の流動化の促進に向けた機構改革が全国規模で展開していくことが不可避的状況にある。COE性の観点からの研究所評価も、活発化していくことが予想される。そこで、本協会の大学評価においては、大学の組織・機構改革を研究評価の視点から捉えうるような評価視点についても検討する。

研究評価の意義・目的

大学等の学術研究は、研究者の主体性を基礎に、人文・社会・自然に関わるあらゆる領域における真理探究のために営まれる知的創造と応用に関する一切の活動を指す。学術研究の成果は、大学等で行われる高度の高等教育を通じ、有為な人材育成機能を発揮していく中で、学生・後継者に伝承・継承され、以て、学問の進歩と社会の発展に貢献することが目指される。こうした学術研究とその成果の評価を以て、大きく「研究評価」と意義づけることができる。

研究評価に対しては、画一的基準や指標等の評価尺度に頼る余り、これらの規格からはずれた研究とその成果の有為性を見逃すケースが少なくないこと、評価プロセスが機械的に運用されることにより、研究活動そのものの有効性が等閑視されたり、研究成果が発現しているにもかかわらずそれが見過ごされる危険性が存在すること、研究と教育がマッチ

ングすることによって真の研究成果が発揮される分野にあっては、研究評価を行う過程で教育評価の実施も必要とされること、専門分野によっては、目に見える研究成果がもたらされるまでに相当期間を要するなど、成果が顕現する時期の画定が困難な学問分野が人文・社会・自然の全ての領域に亘り比較的広範に見られること、研究の有為性に対する社会的評価、場合によっては同僚研究者による評価においてすら、これに対する関係者の評価結果は必ずしも一致するものではないこと、など、多くの研究評価の困難性を挙げることができる。

にもかかわらず、今日の厳しい経済状況や公財政事情の折柄、研究評価を必要とする今日の理由も存在している。一般にそうした理由として、例えば、() 評価結果を基礎に、優れた成果を挙げている研究プロジェクトに優先的に資源配分を行うことを通じて当該研究の有為性を一層高めることができること、() その一方で、評価の結果、はかばかしい成果を未だ挙げ得ていない進行中の研究プロジェクトへの資金供与を早い段階で打ち切ったり、当該プロジェクトの進め方の変更を指示・指導するなど、効果の乏しい研究に対する助成面での対応が速やかに決断できること、() 同一組織内の研究者集団のうち、特に有為な研究を進めている研究者に対し、優先的な資源配分を行うことによって、当該組織内に競争的環境が醸成でき、組織全体の研究活動の活性化を図ることができること、() 評価を通じて、研究費が効果的・効率的に費消されていることを社会に対し証明しうること、等の点が挙げられている。

本協会の大学評価における研究評価

大学基準協会は、研究評価に関しては、昭和 26 年度より実施の「適格判定」以来、学部単位で、専任教員の研究活動状況、専用個室の配置状況、専任教員 1 人当りの経常的研究費の配分額等を対象に審査を行ってきた。そして、平成 8 年度以降の大学評価においても、上記項目を引き継ぎ、各大学に対しその記載を求めてきたほか、研究評価に関連して、新たに、() 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステムの適切性、() 教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況、() 教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況とその有効性、といった主要点検・評価項目を設定した。このうち、() は、教員の研究活動状況を把握し研究業績の質を検証するための学内のシステムの確立とその機能的有効性を、() は、各教員の研究業績を含む研究活動の一般的状況を、() は、教員の研究活動を支えるために大学が行っている財政面、施設面での諸条件の整備状況（具体的には、個人研究費、共同研究費、研究旅費、研究用施設・設備、研究個室などの整備状況）を、点検・評価の対象とするよう各大学に求めてきた。そしてその点検・評価結果を参酌しながら、本協会は、() については間接評価方式により、() についてはアウトプット評価の視点から、() については、主にインプット評価の視点からその検証を行ってきた。

上記()、()に関連して、大学評価における研究評価の中で、とりわけ重要な位

置を占めるのが、各教員組織を構成する専任教員の研究活動の把握・検証である。こうした教員の研究業績の評価は、一定期間内に各教員が挙げた研究の成果や結果に対する価値判断を内容とするものである。そこでは、教員の研究業績に対する評価目的に応じ、評価対象となる研究論文の点数・範囲に相対的な差異を設けることも一方策である。一例を挙げれば、本協会が原則「過去5年」としていた期限の短縮も含め一定期間を区切って、当該期間中に各教員が挙げた研究業績（一覧）とその本数に対する評価を行うことや、教員間に公正な競争的環境を創出し教員組織全体の研究活動の活性化を図ることを主目的に、教員組織を構成する全教員の何割かの教員に、一定期間内に（例えば1年以内）に公表した代表的な研究論文（題目）に限定してその提出を求めこれを評価することなどが考慮されてよい。

こうした教員研究業績を第三者(機関)が評価することに対しては、過去において、主に教員の間で評価アレルギー等があることが指摘されてきた。しかしながら、前記の「大学評価に関するアンケート調査」の「望ましい研究評価のあり方」としては、「教員の研究業績」の評価が、86.0%と特に高い値を示していることからわかるように、第三者的立場からの研究評価においては、むしろ、この部分についての期待が大きいことが数値の上から見て取れる。従って、研究業績一覧の作成・提出を求めるに当り、上記のような視点からその省力化を図る必要があるとは言え、評価の客観性を担保するという条件の下、こうした本協会の評価手法そのものは今後とも堅持していくことが適当である。この点に関連して、教員の研究活動の活性化状況を客観的尺度から評価するという要請にこたえるため、レフェリー付き論文集への発表状況、論文等の被引用件数、学会での招待講演や学会誌への招待論文の点数等にかかる指標を用い評価することの有効性を指摘する者も一部に存する。しかし、前記「アンケート調査」を見る限り、「レフェリー論集への発表」を除いては、こうした指標の活用に対し必ずしも高い支持は得られていない（後掲〈資料1〉表13）。これら評価指標の活用については、専門分野の種類・性格の違いに配慮するとともに、こうした指標を通じた評価が画一の弊に流れることにつながらないか、評価者の恣意によりそれが安易に操作されることはないか、等を、慎重に検討していくことが必要である。

上記（ ）との関連では、各教員に対し、年間の経常的研究費について、配分額の妥当性に加え、その活用状況についても、自己点検・評価を通じてこれを検証することが必要である。ここでの大学基準協会の役割は、学内における公正な競争的研究資金の制度化の状況や教員1人当りの経常的研究費の配分額の妥当性を評価する一方で、それらの有効活用の状況については、各大学の自己点検・評価の結果の検証を通じ間接評価することになる。

研究用施設・設備の整備状況や研究支援のための人的補助体制の確立状況について、本協会は、利用目的に応じた研究施設・設備の種類・面積数、機器・備品の種類・点数、研究支援要員の数とその配置状況を評価する。その一方で、それらの効果的・効率的活用の

評価は各大学の自己点検・評価に委ね、本協会の立場からその結果を間接評価するという方向性が妥当である。さらに、学術研究のインフラとして、今日、重要な位置づけを得つつある学術情報基盤、学術情報に対し、新たな視点から評価を行っていく必要がある。これらインフラの整備においては、整備状況とその効果の因果関係の測定が難しいことなどの指摘もあり、評価項目の設定に当たっては、そうした問題点の指摘に留意することが必要である。

同じく上記()との関連では、文部省・科学研究費補助金や他省庁の研究補助金、日本学術振興会等の特殊法人からの研究補助金、研究助成財団からの研究助成金などを通じて行われる研究活動に対する評価が問題となる。今後、こうした助成機関や助成財団が、限られた資源の有効活用を図り、社会に対するアカウンタビリティの履行に向け、そうした機関や財団の助成目的に対応した多様な評価尺度やプロセスを駆使して事前評価、中間評価、結果評価並びに事後(インパクト)評価に臨むことになる。ところで、そうした研究資金が、当該研究プロジェクトの中でどう活用されいかなる成果がもたらされたかは、挙げて各助成機関や助成財団の研究評価によって検証されるべき事柄である。研究助成金を含む外部資金に関わる大学評価では、科研費その他の研究助成金の公募申請の採択件数を含むそれらの導入状況、企業等からの受託研究費の受け入れ状況やその導入・受け入れを得て研究に従事している教員及び支援職員の数等、インプット部分の評価と外部資金が大学内部の研究環境にもたらしているインパクト評価にその役割は限定されよう。但し、申請・審査を経て交付される公募型学内助成金等の制度が確立されている大学については、そうした競争的研究資金の有効活用状況を、前記・助成機関等に求められる評価手法を用いて自己点検・評価することが必要である。

学術研究の成果を学生に教授することに加え、これを直接社会に発信し企業活動や国民の福利に還元していくことも、公的組織体である大学の責務である。もっとも、こうした研究交流及び研究の成果の還元等を通じた社会貢献の状況を把握・検証することは、人文・社会系及び自然系の中の特に基礎理論を扱う学問分野では相当の困難を伴う。研究活動と関連した社会貢献の度合いを推し計る評価項目としては、一般に、「地域産業との共同研究」、「企業からの研究資金の導入状況」、「特許・技術移転の状況」、等が挙げられる。こうした項目は、定量的基準や指標に基づく評価に比較的なじみやすいとも考えられるが、その一方で、その適用対象が工学系分野や医・歯・薬・農学系等に限定される点に大きな問題がある。そこで、上記のような「目に見える社会貢献」にとどまらず、「目に見えない社会貢献」の状況をも評価可能な評価項目を模索する必要がある。その際、企業との研究交流に範囲を局限せずに、地方自治体を含む公共セクターやNGOとの関係、さらには地域住民との関係にも留意しながら、そうした評価項目、例えば、「地域住民の福利を核とする地域振興に関連づけられる研究成果の還元等の状況」などといった評価項目を模索していくことが重要である。なお、企業等との共同研究についてそれが一過性的なものにとどまらず、それがいかに持続されているかという視点からの評価も重要で

ある。

ところで、「個」や「集団」としての社会を研究対象とするはずの社会系（及び一部の人文系）分野の研究者の中には、現実の社会問題を直接テーマとする研究への取組み姿勢が消極的である者が相当数いるとも言われている。のみならず、これら分野にあっては、現代的課題をテーマとした論文が学会誌に登載されにくく適正な評価がなされ得ないという指摘もある。そうした意味から、人文・社会系の研究分野にあっては、研究業績そのものの蓄積を通じて直接的な社会貢献が果たされる余地が充分存していることを再認識することも大切である。この点に関連して、政策指向型の教育研究を標榜する学部（例えば、総合政策学部など）等の場合、そこで営まれる研究成果が果たして、地域社会の政策形成の過程に何らかの影響をもたらしているかという視点も、社会貢献に対する評価を行う上で留意されるべきである。

なお、大学と社会との研究面での連携や社会貢献に対する評価を考えるに当たっては、そうした活動が高等教育機関として求められるモラルにかなったものかどうかの検証も必要である。その意味からこうした活動を倫理面から担保するような学内的なガイドラインに対する評価も必要となろう。

このほか、教員組織の研究活動の活性化を図るという視点から、今後、選択的任期制や流動研究部門の拡充、流動的研究施設の設置等、研究者の流動化の促進に向け、国立大学を中心にドラスティックな機構改革が全国規模で展開していくことが不可避的状况にある。また、国・公・私立を問わず、COE性の観点からの研究所評価も、これから活発化していくことが予想される。本協会の大学評価においても、こうした事態を視野に収め、大学の組織・機構改革を研究評価の視点から捉えることの必要性の有無や、その評価を行うと仮定した場合における評価の角度や視点について、早急に検討していくことが重要である。

（３）教育評価と研究評価の関係

およそ大学は、教育と研究の有機的連関の中で、その責務を遂行していくよう求められている。教育、研究という営為を独立のものとして位置づけることが可能とはいえ、それらは、相補的關係にあり、時として密接不可分の関係にある。

また、大学の「学部」は、制度上、教育と研究を一体的に行う組織として位置づけられている。別に、教育と研究の機能的分離を図る措置として、大学に学部以外の教育研究上の基本組織を置くことを、大学院についても研究科以外の教育研究上の基本組織を置くことを認めている。このように、大学法制上も、教育、研究のいずれに軸足を置くかの判断を各大学に認めるための制度基盤が整えられつつある。

さらに、わが国大学は、独自の教育研究上の理念・目的を明確にしその実現を図る中で、個性的な大学へと変貌するよう求められている。そうした流れの中で、大学の学部及び大学院のどのレベルでの活動に意を注ぐかの判断・決定において、今後、各

大学の対応は、多様な展開を見せようとしている。各専門分野の種類・特徴との関連においても、教育と研究に対するスタンスは、それぞれの大学毎に異なっている。

以上の点を踏まえ、大学基準協会が、教育評価、研究評価を十全に実施するための方途を模索するに当たり、次の点に留意することが重要である。

第一に、教育評価、研究評価の各々に関する指標を設定し評価を行うに当っては、教育、研究の機能的役割の違いと同時に、その双方の有機的関連性にも目を向ける必要がある。

第二に、評価に当っては、それぞれの大学等の掲げる理念・目的を基本に据えつつ、各大学の教学組織の構成状況やその基礎となっている専門分野の違いなどを考慮し、教育評価、研究評価の各々に対する相対的な重点の置き方に配慮することを含め、その弾力化を目指す必要がある。

第三に、教育評価、研究評価に対する重点の置き方を異にした評価を行う場合、そうした評価が、大学の機能分担の固定化とそれに伴う大学間の序列化を是認する方向で作用させることのないよう、万全の配慮を払う必要がある。

第四に、大学基準協会が、各種の基準・指標を設定・改定するに当たり、また、大学評価の組織体制を編成し、実施プロセスを確立・改善するに当っては、柔軟かつ弾力的に、教育評価、研究評価に対する適切な方策や措置を講じる必要がある。

大学基準協会の「大学基準」は、その冒頭において、大学は「学問の自由」を基礎に、「新たな知識を創造し、応用し、学術文化を伝承・発展させ、有為な人材を育成することを通じて、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命」を有している旨を明言している（「大学基準」趣旨1）。こうした条規にも見られるように、学校教育制度上、最上位の教育階梯に位置する大学は、「学問の自由」という普遍的原理の保障の下、教育と研究の有機的連関の中で、その課された責務を遂行していくことが求められている。大学教育の使命を「研究及びその成果を学生に教授することを通じて教育上の実践を果たす」ことに見出す伝統的考え方が今日的通用力を有するか否かはともかく、大学教員がおよそ「大学」という高等教育機関に籍を置いている以上、教育と研究を全く切り離してその役割を論ずることは適当でない。のみならず、大学院博士（後期）課程の学生に対してすら、教育の受益主体としての地位のほかに、研究者としての地位を容認する傾向が強まりつつある。このことは、大学における教育、研究という営為を独立のものとして位置づけることが可能とは言え、それらは、程度の差こそあれ、相補的關係にあり、時として密接不可分の関係にあることを意味している。この「密接不可分の関係」について、付言すれば、上述の「研究の成果を教育へ」という考え方とは逆に、今日、「教育を展開する中で新規の研究課題を発見する」といった新しい学術研究動向が台頭しつつあることにも留意すべきである。

また、大学における「学部」は、制度上、教育と研究を一体的に行う組織として位置づ

けられている。これとは別に、学校教育法は、教育と研究の機能的分離を図る措置として、大学に、学部以外の教育研究上の基本組織を置くことを認めている。同様の理由から、同法は、大学院についても、研究科以外の教育研究上の基本組織を置くことを認めている。特に、大学院制度に関する上記の制度改革は、大学院重点大学などにおける教育と研究の役割分担を組織面から柔軟に行うことを可能にすることを目的とするとともに、専門大学院など、社会的需要などを踏まえた高度人材育成機能を備えた大学院制度の発足を視野に入れ、平成 11 年度になされたものである。このように、大学法制上も、大学、大学院の高度高等教育機関としての機能を基本に据えつつ、教育、研究のいずれに軸足を置くかの判断を各大学に認めることを可能とする制度基盤が整えられつつある。

さらに、平成 10 年 10 月 26 日の大学審議会答申の指摘にもあるように、わが国大学は、それぞれ独自の教育研究上の理念・目的を明確にしその実現を図る中で、「教養教育を重視する大学」、「専門職業教育を重視する大学」、「生涯学習に力を注ぐ大学」、「最先端の研究を指向する大学」などと言った個性的な大学へと特色ある変貌を遂げていくことが求められている。そうした流れの中で、大学の学部及び大学院のどのレベルでの活動に意を注ぐかの判断・決定において、今後、各大学の対応は、それぞれの大学の「理念・目的」の実現過程で、多様な展開を見せようとしている。具体的には、学部教育中心の活動を指向するのか、学部教育を基礎に大学院教育までの幅のある教育を行うことを目指すのか、大学院中心の教育研究の展開を目指すのか、といった点で、わが国の各大学の対応は多岐に亘る様相を呈しつつある。同様に、各専門分野の種類・特徴との関連で、学部における教育研究のあり方を見ても、学部教育の基礎をなす専門分野の中には、主に教育を通じて当該学部の理念・目的が完遂され学部レベルで完結可能であるもの、大学院進学のための準備教育と位置づけることが適当であるものなど、その内容・レベルは様々である。学際的な分野を基礎に成立する学部・大学院研究科においても、教育と研究に対するスタンスは、それぞれの大学毎に異なっている。新たに発足する専門大学院は、高度専門職業人養成に特化した教育目標を掲げ、ケース・スタディやフィールド・ワークなどの手法を駆使して極めて高度の実践的・体系的教育を行うことを目指している。専門大学院は、相当数の実務経験者を含む教員組織によって、高度な教育が展開されるが、上記のような専門大学院の基本的使命に鑑み、そこでは単に教育機能のみならず、そうした教育の裏付けとなる極めて高度な研究機能の発揮が強く求められてこよう。専門大学院で学ぶ学生に対しても、当該職業に必要な知識・能力の修得にとどまらず、そうした知識・能力を高度に応用する能力や分析能力など、一般の研究者に比肩しうるような能力の涵養が目指されることになる。

以上の点を踏まえ、大学基準協会が、教育評価、研究評価を十全に実施するための適切な方途を模索するに当たっては、次の点に留意することが重要である。

まず第一に、教育評価、研究評価の各々に関する指標を設定しその具体的適用を通じて評価を行うに当たっては、上記のような教育、研究の機能的役割の違いと同時に、その双方

の有機的関連性にも目を向けることが必要である。

第二に、第一の点に関連して、大学・学部・大学院研究科に対して具体的評価を行うに当たっては、それぞれの大学等の掲げる理念・目的を基本に据えつつ、各大学の教学組織の構成状況（学部のみ設置するもの、学部・大学院研究科を置くもの、独立大学院などといった違い）や各部局（学部・大学院研究科）の基礎となっている専門分野の違いなどを考慮し、教育評価、研究評価の各々に対する相対的な重点の置き方に配慮するなど、その各々の機能分担を念頭に置いた弾力的評価を目指すことも必要である。

第三に、第二の点に関連して、各大学の理念・目的を考慮し、教育評価、研究評価に対する重点の置き方を異にした評価を行う場合、そうした評価が、「教育重視型大学」、「研究重視型大学」といった大学の機能分担の固定化とそれに伴う大学間の序列化を是認する方向で作用させることのないよう、評価プロセスの各段階で評価者に注意を喚起するとともに、当該大学等に対する評価方針を評価者間で適宜確認する機会を設定することが必要である。併せて、協会自身、大学基準協会の行う教育評価、研究評価が、大学の種別化や序列化に途を開くものでないことを、折にふれ、大学関係者はもとより広く社会に訴えていく努力を行うことも必要である。

第四に、大学基準協会が、各種の基準・指標を設定・改定するに当たり、また、大学評価の組織体制を編成し、実施プロセスを確立・改善するに当たっては、教育評価、研究評価が有機的関連性を有する場合が決して少なくないこと、その一方で、それぞれの大学の掲げる理念・目的などに応じ、教育評価、研究評価について、相対的な重点の置き方を異にするケースが生じること、などを考慮し、教育評価と研究評価を画然と区別するという固定概念にとらわれず、柔軟かつ弾力的に、そうした評価に対する適切な方策や措置を講じることが必要である。

こうした点に留意しつつ、大学基準協会として、教育評価、研究評価の関係について、さらに検討を重ね、あるべき大学評価の方向性を探求する努力を続けていきたい。

第5章 評価基準・評価指標のあり方

(1) 大学基準協会の大学評価と大学基準

大学基準協会の創立と同時に採択され随次改定されてきた「大学基準」は、一般に「向上基準」と解されている。この「向上基準」とは、各大学自身が到達目標として掲げる「理念・目的」の実現に向けた改善・向上の指針や留意点を明示したものである。

大学基準協会の創立と同時に採択され、改定の繰り返されてきた「大学基準」は、昭和26～27年度の第1回会員相互資格審査以来、今日の大学評価に至るまで、実質・形式両面において「大学評価基準」として機能してきた。「大学基準『趣旨』2」も、「この大学基準は、大学が適切な水準を維持しその向上を図るための指針として機能するものであり、大学基準協会の行う大学評価の基準となるものである」として、上記趣旨を確認した。

ところで、大学基準は、一般に「向上基準」としての性格を有するものであると解されてきたが、具体的にそれが、大学設置認可基準（＝最低基準）に対する向上基準なのか、あるべき「大学像」を規範化したものなのか、という点で、協会内部において見解が分かれていた。現行の大学基準の策定過程においても、同様の論議の後、そこに言う「向上基準」とは「最低基準」に対置されるものではなく、各大学自身が到達目標として掲げる「理念・目的」の実現に向けた改善・向上の指針や留意点を明示したものであるという意味において理解されるべきである、との結論に到達した。そうした経緯に照らし、この大学基準を基礎に実施される現行の大学評価にあっては、「理念・目的」の実現に向けた各大学の改善・向上努力に最高の価値を認めその努力が実を結ぶための方向性を提示することに主眼が置かれているのである。

(2) 大学評価基準の客観性

評価基準の客観性を指向する方向として、文言を具体化し数値基準がふんだんに盛り込まれた条規を多数設定することが考えられる。

しかしながら、「客観基準」を確立し駆使し得たとしても、評価という「営為」から主観的側面を払拭することは困難であり、その適用の如何により、大学の特色ある発展の阻害要因ともなる。

本協会は、各大学・学部等の自由で特色ある発展を支援できるような幅のある評価基準の策定を目指す中で、評価の客観性を担保しうる「評価基準」の策定に向け努力しなければならない。

大学評価基準の客観性をめぐる問題は、評価の客観性の問題と、直接的に連動している。すなわち、評価の主観性・恣意性を排除するためには、その趣旨・内容を客観的・一義的に確認・画定しうるような基準に厳格に則って対象物を評価すべきである、という論の妥当性がここでの検討課題となる。

評価基準そのものの客観性を指向する方向として、基準の文言を極力、明確化・具体化し数値基準がふんだんに盛り込まれた条規を多数設定する、あるいは各条規の内容を、一義的に理解させうるような解釈指針や数値が盛り込まれた内規・指標を設定するといったことなどが考えられる。

しかしながら、「評価」が、程度の差こそあれ、何らかの価値判断を伴う営為である以上、評価基準の明確化・定量化が、即、評価基準の客観化につながるわけでも、ましてや評価の客観化につながるわけでもない。「評価」を、文言や数値・記号などを包含する理想的な「客観基準」に基づいて行おうとしても、評価対象物に対する事実認識や状況判断は評価者の価値観の違いに応じ人それぞれに異なること、評価基準をどう解釈するかということや、基準の文言・数値とそこに含意された多様な解釈上の選択肢の中でどのようなプライオリティを画定するか判断も評価者それぞれに異なる可能性があること、を否定することはできない。このように、評価は、評価対象物に対するある種の「認識」を基礎に営まれる実践的な「意欲」作用として理解されるべきものである。その意味において、たとえいくら理想的な「客観基準」を確立しこれを駆使し得たとしても、評価という「営為」から主観的側面を完全に払拭することが極めて困難である。こうしたことから、基準に外見上、客観化の装いを凝らすことに成功し得たとしても、それが、ひとたび評価という営為に適用されると、基準そのものの客観性に翳りが生じることになる。

のみならず、すでに多くの論者が指摘するように、そうした精密かつ定量的評価基準は、その適用如何によっては、大学独自の判断に基づく特色ある発展の阻害要因となる恐れなしとしない。加えて、こうした評価基準の存在自体が、わが国大学全体の特色ある発展に対する萎縮効果を招来させることすら危惧されている。

こうしたことから、本協会としては、基礎となる専門分野の性格・特徴に充分配慮しながら、各大学・学部・学科並びに大学院研究科の自由で特色ある発展を支援できるようなある程度の幅を持たせた評価基準の策定を目指すこととする。そして、こうした基本的枠組みの中で、本協会の評価に直接に接する多くの人々を納得させうるような評価の客観性を担保するに充分な「評価基準」の策定に向けて努力を傾注することとする。以上のような使命・責務を自覚しつつ、大学基準協会は、大学基準及び大学院基準等を基礎に据えもしくはその充実を図る中で、学部及び大学院研究科単位の評価の要請に十全に対応しうる各専門分野別評価基準の設定とその不断の改定・充実を行っていく。

(3) 大学基準と専門分野別基準等の関係

大学基準の下には、「分科教育基準」があり、それは「学部基準」と「教育基準」に区分されている。大学院基準の下にも、いくつかの分野別大学院基準がある。

しかしながら、分科教育基準、分野別大学院基準の多くは、早急な改定が急務であり、新たな分野の基準を設定することも必要である。本協会は、次の三点に留意し、その作業に着手する。

第一に、大学基準を頂点とする基準の階層構造の樹立に向け、諸基準の整備に努める。

第二に、学士課程分野別基準、修士・博士課程分野別基準という大枠の中で、各専門分野別基準の設定を試みる。

第三に、教育プログラムが発展していくためのインセンティブを与え、学部・学科・大学院研究科などに対する評価にも適用可能な幅のある弾力的な専門分野別基準の設定を目指す。

このほか、基準が未だ存在しない、もしくは、その基準が時代の要請に適合していない場合、そうした専門分野を基礎とする学部・学科等の評価に当たっては、当面、大学基準におけるカリキュラムの編成、展開方針に関する大綱的枠組みに則してこれを行う。

大学基準協会の大学評価の基本規範は、平成6年5月に全面改定された「大学基準」であり、大学基準協会の大学評価の一環として、大学院に対して行われる評価の基準となるのが平成8年3月全面改定の大学院基準である。

大学基準には、わが国「大学」のあり方の大綱的指針が規範化されている。特に、教育課程に関しては、その編成に当り、「いずれの専門分野に属するものであっても、それぞれの学部等の専攻にかかわる専門の学芸について高度の知識を教授するとともに、幅広く深い教養と総合的判断力をもった豊かな人間性を涵養し、かつ積極的に社会に貢献しうる能力をもつ人材の育成に重点を置くよう適切な配慮をすることが必要」であるとし、「それぞれの教育課程においては、学部等の専攻に係る専門の学芸についての授業科目、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための授業科目、外国語・保健体育に関わる授業科目が、それぞれ独立のものとしてではなく総合的な大学教育の一環として、各教育課程を開設する学部、学科等の理念・目的に照らしてこれを適切に組み合わせ体系的かつ効果的に編成するよう配慮することが必要」である点が強調されている。また、大学院基準においても、大学院全般に関わる事項や、教育研究指導のあり方等に関する一般的指針が示されている。なお、周知の如く、上記の大学基準・大学院基準を基礎に、大学基準協会の大学評価の重要な要素をなす「主要点検・評価項目」が改定され、それら全てが、協会の『大学評価マニュアル』に掲記されている。

大学基準協会には、大学基準の下に位置する自主基準として、別に各学部や各専門分野の特性に対応させた「分科教育基準」が設定され、それはさらに、「学部基準」と「教育

基準」に区分されている。また、大学院基準の下に位置する自主基準として、別に、いくつかの分野別大学院基準が設定されている。

しかしながら、こうした分科教育基準、分野別大学院基準の多くは、必ずしも時代の推移や社会の要請に合致しているとは言えず、早急な改定が急務とされている。また、学際領域の拡大傾向や生成途上の学問分野の成熟の程度をも考慮し、必要に応じて、新たな分野・領域の基準の設定に着手することも求められている。大学基準協会は、差し当たり、次の三点に留意しつつ、今後、そうした作業を進めていくこととする。

まず第一は、大学基準協会の一連の自主基準は、基準の「体系」性や「階層」性に問題があるとの指摘が、一部の人々によってなされている点についてである。ここでは、特に最高規範としての「大学基準」の位置づけが必ずしも明確化されていないとの指摘がなされている。今後は、こうした指摘を参考に、自主基準に則して行われる本協会の大学評価の系統的運用を確保するという視点から、大学基準を頂点とする基準の階層構造の樹立に向け、諸基準の整備に努めていくこととする。

第二は、第一に関連する問題として、専門分野別基準において、学部レベルのものが「学部基準」と「教育基準」に区分されるとともに、これとは別に、分野別大学院基準が設定されている点についてである。今後は、専門分野別基準の体系性を確立し、専門分野別基準全体の横のレベルでの整合性を確保するという視点から、また、専門分野別基準をその基礎となっている学問分野・専門分野の多様化や成熟の度合いに対応させて整序化させていくという視点から、学士課程分野別基準、修士・博士課程分野別基準という大枠の中で、各専門分野別基準の設定を試みていくこととする。

ところで、本協会の専門分野別基準は、広く大学関係者に、協会固有の各専門分野の「向上基準」を周知してもらい、適宜、その活用を期待すると同時に、協会自身が、そうした基準の適用を通じて学部・学科・大学院研究科などを審査することにその設定の本来目的があった。第三は、そうした学部・学科・大学院研究科などに対する「評価基準」としての専門分野別基準の位置づけが明確にされるべきであるという点についてである。評価の客観性と透明性が強く求められている今日、上記のような評価基準としての機能、すなわち、学部・学科・大学院研究科に対する審査・評価の基準・規範としての機能を重視して、専門分野別基準の設定に臨むことが本協会の大学評価における今後の大きな課題である。ここでは、そうした専門分野別基準は、それぞれの教育プログラムに、その特色を發揮させ自由かつ高度に発展していくためのインセンティブを与えうるような幅のある弾力的な評価規範であると同時に、各専門分野毎に行われる学部・学科・大学院研究科などに対する評価にも充分適用できるような具体的内容をもつものであることが求められる。特に、学部レベルの専門分野別基準については、各教育プログラムの標榜する教育目的・目標に最大限の価値を認め、そうした教育目的・目標の実現を図る上で有効なカリキュラムの編成・展開を各学部等に要請するという基本方針の下、専門的教育の内容、専門的教育と教養教育の関係、各科目の履修方法などについて、ある程度の具体性を持った標準的

指針を設定することが必要である。もとより、それらが、大学基準の定める教育課程に関する大綱的規範から大幅に乖離するものであってはならないことは言うまでもない。

このほかの問題として、独立の学問領域として成熟しそうした領域を基礎とする学部・学科等がすでに相当数設置されているにもかかわらず、これに対応した本協会の専門分野別基準が存在しない、もしくは、存在していても、その設定時期が古く、もはや時代の要請に全く適合していないという場合が存する。そうした専門分野を基礎とする学部・学科等の教育課程などを評価しようとする場合、該当する分野に対応した専門分野別基準が設定されるまでの暫定的措置として、その専門分野の特質等を考慮しつつ、大学基準における「教育課程」の箇所に記されているカリキュラムの編成、展開方針に関する大綱的枠組みに則して具体的評価を行うのが相当である。

なお、本協会の専門分野別基準の中には、平成9年2月28日改定の「獣医学教育に関する基準」のように、教育課程の内容の充実度やそのカバーする領域の広さ等の点において、現在、わが国に存在する獣医学関係カリキュラムのレベルを大幅に上回る水準設定がなされている基準がある。こうした専門分野別基準を、本協会の大学評価に適用するに当り、これを直接、獣医学教育関係の学部・学科の教育評価に適用しようとしてもそれをクリアできるものが皆無であることから、当面は、評価の際の参考としてそうした基準を位置づけることが適当である。

(4) 評価基準の今後の策定計画

大学基準協会は、現在、工学分野の専門分野別基準の全面改定作業を進めつつある。

専門分野別基準の整備に当っては、年次計画に基づいて整備すること、基準策定の優先順位を予め決めておくこと、その基準が国際的通用力を有するものであることを念頭に置くこと、などが必要である。さらに、専門大学院の創設などに見られる高等教育政策の新動向も注視していく。

情報通信技術を活用した教育等の促進が予想される中で、本協会は、最近の制度改正を踏まえ、これらに関連する基準の改定作業にも着手する。

以上の策定計画は、今後3年以内の一応の完成を目指したい。

大学基準協会は、平成6年5月に「大学基準」の全面改定を、平成8年3月に「大学院基準」の全面改定を行った。また、これと併行して専門分野別基準の設定・改定にも着手し、平成6年7月に「看護学教育に関する基準」、平成9年2月に「看護学研究科分科教育基準」を新たに設定するとともに、同じ平成9年2月、「獣医学教育に関する基準」も大幅改定を見た。

もっとも、看護学や獣医学を除く他の分科教育基準などについては、そのほとんどが昭

和57年6月以降改定されない状態が続いている。この間、大学基準協会の基準のあり方を審議し、これを決定する任を負う「基準委員会」は、そうした状況を踏まえた上で、協会基準を総括的に検討し、基準の体系性の確保や、評価プロセスにおける基準の位置づけの明確化等に関わる提言を行った。基準委員会はさらに、他の専門分野別基準の「プロトタイプ」となるような基準の策定可能性についても言及した。

大学基準協会は、基準委員会のこうした提言を踏まえ、現在、「工学教育研究委員会」を通じ、工学分野の専門基準の全面改定作業を進めつつある。また、看護学、獣医学、工学以外の分野の基準についても、早急にその整備に向けた作業に取りかかりつつある。

新たな構想の大学評価システムに対応させその運用の過程で適用すべき専門分野別基準を整備するに当たっては、年次計画に基づいてこれを整備すること、各年次別の基準策定の優先順位を予め決めておくことや、そうした分野の決定に当たっては、人文科学系、社会科学系、自然科学系からそれぞれ候補を挙げ、社会的要請や制度上の要請等を考慮しながらその決定を行っていくことなどが必要である。専門分野別基準の体系的整備を計画するに当たっては、それが、国際社会で活躍しうる高度職業人の育成を指向する分野に関わるものかどうか、今後、国際間の人的サービスの提供・移動が活発化する中で、国際レベルでの相互認証システムの中で利活用可能なものかどうか、という視点も重要となる。すなわち、そこでは、基準の国際的通用力への配慮も重要となるのである。さらに、専門大学院の創設などに見られるように、時代の変化や新たな社会的需要を踏まえた高等教育政策の新動向も注視していく必要がある。専門分野別基準の具体的な設定・改定に当たっては、基準委員会の新たな指針に沿う方向で作られつつある「工学教育基準」の条規の構成法やフォームに留意するほか、その作業過程においては、関連学協会との連携も考慮する。もとより、基準の策定に当たっては、各教育プログラムの掲げる理念・目的に最大の価値をおくことが大前提であること、各専門分野の性格・特色やそれぞれの分野が抱える課題等が多様であること、各専門分野間のボーダレス化が進行し、分野によっては「専門分野」の固定化それ自体が次第に意味を持たなくなりつつあること、などを考慮し、基準の定式化・画一化には慎重であるべきである。

ところで、平成10年3月の大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準の改正に伴い、マルチメディアをはじめとする情報通信技術を活用した教育等の実施が今後ますます促進されるものと予想されるが、こうした方法で授業を行うことに対しては、教育の質の低下をもたらすとの危惧も指摘されている。そこで、本協会は、マルチメディアを活用した教育の質の保証のあり方を視野に入れながら、最近の制度改正を踏まえ、本協会の基準の改定作業を進めることとする。まず、通学制において多様なメディアを活用する「遠隔授業」が制度上可能となったことに対応して、大学基準において必要な改定を行う。次いで、通信制においても多様なメディアを活用する授業方法の導入が制度上可能となったことや、通信教育部も本協会の大学評価の対象としていることから、大学通信教育基準についてもその改定を行う。さらに、通信制の大学院が制度上可能となったことに対応し

て、大学院基準についても必要な改定を行い、もしくは「大学院通信教育基準」（仮称）を新たに設定することを検討する。

以上のような策定計画は、今後3年以内の一応の完成を目指したい。

（５）基準委員会の機能の活性化

基準委員会は、諸基準の設定主体としての任を負っている。

そうした基準委員会の機能の一層の活性化を図るため、次のような改善を図ることとする。

第一に、基準委員会委員の選出について、これまでの「直接選挙」方式を改め、各大学からの推薦候補者について、委員の専門分野を考慮し、理事会の総意において選定する。

第二に、当期委員会と前期基準委員会との審議の継続性を保つために、前期委員会委員を一定数加えることを考慮する。

第三に、専門分野別基準の審議過程で、判定委員会、相互評価委員会から意見を徴する。

第四に、基準設定・改定プロセスでの協会事務局の役割を強化する。

基準委員会は、大学基準協会発足直後に協会内に設置された伝統ある委員会で、今日まで、大学基準その他諸基準の設定主体としての任を全うしてきた。本協会の「基準の設定及び改定に関する規程」に拠れば、基準委員会は、20名の委員で構成され、維持会員大学が推薦する1名ずつの推薦者について理事会がその選出を行うものとされている。委員の任期は2年で、再任を妨げないものとされている（同規程第6条）。

このように、基準委員の選出方法は、維持会員大学の総意を反映させた民主的手続によっているにもかかわらず、維持会員大学から推薦される1名ずつの候補者の中から理事会が直接選挙でこれを選出することとなっているが故に、選出される委員の専門分野が偏る傾向があり、各専門分野別基準の検討に当り、多くの弊が派生することがこれまで度々指摘されてきた。

また、基準委員会の審議事項は、毎年、本協会の「事業計画」の中で示されているものの、委員の任期との関係で、基準委員会は2年きざみで改組されるため、改組後の新たな委員会は、審議が実質化するまでに相当長い時間を要するという局面もしばしば見られた。具体的には、改組後の委員会では新任委員が大半を占めるという事態も珍しくなく、新任委員にとって基準委員会の役割等の把握に相当程度の時間を要し、審議が軌道に乗るまでさらに多くの時間が必要とされるなどの弊害が、しばしば惹起されてきたのである。

そこで、大学評価基準の設定主体としての基準委員会の重要性に鑑み、基準を検討すべき機関として、基準委員会を現状通り常置委員会として存続させその機能の一層の活性化

を図るため、次のような改善を行っていく。

第一に、基準委員会委員の選出については、これまでの維持会員大学から推薦される1名ずつの候補者の中から理事会において「直接選挙」する方法を改め、各大学より推薦された候補者について、委員の専門分野を考慮し、理事会の総意においてその選定を行う。

第二に、当期基準委員会と前期基準委員会との審議の継続性を保つために、理事会が基準委員の人選を行うに当たっては、前期委員会委員を一定数加えることなどを考慮する。

第三に、大学基準、大学院基準のみならず専門分野別基準についても、今後、評価基準としての機能を重視していくべく、基準委員会及びその下部委員会が基準の審議をするという原則の下、その審議プロセスに、実際に大学評価を担当している判定委員会、相互評価委員会からも意見を徴する機会を設けていく。

第四に、基準設定・改定プロセスにおける協会事務局（高等教育研究部門）の役割を相対的に強化していく。

（6）大学評価と評価指標

大学基準協会の大学評価では、主要点検・評価項目が、共通の評価指標としての役割を果たしてきた。

ある指標について設定された水準に照らして、その内容・質や目的・目標の達成状況を評価する方法がある。これが「絶対評価」で、そのための指標が「絶対指標」である。

他との比較に基づいて評価を行う方法がある。これが「比較評価（ベンチマーキング）」で、そのための指標が「比較指標（ベンチマーク）」である。

これまでの慣行を基に開発されたモデルによって評価することなども考えられる。そうした推奨モデルも、一種の評価指標として機能する。

大学基準協会の大学評価は、協会固有の基準に照らして、大学の組織・活動の質や水準を評価することを内容としている。こうした本協会の大学評価の性格に鑑みれば、指標を活用して評価する場合に用いられる評価指標の多くは、絶対指標であり、適宜、推奨モデル・アプローチの手法が適用される。一方、比較指標の適用は極めて限定的なものになる。

ここでは、評価指標の活用可能性を、教育評価、研究評価のそれぞれにつき、インプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価の切り口から整理を試みた。

まず、教育評価における評価指標について見ることとする。

「学生の受け入れ」において、絶対指標の活用が可能なものは、全てインプット評価に関わるもので、収容定員に対する在籍学生比率、外部推薦者（卒）比率、編入学定員充足率、留年率、社会人・外国人留学生等の受け入れ率、などである。

「教育課程」において、絶対指標の活用が可能なものは、インプット評価に関わるものとして、卒業所要総単位数、卒業所要総単位数中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合、全授業科目中、少人数教育による授業の割合などが、アウトプット評価に関わるものとして、退学率（卒業率）、企業・官公庁等への就職率、大学院への進学率、大学院における学位授与率などが挙げられる。

教育課程の評価に関連して、教養教育や外国語教育などの重要性が再認識されつつある中、指標を用い各カリキュラムの適切性を評価することの是非が問われている。

教育改善への営為をどう評価するかということも重要である。これは、プロセス評価に関わる問題である。このうち、各大学において試行的実践が積み重ねられているFD活動、シラバスの展開、学生による授業評価、「教育上の効果の測定」システムなどに限定し推奨モデル・アプローチの手法を導入して評価に臨むことも有効である。

「教員組織」において、絶対指標の活用が可能と考えられるものとして、インプット評価に関わるものを示せば、専任教員数、専任教員の望ましい年齢構成、全授業科目中、専任教員が担当する科目の割合、などが挙げられる。

「教育用施設・設備」において、絶対指標の活用が可能と考えられるものとして、インプット評価に関わるものを示せば、講義室・演習室の学生1人当りの面積数、教室の規模別稼働率、コンピュータ1台当りの学生数、などが挙げられる。

次いで、研究評価における評価指標について見る。

大学基準協会の研究評価のうち、「研究活動」に対する評価の中で、絶対指標の活用が想定されるのは、インプット評価に関わるもので、教員1人当りの経常研究費の額や公募申請に基づく外部研究資金の導入件数・額、企業等からの受託研究費の受け入れ件数・額などである。アウトプット評価の範疇で捉えられる教員の研究業績の質・水準等について、特定の評価指標は用いない。なお、「研究用施設・設備」の評価において、絶対指標の活用が想定されるのは、当面、各教員の研究個室の面積・規模のみである。

さらに、教育研究以外を評価する際の評価指標について見る。

本協会は、大学の「管理運営」について、設置者と教職員の各々の相対的独自性と相互協力の関係に配慮しつつ、その適切性についての検証を行う。

「財政」に関しては、本協会の大学評価において、複数の評価指標を用い、教育研究の財的基盤の充実と財政の健全性に対する評価に取り組んでいく。

「自己点検・評価の組織体制」の評価はさらに充実させていく。その一環として、「自己点検・評価の組織を確立し、これを運用する中で、自らを的確に評価し、その結果を改善・改革につなげ、さらに新たな飛躍を目指す」という一連のサイクルが、当該大学の自己点検・評価システムにいかに取り入れられているかという視点から評価する。

最後に、定性的角度からの大学評価の重要性を指摘したい。
大学の教育研究のうち、インプット評価について、定量指標や推奨モデル指標を用いるのはごく一部分である。カリキュラムの評価に当っては、大学・学部・学科などの目的・目標に沿って具体的評価がなされる。

大学の教育研究に対するプロセス評価は、本質的に、定量指標の適用になじまない。

アウトプット部分の評価においても、定性評価の占める割合が大きい。これらの部分に対する評価は、アウトカム評価と連結することによって、換言すれば、目的・目標の達成度評価と結びつくことによって、より一層定性評価の色彩を帯びる。

なお、各大学の持つ「活力」や「雰囲気」などを、大学評価の対象として扱う視点も重要となる。

大学評価では、目的・目標を価値判断の尺度とした定性評価が基本に据えられ、指標やモデルに基づく評価は定性評価への補完的役割を担う。

本協会の大学評価における評価指標のあり方

大学基準協会の大学評価は、協会が設定した主要点検・評価項目をもとに各大学が作成した点検・評価報告書等の記述内容を、協会の評価組織体制が検討し大学基準の充足状況を確認することを通じて行われてきた。こうしたことから、従来の本協会の大学評価においては、この主要点検・評価項目が、大学基準等の充足状況を推し量る上での共通の評価指標としての役割を果たしてきた。主要点検・評価項目を評価指標として、大学の組織・活動の質に対する評価を行うに当り、本協会は、各大学の個性を尊重しその一層の伸長を支援する視点から、定量的基準や規格化されたモデルに基づく評価には抑制的姿勢を堅持してきた。

今日、大学評価に対しては、客観性や透明性が強く求められている。そうした主張は、「一見、誰もが理解し易い定量的基準や指標」の適用を通じて、大学を評価することに力が置かれている。大学基準協会は、定性評価を通じて大学の多様な発展を支援するという方針を方向転換することを意図するものではない。もっとも、大学の客観評価に対する前述の要請にも耳を傾ける必要がある。幸いなことに、大学基準協会は、適格判定制度の時期を含めると約50年に亘る評価データ・情報を蓄積しており、そうしたデータ・情報の蓄積を基礎に、評価の客観可能性に途を開き、なおかつ多くの大学関係者に比較的容易に受け入れられるような評価指標を開発・確立するための準備が整っている。

ところで、定量基準に基づいて、評価対象物である大学・学部等を具体的に評価するに際しては、ある指標について設定された水準に照らして、その内容・質や目的・目標の達成状況を評価する方法がある。これが、「絶対評価」と呼ばれるもので、そのために設定される指標が「絶対指標」である。

一方、定量評価の範疇において、他の大学・学部等との比較に基づいて評価を行う方法

がある。これが「比較評価（ベンチマーキング）」と呼ばれるもので、そのために設定された指標が「比較指標（ベンチマーク）」である。この評価手法は、それぞれの組織体に対し、一定の基準から導かれた重要な要素について達成度をアセスメントし、他の類似組織体との比較を通じて当該組織体の組織・活動上の有効性を評価することを内容としている。今日、この手法がクローズアップされているのは、それが従来、経済的効率性の原理や市場競争原理とは無縁と考えられてきた公共セクター、特に地方自治体の行政の質を他の自治体のそれと比較させ、地域住民のニーズにこたえることを容易ならしめる手法と考えられていることによる。

このほか、本来、定性評価の手法に基づいて評価されるべきものの中には、これまでの経験・実績の蓄積の中で、「グッド・プラクティス」として確立された慣行を基に協会として各大学に推奨できるモデルを開発し、そうしたある種の推奨モデルを参考にしながら、教育研究の内容や質などを検証・評価するという方法をとることなども考えられる。こうした推奨モデルを参照して行う検証・評価を、ここでは差し当り「推奨モデル・アプローチ」と呼ぶ。推奨モデル・アプローチにおいては、この推奨モデルが、一種の評価指標として、事実上、機能する。

大学基準協会の大学評価は、協会固有の基準に照らして、大学の組織・活動の質や水準を評価することを内容としている。こうした本協会の大学評価の性格に鑑みれば、評価指標を活用して評価することが必要とされる場合、そこで用いられる評価指標の多くは、絶対指標であり、適宜、推奨モデル・アプローチの手法が適用されることになる。上述の比較評価はあくまでも行政評価の領域で成熟してきた評価手法で、数量評価を必然的に伴い、「大学」という高等教育機関への評価にはにわかになじみ難いこと、それは、規格の統一化や各大学に一律の制度の採用を要求する方向で作用する危険性が伏在すること、この評価手法は組織体間の「比較評価」を基礎としていることから、各指標別になされるとは言え、大学間のグレード化やランク付けを伴うことが少なくないこと、などから、協会が第三者としての立場から評価を実施する場合、比較指標の適用は極めて限定的なものになる。但し、各大学は自大学の教育研究水準の充実・向上度を経年の比較評価を通じて確認し、また、その水準を他大学との比較評価・相互的評価を通じて検証することには大きな意義があることから、自己点検・評価の段階でこうした比較指標を駆使すること自体強く奨励される。

なお、大学基準協会が大学評価への適用を考慮する一連の評価指標は、協会事務局（高等教育研究部門）との連携の下、大学評価の中核となっている判定委員会、相互評価委員会が審議・決定を行い、理事会がその最終承認を行うものとする。

これまで見てきた評価指標の協会内での開発・確立とその活用可能性を、次に、教育評価、研究評価の側面からそれぞれ見ていく。その検討に当たっては、インプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価の切り口を、適宜、用い整理を試みることにする。

教育評価における評価指標

大学基準協会の教育評価において、評価指標の活用可能性があると考えられる領域として、『大学評価マニュアル』掲記の主要点検・評価の大項目中、「() 学生の受け入れ」、「() 教育課程」、「() 教員組織」、「() 教育用施設・設備」などが挙げられる。

このうち、「() 学生の受け入れ」に対する本協会の大学評価において、絶対指標の活用が可能と考えられるものは、全てインプット評価に関わるもので、大学・学部及び大学院研究科における収容定員に対する在籍学生比率、外部推薦者(卒)比率、編入学定員充足率、留年率、社会人・外国人留学生等の受け入れ率、などが挙げられる。

「() 教育課程」に対する本協会の大学評価において、絶対指標の活用が可能と考えられるものは、インプット評価に関わるものとして、卒業所要総単位数、卒業所要総単位数中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合、全授業科目中、少人数教育による授業の割合などが、アウトプット評価に関わるものとして、退学率(卒業率)、企業・官公庁等への就職率、大学院への進学率、大学院における学位授与率などが挙げられる。また、資格試験に密接に連動したカリキュラムを持つ学部・学科等に対しては、資格取得率などに関わる全国ランキングと言った比較指標を用いた評価も有効である。もっとも、前述の如く、そうした教育上の結果や成果を、本協会が、第三者立場から直接評価することが適当か否かという点については、さらなる検討が必要である。

ところで、教育課程のインプット評価に関連して、教養教育、専門教育、外国語教育の開設状況や卒業所要単位数について絶対指標を用いることの是非については、議論の分かれるところである。教養教育や外国語教育を重視する立場からは、その履修方法等に最低限の縛りをつけることの必要性が主張される余地があるし、その一方で、そうした縛りの設定は、大学教育の自由化・弾力化の方向に逆行するものであるとの批判が噴出することは必定である。大学基準協会は、かつて「適格判定」制度の時期に、教養教育については、人文・社会・自然の三系列について各12単位以上、合計48単位以上の履修を、外国語については、二か国語以上開設し、合計16単位の履修を各大学に求め、こうした目安が定量基準として事実上機能してきた。その後、大学設置基準の大綱化・弾力化のうねりの中で、そうした基準は、次第に用いられなくなり、現在の本協会の大学評価においてその基準は全く機能していない。今日、教養教育や外国語などの重要性が再認識されつつある中で、カリキュラムのそうした科目区分を前提に、定量基準や何らかの指標を用いてカリキュラム内容の適切性・妥当性を評価することの是非についてあらためて検討を試みる時期にある。

「教育課程」全般を評価の視野に入れるに当り、教育改善への各大学の営為をどのように評価するかということも重要な課題である。これは、プロセス評価に関わる問題である。大学における質的改善を指向する営為に対するプロセス評価の局面では、絶対指標、比較

指標の登場の余地はない。そこで、前述の如く、教育改善活動として、大学関係者の中で一定の理解が得られ試行的実践が積み重ねられつつある、FD活動、シラバスの展開、学生による授業評価などに限定して「推奨モデル・アプローチ」の手法を導入して具体的評価に臨むことも有効と考えられる。またアウトカム評価と密接な関連をもつ、大学における「教育上の効果の測定」システムに対する評価も、上と同様の手法で行うことが適切と考える。「教育上の効果の測定」システムを推奨モデル・アプローチに拠って評価するに当たっては、上述の就職・進学率をはじめとするアウトプット指標が、当該大学の教育効果測定システムの中でどのような役割を果たしているかを協会の側において検証するという視点も重要である。なお、そうした推奨モデルの策定に当たっては、個別大学におけるこれらの活動に関する過去の実践的蓄積を参酌し十分な調査研究を重ねた上で、多くの大学に受け入れられ大学評価にも適用可能と考えられるものを案出していくことが必要不可欠である。

「() 教員組織」に対する本協会の大学評価において、絶対指標の活用が可能と考えられるものとして、インプット評価に関わるものを示せば、専任教員数、専任教員の望ましい年齢構成、全授業科目中、専任教員が担当する科目の割合、大学院研究科における(合)・合教員の占める割合、専門大学院の教員組織における高度職業人経験者の占める割合、理工系分野における専任教員と教育研究支援職員の人的比率などが挙げられる。

「() 教育用施設・設備」に対する本協会の大学評価において、絶対指標の活用が可能と考えられるものとして、インプット評価に関わるものを示せば、講義室・演習室の学生1人当りの面積数、教室の規模別稼働率、コンピュータ1台当りの学生数、図書館の学生閲覧室の座席数と学生収容定員の比率、などが挙げられる。

研究評価における評価指標

大学基準協会の研究評価において、評価指標の活用可能性があると考えられる領域を、『大学評価マニュアル』掲記の主要点検・評価の大項目に沿って言えば、「() 研究活動」、「() 研究用施設・設備」、などを挙げるができる。

このうち、「() 研究活動」に対する評価の中で、絶対指標の活用が想定されるのは、インプット評価に関わるもので、教員1人当りの経常研究費の額や科研費その他の研究助成金の公募申請の採択件数を含む外部研究資金の導入件数・額、企業等からの受託研究費の受け入れ件数・額などが挙げられる。アウトプット評価の範疇で捉えられる教員の研究業績の質・水準等については、論文の被引用件数やレフェリー付のジャーナルに掲載されたものか否かなどがそのための判断基準とされるべきとの意見がある。その一方で、論文の質の良し悪しの判断基準は専門分野毎に、また人それぞれに異なっているとの意見もある。こうしたことから本協会の大学評価においては、それらは挙げて評価者の専門的知見に委ね、特定の評価指標は用いないこととする。学会での発表状況も、研究活動の活性化の状況を知る一つの手がかりとなるとは言え、上と同様の理由により、その評価は、評価

者の専門的知見に委ねることとする。なお、「() 研究用施設・設備」の評価において、絶対指標の活用が想定されるのは、当面、各教員に割り当てられる研究個室の面積・規模のみである。

教育研究以外を評価する際の評価指標

本協会の大学評価では、大学の「管理運営」の適切性の判断を、教員人事が学部教授会により主体的に行われているか、学長・学部長の選出過程に教学側の意向が反映されているか、といった観点から行ってきた。しかし、今日、国立学校設置法の組織運営体制に関する規定改正に端的に見られるように、学部自治の障壁を除去して、全学の統一的意思形成を基礎に一体的運営を進めていくという方向に、大学の管理運営の手法が変化する趨勢にある。この制度改正が専ら国立大学を対象としたものであるとは言え、大学の管理運営の評価に当り、本協会における今日までの評価の視点と現実の制度との間に大幅な乖離が生じることは、評価の結果や効力の普遍的通用力を担保する上で、必ずしも適当とは言えない。

およそ大学が社会から付託された基本的責務を全うしていくためには、それぞれの大学の設置者、教職員等が、相対的独自性を保ちつつ相互協力の下で、適切な大学運営を行うとともに、責任ある教育研究上の体制を確立しこれを適切に運用していくことが不可欠である。そうした視点に立脚し、教員人事については教授会をはじめ教学側の意見が尊重されること、学部長や学長の選出に当っては、教学側と設置者との間の十分な意思疎通が図られることが望まれよう。もとよりその場合にあっても、国・公・私立といった大学の設置形態の違いや、各大学の建学の理念や特徴の違い等に配慮し、評価が画一の弊に流れないように注意することが必要である。

「財政」に関しては、本協会の大学評価では、唯一、私立大学の教育研究費比率に着目して評価を行ってきた。今後、国・公・私立を問わずわが国大学が苦しい財政運営を強いられることが予想される状況下にあって、なお本協会は、そうした厳しい経営環境の中にある大学が適切な水準を維持しその大学の体質強化につながるような改善・改革を支援すること、を目指している。こうした目的を実現していく上でも、本協会の大学評価において、大学経営の基礎となる財務会計の内容を適切に診断・評価することが重要となってくる。そのためにも、教育研究費比率にとどまらずそれ以外の評価指標も駆使しつつ、教育研究の財的基盤の充実と財政の健全性に対する評価に積極的に取り組んでいくこととする。もとよりその場合にあっても、国・公・私立といった大学の設置形態の違いや、各大学の持つ特徴の差異等に充分配慮し、評価が画一の弊に流れないように注意することが必要である。

「自己点検・評価の組織体制」に関しては、そのための組織体制の適切性と活動の有効性の評価を中心に、従来より十全な評価を実施してきた。そして、今日、自己点検・評価に対する「学外者による検証」を通じて、その客観性と妥当性をより一層高めていくことが

強く求められているという状況を考慮し、本協会としては、各大学の自己点検・評価システムに対する評価をさらに充実させていくことを目指している。その一環として、「自己点検・評価の組織を確立し、これを運用する中で、自らを的確に評価し、その結果を改善・改革につなげ、さらに新たな飛躍を目指す」という一連のサイクルが、当該大学の自己点検・評価システムにいかにか十分に受け入れられているかという視点からこれを評価することが重要となる。そのためには、そうした自己点検・評価のサイクルに関する共通・ベーシックな推奨モデルを協会が設定することが必要である。そしてそのモデルを参考に、なおかつ、それぞれの大学の自主性に慎重な配慮を払いつつ、各大学の自己点検・評価の組織体制の適切性・有効性の検証を行っていくこととする。

定性的角度からの大学評価の重要性

ここでは、これまで、大学の教育研究のうち、インプット部分の評価については、定量指標や推奨モデル指標を用いて評価を行うことの有効性について見てきた。しかし、こうした評価が許容されるのは、大学評価のうちのごく一部分である。インプット評価の重要な要素の一をなすカリキュラムの内容の評価に当たっては、そうした指標の使用は極力控えるべきである。そこでは、大学・学部・学科等の主体性を重視し個性的かつ多様な発展を支援するという視点から、大学・学部・学科などが自ら掲げる目的・目標に沿って具体的評価がなされる。

大学の教育研究に対するプロセス評価の領域は、本質的に、定量指標の適用にはなじまない。そこでは、大学の目的・目標の実現に向け、当該大学がどういう意欲的取組みを行っているかが評価のポイントとなる。そこでは定性評価の手法が駆使される。

さらに、アウトプット部分の評価においても、研究業績に対する評価に端的に示されるように、評価者の専門的知見に基づく定性評価の占める割合が大きい。またこれらの部分に対する評価は、アウトカム評価と連結することによって、換言すれば、目的・目標の達成度評価と結びつくことによって、より定性評価の色彩を帯びることとなる。

なお、大学評価において、各々の大学の持つ「活力」や「雰囲気」などを評価対象とする視点も重要である。それらに対する評価は、学生生活・課外活動の状況やスポーツ等における対抗競技会での成績、同窓会活動の活性度等を勘案し、定性的視点から検証される必要がある。また、特に、大学の持つ雰囲気・環境の検証は、それぞれの大学キャンパスを実地視察する評価者がこれに肌でふれることを通じて行われよう。今日、大学関係者の間で、「環境」を意識したいいわゆる「エコ・キャンパス」への関心が高揚しつつある。今後は、大学評価の局面において、大学の環境整備・保全に対する視点が重要視されていくことも予想される。

ここで最後に、大学評価にあっては、あくまでも大学等の目的・目標を価値判断の尺度とした定性評価の手法が基本に据えられるべきで、定量的、規格的な尺度を内包した指標やモデルに基づく評価は、そうした定性評価に対する補完的役割を担うことを、あらため

て強調したい。

(7) 大学評価と国際標準

今日、わが国大学における教育研究が国際的通用力を持つことの必要性が強く要請されている。ここでは、その教育研究水準が「国際標準」をクリアしていることが求められる。

ところで、大学審議会答申等が繰り返し指摘したことに、わが国大学が、先端科学分野や高度職業人養成の基礎となる専門分野において、世界のトップ・レベルに比肩しうる極めて高度の水準を維持する必要性などが挙げられる。この場合、国際標準は、世界的レベルを指向する教育研究上の基準として位置づけられる。

技術者の能力・資格に対する相互認証の動きがグローバル・レベルで活発化している。そこでは、各国間で通用性のある基準に合致するとの認証を評価機関から得た技術者教育プログラムの卒業生のみが、国内はもとより国外で活動する上での優位な地位を獲得する。ここで国際標準として位置づけられる評価基準は、技術者教育プログラムの基準である。

教養ある地球市民育成のため、大学における教養教育の一環として、世界的通用力を有するスキルを学生たちに修得させることも、今日、必要とされている。地球市民を育成する教養教育そのものに大学教育の本来的責務を見出そうとする立場に立てば、そうした教養教育プログラムの国際的スタンダードへの認識とその通用力の模索も必要である。

学術文化や政治・経済・産業等のあらゆる分野で、地球規模でのグローバル化が進展するとともに、情報通信の発展により時空を超えた知識の伝達や情報交換それに商取引が可能となっている。また、人口問題や環境問題などは深刻の度を深めており、国家の垣根を超えた地球規模で、各国間の国際的連携の下で解決すべき問題が山積している。

こうした背景の下、わが国大学における教育研究が国際的通用力を持つことの必要性が、社会の各方面から強く要請されている。ここでは、各大学や学部・学科の教育研究水準が「国際標準（グローバル・スタンダード）」をクリアしていることが求められ、大学評価の局面においても、こうした国際標準への適合性が十二分に追求されるべきことが主張される。こうした国際標準を一言で定義づければ、さしあたり、地球規模で全世界的に通用する確立された有形、無形の基準や指標ということになる。とは言え、「国際標準」の用語が多義的に用いられている現状に鑑み、これを評価基準として活用する場合におけるその各々の位置づけについて、以下に検討することとする。

まず、大学審議会答申等がこれまで繰り返し指摘したことに、わが国大学が、先端科学や技術の分野において、また高度職業人養成の基礎となる専門分野において、世界のトッ

ブ・レベルに比肩しうるような極めて高度の教育研究水準を維持・向上させること、殊に大学院においては、国際レベルで通用力と競争力を誇る優れた研究者養成機能や国際的視野に立って指導的役割を担いうる高度専門職業人の養成機能を強化すること、などの点が挙げられる。この場合、国際標準は、世界的レベルを指向する教育研究上の基準として位置づけられ、大学・大学院の理念・目的や各専門分野の特性に応じ、こうした極めて高レベルの国際標準に留意して、評価を行うことが求められる。

また、特に、工学系・技術者養成系の分野にあっては、その教育研究の水準が国際標準をクリアすることが避けては通れない課題となりつつある。今日、工業製品とその流通のグローバル化に従って、それらの開発・流通・マネジメントに関わる国際標準として、「デファクトスタンダード (De facto standard)」と「デジュレスタンダード (De jure standard)」の二つの標準の存在が認識されつつある。前者は、製品開発戦略の優位性に基づく市場制覇によって生まれ、後者は、各国間協議の中で公的機関によって制定されるものである。今日、製品の開発・製造や技術移転がグローバル・レベルで流動化するのに対応して、これを支える技術者の国境を超えた流動化が急激に進行しつつある。こうした状況を背景に、技術者の能力・資格に対する相互認証の動きもグローバル・レベルで活発化の様相を呈してきている。そこでは、各国間で通用性のある教育基準に合致すると認められる評価機関によって得た技術者教育プログラムの卒業生のみが、国内はもとより国外で活動する上での優位な地位を獲得することになる。ここで国際標準として位置づけられる評価基準は、欧米諸国の評価機関等が確立した技術者教育プログラムに関する基準である。今後、各国間の人的サービスの流通に関する障壁の撤廃をはかる必要性や、国際的に統一的な教育レベルを確保する必要性などの動機に支えられ、各専門分野の特性に応じ、こうした国際標準が公的権威を帯びて適用されるという局面が飛躍的に増大していくであろう。但し、そうした基準は、「世界を先導するトップ・レベルの基準」としての意味合いは薄く、むしろ国際的なミニマム・リクワイアメントとして位置づけられるべきもので、教育基準としての性格が極めて強いこと、に注意を要する。このことは、わが国大学・学部等が高度かつ多様な発展を指向する上で、そうした国際基準・国際標準を充たしているだけでは充分でなく、これらが充足されていることを前提に、各大学・学部等の理念・目的に則してより高度で個性ある教育研究上の展開をしていくことの必要性を暗示している。

なお、こうした国際標準に対しては、それが教育の国際的「規格化」に途を開き教育の個性化・多様化と矛盾する側面を有していること、それらは、「国際標準」ではなく実質的には市場競争原理に支えられた「アメリカンスタンダード」、「アングロサクソンスタンダード」であること、などの批判がある点に留意すべきである。そこで、それぞれの大学の立場を軽視し、それらを画一的に適用する弊に陥る危険は是非とも回避することが必要である。

ところで、今日における情報技術の飛躍的発達、伝達媒体を駆使しうる能力を修得することにより、グローバルなレベルで様々な情報にアクセスできる機会を我々に提供して

くれる。この分野で最強のデファクトスタンダードである「ウィンテル」と世界共通言語である「英語」を自由に操ることさえできれば、世界に散在する相当程度の電子情報にアクセス可能とまで言われている。これは単なる一例であるとしても、そうしたことは、教養ある地球市民育成のため大学における教養教育の一環として、世界的通用力を有するスキルを学生たちに修得させることの必要性を示唆している。そこでの国際標準は、前記の例で言えば、「ウィンテル」や英語といったデファクトスタンダードそのものである。但し、現在的通用力を有するこうしたスタンダードも今後の技術革新のさらなる進展や、社会構造・経済構造の変質化に伴う企業競争力の変化等に応じ可変的に推移することが必定である。そうしたことから、大学教育のレベルでは、そうしたスキルそのものの修得に執着せず、その基礎を成す理論や技能の修得こそが目指されるべきである。さらに、地球規模で生起する環境問題や人口問題を身近なものとして捉えその解決に向けて共に考え活動をする地球市民を育成することに、大学教育の本来的責務を見出そうとする立場に立てば、国際的・学際的な広がりを持つ幅広い知識を身につけさせ、国際言語による意思伝達能力、多文化的、多民族的視点に立脚した総合的判断能力や分析能力などの涵養を目指す教養教育プログラムの評価のためのコモン・スタンダードの存在を明確に認識しその模索を行うと同時に、その通用力の模索を行っていくことも必要となる。

第6章 加盟判定審査と相互評価のシステム改革

(1) 加盟判定審査、相互評価の意義

大学基準協会の現行の大学評価には、「加盟判定審査」と「相互評価」の二種類がある。加盟判定審査とは、協会の維持会員校資格の審査行為であり、相互評価とは、維持会員校を対象とする定期的な評価行為である。

加盟判定審査と相互評価は、ほぼ同様の内容をもつが、次の点で異なる。

第一に、加盟判定審査では、会員資格に直結する合否判定が行われ、相互評価では現維持会員校に対し、会員資格を引続き維持するに相応しい質を保持している旨の認定が行われる。

第二に、加盟判定審査では、調書中心の審査がなされ、相互評価では、さらに、協会の大学評価を受けて以降の改善状況等も検討する。

第三に、加盟判定審査では、最低要件の充足状況の審査に重点が置かれ、相互評価では、当該大学の「理念・目的」の実現に向けた改革努力の状況を中心に評価がなされる。

こうした現行の加盟判定審査、相互評価の意義・目的・性格は、新構想の大学評価においても、維持する。

なお、協会の会員校名称に関しては、その呼称を「維持会員」から「正会員」へと改める。「賛助会員」の名称は、現行通りとする。

大学基準協会の現行の大学評価には、「加盟判定審査」と「相互評価」の二種類がある。このうち、加盟判定審査とは、大学基準協会の賛助会員もしくは未入会の大学を対象とする審査・判定行為であり、これに合格した大学に対して、協会の維持会員校の資格が与えられる。一方、相互評価とは、維持会員校を対象とする定期的な評価行為である。

協会の大学評価を受けるためには、その大学がいわゆる「完成年度」に達していることが必要であり、これが維持会員校となるための基礎的資格要件ともなっている。従って、賛助会員もしくは未入会の大学で未だ完成年度に達していない大学は、加盟判定審査を受けることはできない。

加盟判定審査、相互評価いずれの場合でも、協会内部で、その大学が維持会員に相応しい最低要件を充たしているかどうかの検討がなされるが、これに加え、加盟判定審査では、当該大学が自身の「理念・目的」の実現に向けどのような努力を払おうとしているかということについて、相互評価では、当該大学がその理念・目的の実現に向けて現在どのような努力を払っているかということについて検討がなされる。

加盟判定審査と相互評価は、このようにほぼ同様の内容をもつものであるが、次の点で異なっている。

第一に、加盟判定審査では、大学に協会の維持会員資格に関わる合否の判定が行われるのに対し、相互評価では、現維持会員校が、そうした会員資格を引続き維持していくに相応しい教育研究上の質を保持している旨の認定が行われる。なお、相互評価では、加盟判定審査でなされるような維持会員資格に関わる合否判定は行われない。従って、維持会員になった大学が、その後に相互評価を受けた場合、その結果如何によって維持会員の資格を失うことはない。もっとも、当該維持会員校が、本来「維持会員校」に求められる要件を充足し得ていないもしくは改善・改革努力が充分でないと判断された場合、「相互評価の認定」がなされないこともありうる点に留意する必要がある。

第二に、加盟判定審査の場合、大学が作成した調書を中心に審査・判定がなされるのに対し、相互評価の場合、調書のほかに、加盟判定審査もしくは直近の相互評価の際に協会が提示した勧告等に対する大学の事後の対応状況も、検討の対象となる。すなわち、加盟判定審査の場合は、あくまでも調書を中心に審査がなされるのに対し、相互評価の場合は、調書に加え、協会の大学評価を受けて以降の当該大学の改善状況等にも注意の目が向けられる。

第三に、加盟判定審査の場合、協会の維持会員に相応しい最低要件の充足状況の審査に重点が置かれるとともに、その大学の「改善・改革に向けた努力」の検討に当たっては、将来に亘る努力の可能性の有無についての審査がなされるのに対して、相互評価の場合、維持会員に相応しい最低要件が一応クリアされていることを確認した上で、当該大学がその「理念・目的」の実現に向けて、現在払っている改善や改革に関わる努力の状況を中心に評価がなされるという点で違いがある。

こうした現行の加盟判定審査、相互評価の意義・目的・性格は、新構想の大学評価においても、基本的に維持・継承していくものとする。

なお、協会の会員校名称に関し、現行の「維持会員」校が、「加盟判定審査」という大学基準協会の厳正な審査・判定へ合格した大学であるという現状に照らし、また、協会の設立趣旨を遵守しその運営主体として様々な権利・義務の履行が強く求められているという状況に鑑み、その呼称を「維持会員」から「正会員」へと改めることとする。理事会の承認手続きのみにより資格取得がなされる「賛助会員」の名称は、現行通りとする。従って、今後、大学基準協会の会員は「正会員」、「賛助会員」の二種類となる。

(2) 加盟判定審査、相互評価の今後の改革方向

今日、わが国大学全体の質的向上に向けて、正会員校の裾野を拡げ新規加盟の大学の改善努力を協会として側面的に後押ししていく必要がある一方で、学術研究の高度化や社会的要請に対応した高度の人材育成機能を担う大学・学部・大学院研究科に対し、高水準の大学評価を展開していくことが必須課題となっている。こうした点を考慮して、加盟判定審査、相互評価の持つ各々の特質を考慮し、そのシステムを次のよ

うな方向で改革する。

加盟判定審査システムの改革方向

(a) 加盟判定審査における評価基準は現行通り相互評価と同様とするが、申請書類と書面審査における評価項目等の精選化・簡素化を図る。

(b) 評価結果に対する大学からの異議申立を審査するための審査会を新設する。

相互評価システムの改革方向

(a) 新規加盟の正会員校は、5年後に「初回の相互評価」を受けることを義務化する。5年経過して相互評価申請をしない正会員校については、義務の履行を指導し、これに応じない場合、何らかの処置を検討する。その処置の制度化に当たっては、予め協会の会員校の合意を得ておく必要がある。

(b) 現行の大学全体に対する相互評価システムに加え、部局（学部・大学院研究科）単位での申請ができる新しい相互評価システムを設ける。

(c) 相互評価は、「初回の相互評価」の場合を除き、7年を周期として受けなければならない「正会員の質を保証するための評価」として明確に位置づける。旧制度の下で「維持会員」資格を取得した後、相互評価を未だ受けていない正会員には、相互評価を速やかに受けるよう指導の徹底を図る。そうした処置の制度化に当たっても、予め協会の会員校の合意を得ておく必要がある。

(d) 相互評価の基準は現行通りとするが、評価項目については、その拡充を図る。

(e) 相互評価については、原則的に、実地視察を実施する。

(f) 異議申立を取扱う審査会の新設については、加盟判定審査の場合に準ずる。

大学基準協会の現行の大学評価システムでは、加盟判定審査を受けて維持会員になった大学に対しては、各大学の自主的判断を基に、10年サイクルで定期的に相互評価を受けていくことが期待されている。

大学基準協会の大学評価の目的は、これまで繰り返し述べてきたように、大学の質を対社会的に保証するとともに、その改善・改革を側面的に支援すること、併せて、各大学の自己点検・評価と結果の客観性・妥当性を保証すること、にある。

加盟判定審査、相互評価のいずれも、協会が指定する事項と様式に従って大学が作成した調書（「点検・評価報告書」及び「大学基礎データ調書」）とこれを補足する添付資料を基礎に、協会の大学評価を掌る組織体制が、大学基準・大学院基準といった協会固有の基準等に照らし、これを審査・評価した後、その結果を同じく協会の意思決定機関が決定・承認する一連の手続である点で共通している。

このように、現行の如く、加盟判定審査、相互評価を受けるに際し、各大学に同程度の

負担を課し、その双方がほぼ同一基準の下、共通の様式・手続に従ってなされることには、評価の社会的権威を維持し、各大学の改善促進を鼓舞する上で一定の意義がある。また、本協会の現行の大学評価も5年目を迎え、そうした方式が定着しつつある観も見られることから、現行方式を維持していくことも採るべき一方策であるとも考えられる。

とは言え、わが国大学全体の質的向上に向けて、正会員校の裾野を拡げ、そうした新規加盟の大学の改善努力を協会として側面的に後押ししていく必要がある一方で、学術研究の高度化や複雑・多様に变化する社会的要請に対応した高度の人材育成機能を担う大学・学部・大学院研究科に対し、国内的、国際的にも通用しうる高水準の大学評価を展開していくことが協会にとっても必須課題となっている。こうした点を考慮して、前述のような加盟判定審査、相互評価の持つ各々の特質に応じその審査・評価のシステムに、必要な差異を設けることが適当であると考え。以上のような視点から、加盟判定審査、相互評価の各システムを、次のような方向で改革していく。

加盟判定審査システムの改革方向

- (a) 加盟判定審査における評価基準は現行通り相互評価と同様とするが、「正会員資格審査」にその目的を純化し併せて被評価者の負担軽減を図るという視点から、申請書類と書面審査における評価項目等の精選化・簡素化を図る。
- (b) 評価結果に対する大学からの異議申立を審査するための審査会を新設する。

相互評価システムの改革方向

- (a) 新規加盟の正会員校は、5年後に大学全体に対する「初回の相互評価」を受けることを義務化する。また5年経過して相互評価申請をしない新規の正会員校については、当該大学からの理由書の提出を含む、義務の履行を指導するものとする。なお、義務の履行に応じない大学に対しては、正会員資格の一時停止や除名勧告などの処置を検討する。もとより、「初回の相互評価」の義務化やこれに応じない会員校に対する何らかの措置の導入を図るに当たっては、予め協会の会員校の合意を得ておくことが必要である。
- (b) 専門分野別評価に対する大学や社会の要請にこたえ、かつまた、正会員校の相互評価への申請を促進する視点から、現行の大学全体に対する相互評価システムに加えて、学部、大学院研究科等の部局（学部・大学院研究科）単位での申請ができる新しい相互評価システムを設ける。
- (c) 相互評価は、「初回の相互評価」の場合を除き、基本的には、正会員が大学院研究科等を含む大学全体について、7年を周期として受けなければならない「正会員の質を保証するための評価」として明確に位置づける。旧制度の下で「維持会員」資格を取得した後、相互評価を未だ一度も受けていない正会員については、学部、大学院研究科等の部局（学部・大学院研究科）単位の新しい相互評価システムへの

申請を含めて、本協会の相互評価を可及的速やかに受けるよう指導の徹底を図るものとする。相互評価の周期を7年としかつこれを義務化すること、一度も相互評価を受けていない大学に対しこれを受けよう指導の徹底を図るに当たっては、そうした措置の妥当性について、予め協会の会員校、就中、正会員校の合意を得ておくことが必要である。なお、上記のような義務を履行しない正会員校の扱いについては、さらに検討を行うこととする。

- (d) 相互評価のための評価基準は現行通りとするが、「正会員の質を保証するための評価」という位置づけから、申請書類と書面審査における評価項目について、教員の教育内容・方法に対する改善と評価のための組織的な研修活動（FDなど）、教員の研究活動、学生の研究・学習の到達度、学生の進路・就職、社会人学生教育・外国人留学生教育、遠隔教育、インターンシップ、国内外の大学・大学院との連携、後期中等教育との接続、国際交流、社会的貢献、外部資金の導入、財政、事務組織等を含めて、検討の上、現行の主要点検・評価項目の内容の充実と新たな点検・評価項目についてその拡充を図る。
- (e) 正会員校の改善・改革を積極的に支援し助言する立場から、相互評価については、原則的に、書面審査を補完する役割を担う実地視察を実施する。
- (f) 正会員校からの異議申立を取扱う審査会の新設については、加盟判定審査の場合に準ずるものとする。

なお、大学の多様化やその機能分担の違いに対応した類型別評価（大学の設置形態別、学部教育中心・大学院教育中心の別、総合大学・単科大学の別）の導入を求める意見も、協会関係者の間に根強い。そうした類型別評価については、それが大学の役割分担の固定化や序列化を正当化する誘因となることを危惧する意見があることに加え、そこでは単一の評価基準の運用が極めて困難となる局面が派生することも予想されることから、この問題の扱いは、協会内部でさらに慎重に検討していきたい。

このほか、評価申請を行った大学に対し、協会自らの手で諸種のアンケート調査を実施することの有用性を説く見解も、協会関係者の間に散見される。各課題毎に、当該大学の構成層の意識を問う調査をすることは、評価の客観性・正確性を高める上で重要とは言え、当面の措置として、そうした点の確認は実地視察団による面接調査に委ね、上記のようなアンケート調査の実施の可能性の模索は挙げて今後の検討に委ねたい。

第7章 大学評価の単位

(1) 大学基準協会の従来への扱い

大学基準協会が45年間運用してきた「適格判定」は、登録学部制を採用していた。しかしながら、平成8年度より、「大学」全体を包括評価する「総合評価」制に移行した。

大学基準協会が過去45年間に亘り運用してきた「適格判定」は、登録学部制を採用していた点に大きな特徴があった。すなわち、この制度の下では、協会の維持会員となるためには、協会固有の基準である「大学基準」に適合するものと判定された学部を最低1学部有していることが必要で、さらに、大学基準に適合すると判定された学部を、その都度、協会に登録するものとされていた。

この適格判定制度は、全廃され、平成8年度より、大学に設置されている全学部を包含した「大学」全体を包括的に評価する「総合評価」制に移行した。総合評価制が採用された大きな理由は、大学評価においては、大学をその理念・目的に照らして総合的に評価してこそ大学全体の質の向上を図る契機として有効なのであって、個々の学部を審査・登録し未登録学部をそのままにしておくことは大学評価の趣旨に反すると考えられた点にあった。

(2) 大学評価の単位に関する基本的考え方

大学評価の基本的目的が、大学全体の質を保証し、より一層の質的向上を支援することにある以上、大学を包括評価することの重要性は否定し難い。

しかし、学部・学科の基礎となっている各専門分野について見れば、その特性は多岐に亘っている。各学部・学科の一つの教育プログラムをとってみても、その特性を単一化することは困難である。

加えて、大学における教育研究のあり方を考える上で、大学院研究科の位置づけを明確化し、より充実した評価を行い関係方面にアピールすることも重要である。

大学評価の基本的目的が、大学全体の質を保証し、より一層の質的向上を支援することにある以上、大学を全体に亘り包括的に評価することの重要性は否定し難い。

しかしその一方で、学部・学科の基礎となっている各専門分野について見れば、その性格上、極めて高度の学術研究上の水準設定とそれへの適合が求められる分野、国際間の人的サービスの融通性を促進するための国際的な相互認証制度の確立が求められる分野、政治・法律・経済分野に代表される社会の各界でリーダー・シップを発揮できるような人材

育成が求められている分野、何世代にも亘る学術上の業績・遺産を基礎に新たな創造を生み出しこれを次世代に継承していくことを主たる目的とする分野、幅広く深い教養や総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする分野、等々、その特性は多岐に亘っている。のみならず、各学部・学科の一つの教育プログラムをとってみても、その特性を単一化することは困難である場合が多く、上記のような特性が複合的に組み合わされて、教育プログラム全体の特性が表出されているというケースも少なくない。

加えて、大学における教育研究のあり方を考える上で、大学院研究科の位置づけを明確化することが極めて重要である。大学院研究科には、研究者養成を指向するもの、高度職業人養成を指向するもの、その双方の機能を兼ね備えるもの、など、各研究科の特性や設置趣旨に応じ、多岐に亘って機能を発揮することが期待されている。また、専門大学院も実現の方向に向けて動き始めている。

大学基準協会は、これまでも大学院研究科に対する評価の重要性を認識し、大学を「総合評価」という視点から、大学全体に対する評価の一環としてこうした大学院研究科の評価も行っていた。

大学基準協会が「大学」の評価を通じて、そこに置かれている大学院を評価することの意味は、当該大学が大学院研究科・専攻等の掲げる目的・目標などに応じ、これをいかに高度かつ有効に機能させ、学術研究や社会の各分野において指導的役割を果たしうる人材育成に向けどれほど有為な活動を展開しているかを検証し、必要な「勧告」・「助言」の提示を通じて、当該大学院研究科・専攻の十全な活動の展開・開花を支援することにある。

大学基準協会は、大学院評価におけるこのような視座を中心に据えつつ、今後、わが国に多種・多様に存在する大学院のうち、優れた教育研究実績を挙げているものはもとより、特色ある発展を目指し斬新な試みに取り組んでいる大学院に対しても、そうした取組みを支援するという立場から、こうした高度かつ特色ある発展への試行にプラス評価を加え、これを関係各方面にアピールできるような評価システムの構築を図っていく。

(3) 新構想の大学評価システムにおける評価の単位

大学基準協会は、新たに構想する大学評価システムに関し、加盟判定審査、相互評価のそれぞれについて、評価単位を次のようなものとする。

加盟判定審査については、従来通り、大学を一つの評価単位とする。

相互評価についても、加盟判定審査の場合同様、「大学」を一つの評価単位とする。

また、大学単位の評価のほかに、大学に特段の事由がある場合、部局（学部・大学院研究科）単位での評価も受付ける。

大学基準協会は、新たに構想する大学評価システムに関し、加盟判定審査、相互評価の

それぞれについて、評価単位を次のようなものとしていきたい。

加盟判定審査について

従来通り、「大学」を一つの評価単位とする。従って、加盟判定審査の申請は、大学単位で行うこととし、学部、大学院研究科による単独申請は認めない。もとより、大学基準協会内部の審査過程では、全学的事項と学部、学科、大学院研究科等に固有の事項は、それぞれ異なる組織体制の下で別個に審査が行われる。

なお、大学附置研究所、学部附属研究所、附属病院等も大学や学部等を審査する際の検討対象となるが、当面、そこでの検討は、そうした機関の開設状況の確認にとどめられる。

相互評価について

加盟判定審査の場合同様、「大学」を一つの評価単位とする。従って、相互評価申請は、大学単位で行うことを常則とする。協会内部の評価過程で、全学的事項と学部、学科、大学院研究科等に固有の事項が、それぞれ異なる組織体制の下で、別個に評価される点は、加盟判定審査の場合同様である。但し、加盟判定審査の場合に比べ、大学院研究科に対する評価の比重が相対的に重くなる。

ところで、新構想の大学評価システムにおいては、大学単位の評価のほかに、大学より特段の事由がある旨の申し出に基づき、学部単位、大学院研究科単位での評価も受け付ける途を新しく切り開くこととする。その際、評価を申請した学部・大学院研究科に対しても、大学単位の場合に準じ、所要の充実した資料等の提出を要請する。

相互評価においては、大学附置研究所、学部附属研究所、附属病院も、大学もしくは学部、大学院研究科を評価する一環として評価の対象となるが、その評価に当たっては、当該研究所、附属病院と大学もしくは学部、大学院研究科の關係に照準をあて検討を行う。こうしたことから、研究所、附属病院は、当面、大学評価の単独の単位としては扱わず、従って、それらの単独申請は認めない。なお、研究所を単独の評価単位とすることの是非の問題は、今後の検討課題とする。

(4) 大学院研究科と評価の単位

大学基準協会の大学評価において、大学院研究科を評価する場合、今日の大学院の設置形態の多様性に配慮した多岐的な取扱い上の工夫をする。

例えば、いわゆる連合大学院や連携大学院については、その基礎となっている組織における教育研究の水準や多様性に留意し評価を行う。独立大学院や大学院重点大学を構成する各研究科の評価に当たっては、学部に対して行う評価の視点・項目を加味する。

最近の法改正を契機に、専門大学院など新たな形態の大学院研究科の制度化が図られる中で、この種の大学院に対し、充実した評価を行うための仕組みを開発することも必要である。

大学基準協会の大学評価において、大学院研究科を個別に評価する場合、もしくは今後、相互評価において当該大学院を独立の評価単位と見做しその評価申請を受付ける場合、今日の大学院の設置形態の多様性に配慮した多岐に亘り取扱い上の工夫をすることが求められるよう。

学部の教育課程に比較的厳格に対応して大学院研究科が設置されている場合、その取扱いに特段の問題は生じない。学部（学科）横断的にまたこれに附置研究所も加えて大学院研究科が組織されている場合、さらには複数の大学院研究科を横断する形で、博士（後期）課程が組織されている場合、評価に当たっての専門的視点はそれぞれ異なることが予想されるとは言え、その扱いにさしたる問題が生じることはないと考えられる。しかしながら、複数の大学の学部もしくは修士課程を基礎とするいわゆる連合大学院、大学附置研以外の民間研究所と連携して教育研究が行われるいわゆる連携大学院については、当該大学院研究科の設置の基礎となっている教育研究上の基本組織や研究所等における教育研究の水準や多様性にも充分留意した審査・評価がなされる必要がある。さらに、独立大学院や大学院重点大学を構成する各研究科の評価に当たっては、大学院研究科を単位とする大学評価の原則を維持しつつ、学部に対して行う評価の視点・項目を加味して、その各々の研究科に対し、総合的な審査・評価を実施していくことが必要となる。

また、最近の法改正を契機に、今後、社会需要等に対応して高度職業人養成機能を担う専門大学院などに関わる制度を基礎に、新たな形態の大学院が広範に亘って登場しつつある現状を踏まえ、この種の大学院に対し、教育的側面、研究的側面の双方から充実した評価を行うための仕組みを開発することも必要となる。

（５）専門分野横断的な学協会からの評価の要請への対応

大学基準協会に対し、獣医学教育関係者より、当該学協会が全国横断的に行った評価の結果を、協会が「評価」をすることの可能性の検討が求められている。

そうした要請が、他の学協会からなされることも予想される。

しかしながら、本協会が新たに構想する大学評価システムが、「大学」を基本的評価単位としている趣旨に照らし、大学からの評価申請を経ることなく、特定の専門分野に関わる全国横断の評価を行う中で、大学における個別部局（学部・大学院研究科）の評価を行うことには、当面、慎重に対処することが適当である。

現在、大学基準協会に対し、獣医学教育関係者より獣医学に関する教育研究に対する

「横断的評価」の提案・要請がなされている。この「横断的評価」の手順は、第一段階として、大学基準協会の「獣医学教育研究委員会」が本協会の「獣医学教育に関する基準」をベースに決定した統一フォーマットに基づいて、各大学の獣医学部・学科が自己点検・評価を行い、書面を作成する、第二段階として、「全国獣医学関係大学代表者協議会」が、上記基準に則り、獣医学の専門家の立場から書面の評価を行う、第三段階として、同協議会の評価結果を大学基準協会が評価する、というものである。この横断的評価の提案・要請は、全国の同一専門分野を基礎とする「教育研究上の基本組織」を一括的に評価すること、換言すれば、加盟判定審査、相互評価とは別に学協会が全国横断的に行った評価の結果を「評価」することの可能性の検討を本協会に対し求めたものである。

こうした獣医学教育関係の学協会の要請に見られるように、今後、本協会に対し学協会などから、専門分野横断的な評価を求めるケースが次第に増えていくことも予想される。その場合、本協会が新たに構想する大学評価システムが、「大学」を一つの評価単位とすることを原則としつつ、相互評価について、特例的に学部、大学院研究科単位の評価申請を認める（その場合にあっても、当該学部、大学院研究科との関連において「全学」的事項の検証を行う）ものとしている趣旨に照らし、特定の専門分野に関わる全国横断的評価を行う中で、そうした協会の大学評価システムとは別個に、また、大学からの評価申請に拠ることなく、協会の賛助会員校もしくは未入会員校の部局（学部・大学院研究科）を、単独評価することの可否については、さらに継続して検討していくことが必要である。従って、上記のような獣医学教育関係の学協会からの横断的評価の要請には、慎重に対処することが適当である。

第8章 大学評価の組織体制の改革

(1) 大学評価者のあり方

大学基準協会は、協会の維持会員校に籍を置く現職教員を、評価を掌る組織体制のメンバーに充てる、という基本原則を維持しながら、今後の評価者のあり方を考えていく。

また、社会の要請にも耳を傾けながら、評価体制のあり方の検討を行う。

現行の大学評価の組織体制では、「ピア・レビュー」の精神が純粋に具現化されている。その反面、基幹委員会の構成に専門分野の偏りがある、専門分科会委員の選任に当り、「意中の候補者」の理解を取りつけづらい、財政の専門家を得にくい、などの問題もある。

大学基準協会は、大学評価の組織体制に関し、次のような方向で改革を進める。

第一に、専門分科会の委員の選定に当っては、評価委員登録者の中から、委員の具体的選任を行う。登録期間は2年とし、更新を妨げない。

第二に、判定委員会、相互評価委員会の委員の任期は5期10年を超えないものとする。また、両委員会への大学関係者以外の外部有識者の参加を検討する。

第三に、分科会レベルにおいて、現行の評価委員にさらに、大学教員以外の国内外の研究者や外部有識者などを評価委員に加える。

第四に、後述(105頁)の如く、一連の評価プロセスの中で調整的役割を担う「特別研究員」(仮称)の制度を新たに設ける。

大学評価者の意義

大学基準協会は、冒頭でも見たように、大学連合自治に基礎づけられた自立的アクレディテーション団体として発足した。爾来、協会は、評価を掌る組織体制のメンバーには、協会の維持会員校に籍を置く現職教員を充てるという慣行を踏襲してきた。そうした組織体制で具体的に大学評価に臨むことの趣旨は、同じ「大学関係者」の専門的知見を駆使して協会の維持会員としての適切性に関わる判断を行うことこそが、大学の自治・研究者自治の尊重を前提に、「会員大学間の相互的援助」を通じて各大学の改善・改革を支援するという協会の基本的使命を達成する上で、有効不可欠であると考えられたことによる。大学基準協会は、今後とも、そうした「ピア・レビュー」の基本原則を維持し、大学関係者の横断的連帯の下で、会員大学の長所の伸長と問題点の改善を側面から支援するという視点を中心に、評価者のあり方を考えていく。

今日、わが国大学に対しては、公財政支出に支えられた社会的組織体として、教育研究を通じた社会貢献が強く求められている。また、教育研究の内容やその成果の社会への開示が、社会に対して負っているアカウンタビリティの履行の視点から、大学に対し強く要

請されている。大学基準協会は、そうした要請にも耳を傾けながら、大学評価のための組織体制のあり方について、以下の改善・改革を行う。

現行の評価委員の特徴とその問題点

大学基準協会の大学評価の中枢を担う判定委員会、相互評価委員会は、それぞれ20名の委員で構成されている。うち、16名は、維持会員校から推薦された1名ずつの候補者の中から評議員会が選挙でこれを選任し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。残り4名は、理事会の指名に基づき会長が委嘱を行う。また、大学審査分科会、大学評価分科会の委員には、判定委員会、相互評価委員会の委員が慣行的に充てられている。専門審査分科会、専門評価分科会の委員には、判定委員会、相互評価委員会の委員が充てられるほか、適宜、学界の第一線で活躍する維持会員校所属の教員に対し、委員の委嘱がなされる。こうした外部委員の委嘱は、判定委員会、相互評価委員会の推薦に基づき、理事会の議を経て会長がこれを行う。

現行のこうした大学評価の組織体制については、「ピア・レビュー」の精神が純粋に具現化され、同じ大学関係者による相互的評価が貫徹されるようシステム化されていること、これと関連して、大学評価の基幹となる委員会の委員の選出過程に、維持会員校の意向が直接的に反映されていること、その一方で、専門分野の評価のかなりの部分を、学界の第一線で活躍する大学教員が担うなど、評価体制全般に亘るジェネラリストとスペシャリストの構成上のハーモナイゼーションも適度に保たれていること、などを大きな特徴点として指摘できる。

しかし、その反面、大学評価の基幹となる委員会の委員は、大学の推薦を前提に、選挙でその選出を行うという手続がとられるため、委員会構成に専門分野の偏りや規模・歴史等による大学間の偏りが見られる。また、専門分科会委員の選任に当たっては、協会が本人を直接指名するという手続をとるため、「意中の候補者」の了解を取りつけることが往々にして困難である。協会が委嘱した評価委員が大学における「有能な管理者」であり「優秀な研究者」であっても、大学評価において必ずしもそうした知識・経験が生かされるとは限らない。さらに、財政、図書館さらには大学の社会貢献などに関する専門的知識を持つ評価者を得にくい。

大学評価の組織体制の改革の基本方向

大学基準協会は、その創立趣旨を尊重し、組織上の特性を十全に発揮させていくべく、「ピア・レビュー」の伝統を今後とも堅持していく。その確認の上に立って、大学評価の組織体制に関し、次のような方向で改革を進めることとする。

第一に、本協会の大学評価に熱意ある熟練した評価者を確保するという見地から、専門分科会の委員の選定に当たっては、本協会と同委員候補者との間で、評価委員登録に関する契約を結び、その登録者の中から、当該年度の審査・評価の対象となる専門分野に対応さ

せ、委員の具体的選任を行う。委員の委嘱は、前記・登録者の中から、判定委員会、相互評価委員会の推薦を基に、理事会の議を経て会長がこれを行う。登録期間は2年とし、更新を妨げない。

第二に、判定委員会、相互評価委員会の両委員会委員の任期は、5期10年を超えないものとする。また、両委員会への大学関係者以外の外部有識者の参加を検討する。

第三に、大学教員が、向上を目指す大学を互いに評価し合うという本協会の伝統を維持しつつも、さらに分科会レベルにおいて、現行の評価委員に加え、適任者がいれば、大学教員以外の国内外の研究者や外部有識者なども評価委員に加えることとする。

第四に、本協会の大学評価活動の一層の客観性を高めその継続性を確保するという見地から、後述（105頁）の如く、一連の評価プロセスの円滑な運用を図りプロセス全体の調整的役割を担う「特別研究員」（仮称）の制度を新たに設ける。

ところで、今日、大学評価においては、在学生、卒業生、地域の企業や学校などの関係者からの評価の視点も重要である。それぞれの大学は、こうした人々の声を取り込みながら自己点検・評価を行っていくことが期待される（但し、何らかの利害関係のある者については、その参加を認めない、などの配慮が必要な場合も生じよう）。一方、本協会が第三者的立場から当該大学を評価するに当たっては、実地視察などの機会を活用して、これらの人々の意見を吸収していくことなどが考慮されてよい。

（2）加盟判定審査、相互評価の組織体制と評価委員の構成

加盟判定審査は、判定委員会を軸に、「全学」的事項を審査する大学審査分科会と部局（学部・大学院研究科）等を審査する専門審査分科会により、相互評価は、相互評価委員会を軸に、同じく、全学事項を評価する大学評価分科会と部局（学部・大学院研究科）等を評価する専門評価分科会により担われてきた。

新構想の大学評価システムにおいても、こうした従来の評価組織体制を維持する。

また、大学財政に特化し評価を行う「大学財政評価分科会」（仮称）を新たに設ける。

部局（学部・大学院研究科）単位の申請については、既存の分科会とは別個に、これに対応した分科会を設ける。

判定委員会、相互評価委員会の委員の選出方法、委員構成については、現行制度を基本的に踏襲する。併せ、大学関係者以外の外部有識者の参加可能性についても検討を行う。

専門審査分科会、専門評価分科会については、大学教員に加え、適宜、大学以外の研究機関や民間企業の附属研究所等の研究者や外部有識者などに対しても評価委員の委嘱を行う。

「大学財政評価分科会」（仮称）については、大学財政のエキスパートに評価委員

を委嘱する。部局（学部・大学院研究科）単位での相互評価申請に対応して設けられる独立の「専門評価分科会」の委員には、当該分野の専門家のほか、必要に応じ、相互評価委員会委員などが加わる。

加盟判定審査、相互評価の組織体制

大学基準協会の大学評価システムでは、加盟判定審査、相互評価の各々の目的・性格の差異を考慮して、それぞれ異なる評価委員で構成される評価組織体制の下で審査・評価が行われてきた。すなわち、加盟判定審査は、判定委員会を基軸に、「全学」的事項を審査する大学審査分科会と学部・学科・大学院研究科もしくはそれらの基礎をなしている各専門分野固有の事項を審査する専門審査分科会によって担われてきた。相互評価は、相互評価委員会を基軸に、同じく、全学的事項を評価する大学評価分科会と学部・学科・大学院研究科もしくはそれらの基礎をなしている各専門分野固有の事項を評価する専門評価分科会によって担われてきた。

大学基準協会の新構想の大学評価システムにおいても、こうした従来の評価組織体制を維持していくこととする。

また、国・公・私立を問わず大学を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、大学基準協会としても、良質の教育研究の基盤整備に貢献するという視点から各大学の財政を評価し必要な助言等を提起するため、大学財政に特化してその評価を行うことを任とする「大学財政評価分科会」（仮称）を新たに設けることとする。同分科会は、加盟判定審査、相互評価を通じ、一元的に運用していく。

ところで、新構想の大学評価システムにおいては、大学単位の評価を大原則としつつも、前述の如く、特段の事由がある旨の申し出がある場合、相互評価に限って、部局（学部・大学院研究科）単位の申請希望を受けその評価を行うことを模索している。そうした部局（学部・大学院研究科）単位の申請がなされた場合、各年度毎に、既存の分科会とは別個に、そうした申請に対応した新たな種類の分科会を設ける。そこでは、当該部局（学部・大学院研究科）に固有の事項が詳細かつ具体的に評価されるほか、当該部局（学部・大学院研究科）を包括する大学に関する事項についても、当該部局（学部・大学院研究科）との関連の中で最小限度必要な評価がなされる。

組織体制の委員構成

判定委員会、相互評価委員会の委員の選出方法、委員構成については、現行制度を基本的に踏襲する。併せ、そこでは、前述の如く、両委員会への大学関係者以外の外部有識者の参加可能性についても検討を行う。

判定委員会、相互評価委員会のそれぞれ下部に位置する大学審査分科会、専門審査分科会と大学評価分科会、専門評価分科会のうち、大学審査分科会、大学評価分科会の評価委員は、従来の慣行を踏襲し、判定委員会委員、相互評価委員会委員を以って充てることと

する。専門審査分科会、専門評価分科会については、当該年度における申請学部・大学院研究科の傾向や特徴を斟酌し、学界の第一線にある大学教員に加え、適宜、大学以外の研究機関や民間企業の附属研究所等の研究者や外部有識者、海外の教育機関・研究機関の研究者などに対しても評価委員の委嘱を行う。評価委員の委嘱は、前述の如く、評価委員登録を行った者の中から、会長がこれを行う。

新たに設置を予定する「大学財政評価分科会」（仮称）については、大学内外の大学財政のエキスパートを中心に評価委員を委嘱する。また、部局（学部・大学院研究科）単位での相互評価申請に対応して設けられる独立の「専門評価分科会」の委員構成は、協会の専門分野別評価の基本型である上記・専門評価分科会のそれと基本的差異はないが、ここでは、学部・大学院研究科との関連において「全学」的事項に対する最小限の検証も行われるため、適宜、若干名の相互評価委員会委員などが加わり、そうした部分についての総括評価を行う。

さらに、後述の如く、「異議申立審査会」（仮称）の委員の一部に、外部有識者を加える方向で検討する。なお、今後、本協会内において専門大学院に対する審査・評価が行われることが予想されるが、その際、当該実務分野の第一線で活躍する高度職業人を、そのための審査・評価体制の中に加えることも考慮されてよい。

（３）評価委員への研修

大学評価が、公正かつ適切に展開され、有効なアドバイスを提供しうるようなものとして継続的に実施されるためには、評価委員が協会の大学評価に精通していることが不可欠である。

大学基準協会は、従来の評価者研修をより充実させる方向で検討する。

評価委員に対する研修会の名称は、「大学評価委員研修セミナー」とする（以下、「セミナー」と略記する）。

「セミナー」の受講対象者は、判定委員会、相互評価委員会の委員並びに幹事、上記委員会の下に置かれる各分科会委員と分科会を掌る主査である。

「セミナー」は、従来通り、年１回、全国２会場での開催を予定する。但し、加盟判定審査、相互評価の実務プロセスが大きく異なり、委員会委員、委員会幹事、分科会委員、分科会主査の役割に相当程度の差異が生じる場合、別途に対応することも考慮されてよい。

研修の必要性

大学基準協会の大学評価が、個別の大学・学部・大学院研究科の質を保証するという観点から公正かつ適切に展開され、画一的視点に基づく硬直的評価の弊を免れ各大学等の特質に配慮した改善・改革への有効なアドバイスを提供しうるようなものとして継続的に実

施されるためには、大学評価の任を直接的に担う評価委員自らが協会の大学評価の目的・使命、評価基準・指標、評価の実施プロセスに精通していることが不可欠である。

大学基準協会は従来においても、毎年、全国2会場で、「大学評価者研修セミナー」を行ってきた。本協会は、今後とも、これを継承させていくとともに、上記の趣旨の徹底と、協会の行う大学評価及びその結果に対する一層の信頼度を高めるべく、より充実した評価者研修の方向性を模索していくこととする。

研修の方法・内容

評価委員に対する研修会の名称は、「大学評価委員研修セミナー」とする（以下、「セミナー」と略記する）。

「セミナー」の受講対象者は、判定委員会、相互評価委員会の委員並びに幹事、上記委員会の下に置かれる各分科会委員と分科会を掌る主査である。

「セミナー」は、従来通り、年1回、全国2会場でそれぞれ開催することを予定する。但し、加盟判定審査、相互評価の実務プロセスが互いに大きく異なり、また、委員会委員、委員会幹事、分科会委員、分科会主査の役割に相当程度の差異が生じる場合、「セミナー」も、加盟判定審査と相互評価にそれぞれ区分し、また評価者の役割分担の違いに対応させ、複数回に亘って開催することも考慮されてよい。

「セミナー」は大学基準協会の主催の下、判定委員会、相互評価委員会の委員長を中心に、評価委員経験者、協会事務局（高等教育研究部門）の協力の下で行われる。

「セミナー」で、判定委員会、相互評価委員会の委員長は、それぞれ加盟判定審査、相互評価の実施責任者としての立場から、大学評価の理念・目的、大学評価実施の基本方針等について説明する。評価委員経験者は、これまでの評価経験を基礎に具体的評価を行う際の留意点等、特に、新任評価委員にとって参考となるような事柄について説明する。さらに協会事務局（高等教育研究部門）スタッフは、大学評価に関わる調査研究の成果やこれまでの評価実践を基礎に、評価基準・指標の適用方法や評価レポートの作成方法、前年度との評価方法の変更点を含む大学評価の実務プロセスに関する説明を行う。

なお、大学基準協会は、現在、こうした評価者研修以外にも、評価委員に対し、大学評価プロセスに関する情報（例えば、評価方針の変更に関わる情報提供等）を、協会の刊行物やインターネットなどを通じて随時提供できる体制を整えつつある。

第9章 大学評価の実施プロセスの改革

ここでは、大学基準協会の新構想の大学評価のプロセスの大枠の中で、加盟判定審査、相互評価の手續上の差異に照準をあて、改革提言を提示する。

(1) 書面による審査・評価の手續

加盟判定審査については、以下の通りとする。

加盟判定審査の申請をする大学は、所要の資料を協会に提出するものとする。その場合、協会の指定する要件を充たしていれば、独自様式に基づき作成したものも受理する。

評価項目、添付資料共、会員資格審査を行う上で必要不可欠なものにこれを精選化する。

加盟判定審査に用いられる評価基準・指標は、相互評価のそれと同等レベルとする。

相互評価については、以下の通りとする。

相互評価の申請をする大学は、所要の資料を提出するものとする。

評価項目は、充実の方向で検討をする。点検・評価報告書では、「協会からの勧告・助言等に対応した改善状況」に関する記述の充実を各大学に要請する。大学基礎データ調書の項目の精選化を図りつつ、大学院に関する数値データの十分な把握にも努めていく。

添付資料は、精選化する。

評価基準・指標は、加盟判定審査の際に用いられるものと同様とする。

各部局（学部・大学院研究科）の単独申請に対応して評価を行う場合、部局（学部・大学院研究科）固有の事項のほか、全学的事項についても、「大学」と当該部局（学部・大学院研究科）との関係において検証する。

加盟判定審査の場合

加盟判定審査の申請をする大学は、点検・評価報告書、大学基礎データ調書を含む必要な資料を協会に提出しなければならない。その場合、被評価者の負担軽減を図る観点から、点検・評価報告書、大学基礎データ調書の如何を問わず、協会の指定する一定の要件を充たしていることを条件に、大学独自の様式に基づいて作成したものについてもこれを受理する。もとより、点検・評価報告書については、学内で自己点検・評価に責任を負う委員会等が中心となって取りまとめたものであることが必要である。

評価項目については、会員資格審査を行う上で必要不可欠なものにこれを精選化する。評価項目に対応した記述中には、概括的な問題点の指摘と問題点に対応した将来構想の提

示が含まれていることが必要である。

なお、点検・評価報告書、大学基礎データ調書を補足する添付資料についても、被評価者の負担軽減を図る観点から、大学案内、学生便覧（教育課程の掲載されているもの）にこれを限定する。

具体的な審査方法としては、点検・評価報告書の中で、大学・学部・大学院研究科等の理念・目的を確認した上で、大学自身、問題点をどう捉え、いかなる改革を行おうとしているのかという点の把握を中心に据えた審査を行う。一方、大学基礎データ調書では、「大学」としての最低要件を充たしているか否かを審査する。その審査に当たっては、大学基準、大学院基準、各専門分野に対応する専門分野別基準、これら基準を基礎に作られた評価指標などが適用される。加盟判定審査の際に用いられる評価基準・指標は、相互評価のそれと同等レベルとする。

相互評価の場合

相互評価の申請をする大学は、加盟判定審査申請の場合同様、点検・評価報告書、大学基礎データ調書等の資料を提出するものとする。

相互評価申請に必要な点検・評価報告書の基礎をなす協会指定の評価項目は、充実の方向で検討を進める。具体的には、「全学的事項」として、「国際交流」、「社会的貢献」、「財政」、「事務組織」等の項目を、「学部等に関する事項」として、「学生の進学・就職」、「後期中等教育との接続」、「外部資金の導入」等の項目を新たに加える。また、点検・評価報告書では、「協会からの勧告・助言等に対応した改善状況」に関する記述の充実も各大学に対し要請していく。一方、大学基礎データ調書の項目については、加盟判定審査の場合に準じその精選化を図りつつ、教員の研究活動や、大学院に関する数値データ（統計データを含む）に関してはその一層の把握に努める方向で、項目の充実を図る。

点検・評価報告書等を補足する添付資料については、その軽減を図り、大学案内、学生便覧、管理運営関係規程などにこれを限定する。

具体的な評価に当たっては、現時点での当該大学の改革状況等を詳細に検証するほか、評価項目の充実化に対応させ、従来より一層充実させた評価の実施に極力努めることとする。そこで適用される評価基準・指標は、加盟判定審査の際に用いられるものと同様とする。

ところで、相互評価にあっては、大学からの特段の事由がある旨の申し出により、学部もしくは大学院研究科等による評価の単独申請を受付けることを検討している。そうした申請に対応して、協会内部で学部・大学院研究科等の評価を行う場合、学部や大学院研究科に固有の事項のほか、全学的事項について、「大学」と当該学部もしくは大学院研究科との関係を、施設・設備、管理運営、財政等の側面から検証する。従って、学部もしくは大学院研究科が相互評価の単独申請を行おうとする場合、点検・評価報告書の記述の中で、学部等に固有の記述に加え、少なくとも、当該学部等の視点から、その学部等と「大学」との関係が明示されていることが必要である。

なお、点検・評価報告書の記載様式について、現行のものについても、その記載に当り、大学の自由度が相当程度確保されているものと思慮されるが、その自由度を一層増すような措置を講ずることが可能かどうかあらためて検討することとする。

(2) 実地視察等の内容・手続

大学基準協会は、適格判定制度の時期から、必要に応じ、実地視察を行ってきた。

大学評価において、書面と実際との乖離や、その大学の特質、改善・改革へ向けた努力の状況などは、現地を直接訪問することによって確認できる。

また、実地視察団の大学訪問の目的は、「評価」にとどまらず、口頭で直接アドバイスする機会としても捉えられるべきである。

さらに、改善勧告などの提示に当っては、双方の間で審議を尽くす必要がある。

加盟判定審査については、書面審査の過程で、必要と判断された場合、実地視察やヒアリングを行う。

相互評価については、相互評価申請を行った全ての大学を対象に実地視察を実施する。

各部局（学部・大学院研究科）による単独申請の場合も、実地視察を行う。

実地視察は、「()現地での書面調査に基づく情報収集」、「()面接調査」、「()学内見学」、等の方法で行う。

実地視察の意義

大学基準協会は、適格判定制度の時期から、今日に至るまで、書面による審査・評価を原則としながら、必要に応じ、適宜、実地視察を行ってきた。

大学評価において、書面審査のみに依拠してこれを行おうとすると、書面に記載された情報と事実との間にある乖離を見過ごすという状況に達し、評価の正確性が阻害される危険がある。のみならず、大学の教育研究上の特質、特色ある施設・設備、その大学の社会貢献の状況、改善・改革へ向けた努力の状況、その大学の持っている雰囲気や活力などは、現地を直接訪問することによって目や耳で正確に確認でき肌で体感できる。ここに、実地視察の第一の意義がある。

実地視察団の大学訪問の目的は、当該大学に対する「評価」にとどまるものではない。それは関係者に対し、口頭で直接、改善・改革のためのアドバイスやコンサルティングを行う機会としても捉えられるべきであり、ここに実地視察の第二の意義がある。

評価に関わる結論と大学に対する改善勧告や是正勧告を提示するに当り、評価者と被評価者が共に満足できるような結論を得るためには、当該大学が抱えている問題点等をめぐり、双方の間で十分な意見交換を行い審議を尽くすことが必要であり、ここに実地視察の第三の意義がある。

本協会の大学評価と実地視察等

(a) 加盟判定審査の場合

分科会における書面審査の過程で、重大な問題点の指摘がなされた場合や書面のみでは実体の把握が困難でそうした実体に直接触れる必要が認められる場合などについて、必要に応じ、実地視察や当協会内でのヒアリングを行う。この方式は、協会の従来への取扱いを踏襲するものである。

(b) 相互評価の場合

新たに、相互評価の実施プロセスに実地視察を制度的に組み込む。すなわち、相互評価申請を行った全ての大学を対象に実地視察を実施する。

実地視察団の人数・委員構成は、申請を行った大学とそこに含まれている学部・大学院研究科及びその基礎となる専門分野を考慮の上、その都度、決定する。

実地視察は、書面による評価の補完的役割を果たすもので、当該大学の実体にじかに接することを通じ、その特色をつかみ、あるいは、書面評価の段階で問題となった事項や改善・改革に向けた将来構想等についての確認を行う。また、大学関係者等との意見交換を行う中で、協会の立場から、当該大学にとって有効と考えられるアドバイスなども提示する。

学部もしくは大学院研究科が、単独に相互評価申請をした場合も、通常の相互評価申請の場合同様、書面による評価を補完すべく、当該学部等に対し、実地視察を行う。但し、その場合の実地視察団の規模は、当該学部等の調査に必要な範囲内にとどめるものとする。

実地視察の方法

実地視察は、「()現地での書面調査に基づく情報収集」、「()面接調査」、「()学内見学」、等の方法で行われる。

「()現地での書面調査に基づく情報収集」を行うに当たっては、時間に制約があることを考慮して、現地でしか見ることができず、しかも、当該大学を「総体」として評価する上で有効な情報や資料は何か、という視点が基本に据えられる必要がある。

そこで、限られた時間内で、書面を通じ有用な情報を得る方法として、学生に関する諸種の記録や図書館資料等のサンプル調査、試験の答案用紙や卒業論文、学位論文等のサンプル調査などが挙げられる。特に、後二者は、学生に対し客観的角度から厳格な成績評価が行われているか、どのような基準で学位授与がなされているか、という点を確認する上で有効と考えられる。

「()面接調査」は、現地でじかに関係者の意見を聞き、評価の結論を固めていく上で有用であるのみならず、改善・改革のためのコンサルティングの場としても活用できる。

限られた時間内で、しかも様々な立場の人々から意見を聴く方法として、一般に、グル

ープ面接調査の有効性が指摘されている。具体的には、大学管理者、教職員、学生、地域の住民や企業関係者といったグループ毎に、当該大学の組織・活動の状況や社会貢献の状況についてディスカッションをするという方法が考えられる。その際、実地視察団は全てのグループのために、予め共通質問項目を用意しておくことが、後に議論を整理していく上で効果的である。なお、各グループに所属するメンバーの人選を大学側の判断に委ねるか、実地視察団が、現地で直接、ピックアップするのか、という点はさらに慎重に検討していく。

「()学内見学」は、限られた時間の中で、大学全体の物的条件や環境などを鳥瞰できるという点で有用である。また、それは、書面では十分に把握できなかった施設・設備面の特徴やその大学が他に誇る施設・設備等の整備状況、もしくは施設・設備等の未整備の状況を、実際に目で確認できる点で、大きな効果がある。医・歯系、理工系、芸術系等の分野に対する評価において、この方法の活用が期待される。さらに、学内見学のスケジュールに、授業参観、実験・実習・制作等の現場の参観の機会を組み入れることは、当該大学・学部等の教育研究の内容や質に関する情報に直接触れることができる点で有効である。

実地視察団の規模

大学の規模や申請を行った学部・大学院研究科等の構成・種類・性格に応じて、現職の学長、学長経験者を中心に2～5人に委員を委嘱する。また、事務局（高等教育研究部門）から1～2名が参加する。

(3) 審査・評価に関わる結果の決定手続

加盟判定審査、相互評価いずれにおいても、具体的な評価プロセスを経た後、判定委員会、相互評価委員会が、結論を下す。理事会は、その結論を、評議員会に上程すべきか否かの決定をする。理事会決定に基づき上程された上記・結論が評議員会の賛成を以って議決されると、理事会がその結論の最終承認を行う。

加盟判定審査、相互評価いずれにおいても、書面による審査・評価、実地視察（但し、加盟判定審査については、必要に応じて実施）のプロセスを経た後、加盟判定審査、相互評価における第一次的責任機関である判定委員会、相互評価委員会が、大学評価に関わる結論を下す。これを受けて、理事会が、判定委員会、相互評価委員会の結論を、評議員会に上程すべきか否かについて審議・決定を行う。理事会決定に基づき上程された上記・結論が評議員会の賛成を以って議決されると、理事会がその結論の最終承認を行う。評価結果に対し、異議のある大学に対しては、別途、以下のような異議申立の機会が確保される。

(4) 大学からの異議申立に対する対応

大学基準協会の大学評価では、結果に対する大学からの問い合わせに個別に応じてきた。

新構想の大学評価システムでは、大学からの異議申立の機会を制度的に確立することが適当である。

そこで、大学評価の結果に疑問を抱いた場合、まず協会事務局にその件について照会を行う。

大学の側で協会事務局の説明に納得できず、なおかつ、その評価結果次第で当該大学に重大な利害や地位の変動が生ずる可能性のある場合を想定し、評価結果の通知の事前または事後に異議申立の機会を当該大学に与える措置を制度化する。

異議申立を審査する会議体の名称は、「異議申立審査会（仮称）」とする。異議申立審査会は、「中立的な第三者」を主体に構成されることが適当である。

異議申立機会の保証に関する基本的考え方

今日、公的組織体が私人等に対して、権利を制限し義務を科しもしくは新たな権利を設定し利益を付与するに当たっては、そうした処分や行為の理由を開示するとともに当事者から意見聴取をすることが基本的原則とされている。一般に、「法の適正手続」の範疇で捉えられるそうした手続上の原則は、公正かつ透明なプロセスの確保を内容とする「手続的正義」の実現を期すものであるとともに、処分や行為そのものの適切性・妥当性を保証する上でも必要不可欠と考えられている。

これまで、大学基準協会の大学評価は、評価申請に基づき、協会が具体的評価を行い、申請者に結果を通知するという一連の評価プロセスの運用の中で実施されてきた。しかしながら、評価結果が、大学に対し実体的なメリットやデ・メリットをもたらすものではなかったことに起因してか、結果に対する大学からの問い合わせに個別に応じてきたとは言え、評価プロセスの中に大学からの意見聴取の機会や反論機会が制度的に組み込まれていたとは言いがたい状況にあった。

しかしながら、新構想の大学評価システムにおいては、次のような理由から、評価に対する大学からの異議申立の機会を制度的に確立することが適当である。

まず第一に、そうした制度の確立を通じ、評価の客観性・透明性が確保され、大学基準協会の大学評価に対する信頼が一層増すことにつながる。

第二に、第一の点に関連して、本協会の評価結果に対する各大学の信頼が相対的に増すことに伴い、当該大学が協会からのアドバイスを真摯に受け止め、改善・改革に向け心血を注いで努力をしていくことが期待できる。

第三に、本協会が、手続的正義に支えられた評価プロセスを確立・運用することで、協会の大学評価の国際的通用力がさらに高められる。

第四に、本協会の大学評価及びその結果が、実体を伴う何らかのメリットと連動すると

いう制度環境が整備されるための前提要件として、「法の適正手続」の精神を具現化する仕組みを評価プロセスに組み込むことが、今日のわが国社会における不可欠的要請でもある。

異議申立手続の制度化

新構想の大学評価システムでは、実地視察終了直後より、主査報告書と実地視察の結果などに基づき、評価申請をした大学に対する勧告・助言案が起草される。その成文は、判定委員会、相互評価委員会の承認と理事会の最終承認などを得た後、速やかに各大学に送られる。

大学評価の結果を受理した大学は、その結果に疑問を抱いた場合、まず協会事務局にその件について照会を行うことになる。これは従来からの取扱いである。

しかしながら、大学の側で本協会事務局の説明に納得できず、なおかつ、その評価結果次第で当該大学に重大な利害や地位の変動が生ずる可能性のある場合を想定し、大学の利益を保護するという見地から、また、大学と本協会との信頼関係を維持・発展させるという見地から、評価結果の通知の事前または事後に異議申立の機会を当該大学に与える措置を制度化することが適当である。

具体的には、例えば、加盟判定審査において、申請大学に不利な判定が下されることが予見される場合、その旨を大学に事前に通知し、弁明機会を与えるとともに、事後にも異議申立を行うことを認めること、それ以外の場合は、全て事後的な異議申立機会を保証することなどが考慮されてよい。

異議申立は文書で行うことを原則とし、希望により、適宜、当該大学関係者がこの申立書を審査する場に出席できることとするのが相当である。

なお、異議申立にかかる審査は、大学が自主的に評価結果を公表する際のタイム・スケジュールを考慮し、十分な審理を尽くすことを条件に、可及的速やかにこれを終結し結論を下すことが求められよう。

異議申立を審査する会議体の名称は、「異議申立審査会（仮称）」とする。異議申立審査会は、「中立的な第三者」を主体に構成されることが適当である。

例えば、同審査会の構成メンバーは、外部有識者2名、本協会の理事（もしくは監事）1名、判定委員会代表1名、相互評価委員会代表1名の計5名とし、判定委員会及び相互評価委員会の代表は、案件に応じ、適宜、メンバーチェンジできるような体制とすることなどが考えられる。

第10章 大学評価とその結果の公表法

(1) 評価とその結果の公表の意義

ここに言う評価及び結果の公表法とは、大学基準協会の大学評価の実施体制、評価尺度・手法、評価手続、評価結果がいかにして公表されるべきかという事柄を意味している。

本協会の大学評価を受けようとする大学に対し、その契機の有効活用を図ってもらうという見地から、評価活動に関する可能な限りの情報を提供する必要がある。

社会一般の人々に対する評価活動の公表の問題を考える場合、公財政の支援を受ける社会的組織体としての大学に対して注がれる国民の視線に充分配慮する必要がある。

ここに言う評価活動及び結果の公表法とは、協会の大学評価の実施体制、評価尺度・手法、評価手続、評価結果がいかにして公表されるべきかという事柄を意味している。

評価活動の公表については、評価の透明性を確保する上で重要な意義を認める考え方がある一方で、公表により、却って評価の公正性が阻害されることへの懸念を指摘する見解も見られる。ここでは、評価活動の公表によりその透明性を確保することを通じて、評価の客観性を高め、評価結果への人々の信頼を繋ぎとめるべきであるとする主張と、その公表を差し控えることで評価の公正性が確保され、その客観性も期待でき、以て、評価結果への信頼度も上昇するという主張が、真向から対立する。

しかしながら、自身の教育研究の質を高め改善・改革の契機として本協会の大学評価を受けようとする大学に対し、その契機の有効活用を図ってもらうという見地から、評価活動に関する可能な限りの情報を提供することが必要である。加えて、評価者と被評価者が協働で評価プロセスを運用し、共通の目標の下に、有為な結果を育みこれを改善の契機とすることを内容とする評価のあり方に十全な価値を見出そうとする立場に立てば、少なくとも評価を受けようとする大学に対し、評価プロセスは可能な限りオープンにされていることが必要である。

社会一般の人々に対する評価活動の公表の問題を考えるに際しては、公財政の支援を受ける社会的組織体としての大学に対して注がれる納税者たる国民の視線に充分配慮する必要がある。

本協会の大学評価を構成する各要素の公表の問題を論ずるに当たっては、「被評価者としての大学」と「社会一般」に区分して、そのあり方を考えることが適当である。

(2) 評価体制、評価尺度、評価手続等の公表法

第一に、評価体制に関し、大学に対する評価者リストの通知は、評価体制確立後、出来るだけ早い段階で行う必要がある。社会一般に対しても、大学評価の結果が出揃った時期以降、早い時期に公表をすることが適当である。

第二の評価尺度の公表については、現状において、大学基準等の評価基準を、公にしている。評価指標については、事実上の評価尺度の成文化を図るとともに、上記の評価基準を基礎に新たな指標の開発・明文化を行った上で、これらを一括、公表したい。

第三の評価手続については、現状においても、本協会は、『大学評価マニュアル』を通じ、また、本協会が催す「大学評価セミナー」や協会の広報誌等により定期的に公表している。

第一に、評価体制に関しては、評価申請を行った大学・学部等が、いかなる組織体制の下で書面審査・評価を受け、さらにいかなる人々による実地視察を受けるのかを知ることが、本協会からのアドバイスに速やかに対応しその後の改善・改革を円滑に進めていく上で重要である。こうしたことから、大学に対する評価者リストの通知は、評価体制確立後、出来るだけ早い段階で行うことが必要である。社会一般に対しても、事務手続の煩瑣を避けるため、大学評価の結果が出揃った時期以降、早い時期に公表をすることが適当である。

第二の評価尺度の公表については、現状においても、本協会は、大学基準等の評価基準を、広く公にしており、今後ともこの方針を貫く所存である。また、評価指標については、これまでの評価実践の中で培ってきた事実上の評価尺度の成文化を図るとともに、上記の評価基準を基礎に新たな指標の開発・明文化を行った上で、これらを一括、公表していくよう心懸けたい。なお評価手法については、様々なレベルのまた多様な内容の評価手法の存在が考えられることから、本協会内部でこれらを慎重に審議した上で、個々の評価手法の性格を吟味しその公表問題を引続き検討していくこととする。

第三の評価手続については、現状においても、本協会は、『大学評価マニュアル』を通じ、手続の大枠を広く公表している。また、評価手続のうち、具体的かつ細部に亘る事項や、前年度の取扱いの変更点などに関する情報も、本協会が催す「大学評価セミナー」や協会の広報誌等により定期的に公表している。このように、本協会の評価手続は、現時点においても、社会に広く公にされており、今後ともこの方針を継続させていく所存である。

(3) 評価結果の公表法

評価結果の公表問題の検討に当り、評価の透明度を高めることへの要請に対する対応と、大学との信頼関係を維持・発展させるという基本姿勢との間で調整を図る必要がある。

評価結果の具体的公表法について、対大学関係では、最終決定と助言・勧告等の提

言に加え、助言・勧告等の基礎となる資料（例えば、「主査報告書」の写し）の提供を考慮することが適当である。また、対社会関係では、従来においても当該年度に大学評価を受け合格した大学名と大学評価の概況等を公にしていたが、さらに一步踏み出し、社会的に責任を負えるようなものを積極的に公にしていく必要がある。

なお、大学から本協会に提出された内部文書を公表するか否かは、挙げて大学の判断と責任に委ねることが適当である。

大学基準協会は、評価結果に関し、現在、被評価者である大学に対しては、大学評価に関わる最終決定と当該大学に対する助言・勧告等を通知しており、社会一般に対しては、当該年度に加盟判定審査を受け新たに維持会員となった大学名、相互評価の認定を受けた大学名、助言・勧告等を付した大学数、それに助言・勧告等の例示などを公にしている。

評価結果の公表問題については、「大学評価に関するアンケート調査」の集計結果に拠れば、大学全体として「合格の大学名のみ」29.8%、「大学名と結果の理由」19.8%、「すべての大学名」18.0%、「公表の必要はない」14.1%との数値の示すように、大学名の公表までは認める余地があるとは言え、評価結果に付随する評価情報の公表に対しては、消極的姿勢を示す大学関係者が少なからずいることがわかる。そうした傾向は、私立大学において極めて顕著である（国立大学・学部の場合、結果とその理由の公表等に柔軟に対応しようとする姿勢が認められる）（後掲〈資料2〉表14、15）。

そこで、評価結果の公表を本協会の大学評価の制度的枠組みの中にどう組み込んでいくかの検討に当たっては、評価の透明度を一層高めていくという社会的要請に対する対応と、大学との信頼関係の上に立って評価プロセスを運用していくという本協会の従来からの基本姿勢との間で調整を図ることも必要である。

評価結果の具体的公表法について、対大学関係では、最終決定と助言・勧告等の提言に加え、助言・勧告等の基礎となる資料（例えば、「主査報告書」の写し）の提供を考慮することが適当である。また、対社会関係では、従来においても当該年度に大学評価を受け合格した大学名と大学評価の概況等を公にしていたが、さらに一步踏み出し、これまでのものを一層、具体化したものを公表するなど社会的に責任を負うことのできるようなものを積極的に公にしていく必要がある。

なお、被評価者である大学から本協会に提出された内部文書は、従来よりの取扱いに倣い、本協会の側から積極的に公表することはしない。これらを公表するか否かは、挙げて大学の判断と責任に委ねることが適当である。

第11章 大学評価結果の効果

(1) 大学評価結果の具体的効果

大学基準協会の大学評価は、各大学の改善・改革努力を社会的に保証し、自己点検・評価に対する客観性・妥当性の保証の法的要請を充足させる契機として基本的に機能する。しかしさらに、大学評価の効果を次のような措置と連動させることも考えられる。

- (a) 国内外の大学の単位互換や編入学（学生の流動化）等を円滑に進める。
- (b) 国内外の研究機関・研究者との研究交流を円滑に進める。
- (c) 海外の有力大学との間で、教育研究上の経営協定を締結する。
- (d) 学内外の予算獲得と配分に連動させる。
- (e) 文部省・視学委員による「実地視察」を免除する。
- (f) 文部省・科学研究費補助金や日本学術振興会の研究助成金、その他研究助成機関・財団などからの各種研究助成金の交付の資格要件・手続と連動させる。
- (g) 学科増・研究科増や改組転換等の申請・審査の際の、大学の負担を軽減させる。
- (h) 奨学金貸与など、学生への経済的支援と連動させる。

大学基準協会の大学評価システムは、自己点検・評価プロセスが組み込まれこれを協会が第三者的立場から評価する点に大きな特徴がある。従って、本協会が大学に対する評価を行う中で、当該大学に対し正会員の地位を付与する、あるいは相互評価認定を行うということは、単にその大学の教育研究の質を保証するにとどまらず、当該大学の自己点検・評価の有効性や客観性・妥当性に対する信用供与をするという側面を有している。そうした意味から、本協会の大学評価は、各大学の自己改善・改革努力を社会的に保証し、なおかつ、自己点検・評価に対する第三者機関による客観性・妥当性の保証の法的要請を充足させる契機として十全に機能しうるものであり、ここに協会の大学評価の基本的意義が認められる。周知のように、平成11年9月の大学設置基準の改正によって自己点検・評価の義務化、自己点検・評価に対する学外者の検証の努力義務化が法定されたことに伴い、協会の大学評価は、自己点検・評価の有効性・客観性・妥当性に対する第三者保証のための制度的受け皿として大きな価値を持つ。この点に関連して、文部省の設置認可業務の一環として、大学や学部等の自己点検・評価システムの審査がなされる際、本協会の正会員校については、すでに協会の大学評価を通じ、当該大学・学部等における自己点検・評価の有効性・客観性・妥当性が保証されているという事実を斟酌し、この部分についての審査が省略されるという局面が派生するということが、今後、予想されなくもない。

こうした大学基準協会の大学評価の基本的役割を確認した上で、本協会の大学評価の社会的意義や役割を明確化する上から、また、各大学の改善・改革努力に報い一層の発展に貢献するという観点から、さらに、大学評価結果を次のような措置と連動させること、換言すれば、大学評価に伴う具体的な波及効果として、次のようなメリットを派生させることが考えられる。もとより、そうした波及効果について考えるに当り、現実に存在する大学間格差をそのままに、ある種の競争環境の創出を目的に評価結果の活用を模索するという誤りを犯すことのないよう自制的姿勢をとり続ける必要があることはあらためて言うまでもない。

- (a) 国内外の大学の単位互換や編入学（学生の流動化）等を円滑に進める。
- (b) 国内外の研究機関・研究者との研究交流を円滑に進める。
- (c) 海外の有力大学との間で、教育研究上の経営協定を締結する。
- (d) 学内外の予算獲得と配分に連動させる。
- (e) 文部省・視学委員による「実地視察」を免除する。
- (f) 文部省・科学研究費補助金や日本学術振興会の研究助成金、その他研究助成機関・財団などからの各種研究助成金の交付の資格要件・手続と連動させる。
- (g) 学科増・研究科増や改組転換等の申請・審査の際における、大学の負担を軽減させる。
- (h) 奨学金貸与など、学生への経済的支援と連動させる。

(2) 大学評価を具体的メリットに結びつけることの可能性

上記のうち、(a)(b)(c)は、協会の大学評価の具体的効果として、従来より位置づけられてきたもので、今後とも、これを評価システムの中に積極的に構築していく。

(d)の事項に関連して、国立大学については、文部省などに対し、協会の正会員校であることを、文教政策等を遂行する中で、考慮するよう求める。公立大学についても、本協会の正会員校について、同様の措置をとるよう求める。私立大学についても、特に私学助成に関し、上記と同様の措置をとるよう日本私立学校振興・共済事業団に対して求める。

(e)については、大学評価・学位授与機構が創設されたという現状下にあって、新構想の大学評価を協会がスタートさせた暁には、文部省として、この質の保証装置に正当な価値を認め、視学委員制度との間で事実上の調整が図られることが望まれる。

(f)については、本協会の大学評価における研究評価機能が強化され社会的に認知される中で、研究助成金の申請者が本協会の正会員校所属の教員であることを証明することにより、交付手続がより円滑に進められるものと考えられる。

上記のような評価結果の具体的活用法のうち、(a)(b)(c)は、大学基準協会の大学評価の具体的効果として、そうした三つのケースに関連し当該大学が本協会の維持会員校か否かといった海外からの問い合わせに対応するなど、従来より暗黙裡に位置づけられてきたもので、今後さらに、これを協会固有のメリットとして評価システムの中に積極的に構築していくこととする。ただ、そうしたシステムを制度化するための要件として、このメリットが、留学生の相互交流を前提とする国外の大学との単位互換や国際間の研究者交流をも念頭に置いたものであることから、本協会・高等教育研究部門に外国人スタッフを配置することを含め、協会組織そのものの国際化を図る必要がある。併せて、高等教育機関の質の保証や単位互換を基礎とした学生間交流の促進等を目的とする国際的ネットワークにおいて、本協会が能動的役割を果たし協会の立場を積極的にアピールする体制を整備することが不可欠である。具体的には、例えば、本協会が加盟する「高等教育評価機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）」の理事ポストを確保し、国際的視野に立った高等教育の質の保証とこれを前提とした学生・研究者の国境を越えた大学間移動促進に向け、積極的な国際貢献を果たしていくことなどが必要となる。

(d)の事項に関連して、国立大学については、これを評価対象とする大学評価・学位授与機構が創設されたという現状を踏まえた上で、大学基準協会は文部省などに対し、協会の正会員校である国立大学については、同省が、文教政策を遂行する中で、当該大学が正会員であることを考慮するよう求めることとする。公立大学についても、本協会の正会員校について、同様の措置をとるよう求めていく。私立大学については、特に私学助成に関し、平成5年4月13日の「本協会のあり方に関する第三次中間まとめ」が、本協会の大学評価を受けた大学に対し「私学振興財団による経常費補助金の配分に当って、特別な配慮が払われることが望まれる」旨の提言を行った経緯がある。また、前記「大学評価に関するアンケート調査」でも、先述の如く、評価結果を「予算配分・私学助成」に連動させることへの期待が、私学関係者の間で高いことが数値の上で見て取れる（「大学」単位で31.6%、「学部」単位では、さらに高く41.4%）。そこで、大学基準協会としては、これらの点を踏まえつつ、自己点検・評価を中軸に据えた新システムによる大学評価がすでに3回に亘って敢行されたという実績を背景に、専門分野別評価を充実させるなど一層充実した評価のあり方を模索する中で、上記と同様の措置の確立を日本私立学校振興・共済事業団に対し要請する。もとより、そうした要請が、本協会の大学評価の結果と予算配分との制度的連動性を追求するものではないこと、各大学に対し、協会への正会員校としての正式加入を強要することを意図するものでないこと、はあらためて言うまでもない。なお、(d)との関連で、学内の予算の獲得・配分過程で、同一大学内における部局（学部・大学院研究科）間に優劣が生じるという実体が存することを念頭に置き、本協会の大学評価が、そうした各大学の予算配分の方式に対する正当性を付与する契機として機能することが考えられる。

(e)については、大学基準協会として、大学等の設置認可は文部行政に帰属する一方、認可後の大学の質的保証は大学基準協会のアクリディテーションにこれを委ねることとされた新制大学発足時の理念を基本に据えて、これまで公文書等を通じ、正会員校に対する視学委員による視察の免除を文部省に要請してきたところである。今後、大学評価・学位授与機構の創設を受けて、国立大学に対する視学委員による視察との間で、両者間に調整局面が生起することが予想されなくもない。そこで、大学基準協会としては、新構想の大学評価を協会がスタートさせた暁には、文部省サイドにおいても、この大学の質の保証装置に正当な価値と地位を認め、視学委員制度が存在すると仮定した場合でも同制度と併存できるような形で、両者の事実上の調整が図られることが望まれる。具体的には、本協会の「加盟判定審査」を受け正会員校となった大学は、会員登録された年より5年間、「相互評価」認定された大学は、認定年より7年間、視学委員の査察が免除される等の事実上の措置が講じられることが望まれる。

(f)については、本協会の大学評価における研究評価機能が強化され、それが社会的に認知される中で、研究助成金の申請者が、本協会の正会員校もしくは相互評価認定部局（学部・大学院研究科）に所属する教員であることを証明することにより、交付手続きがより円滑に進められる機会が増大していくものとする。なお、アメリカでは、助成金の申請者が大学教員である場合、その交付決定に際し、当該教員が、アクリディテーション団体よりアクリディットされた大学もしくは教育プログラムに所属しているか否かの確認を行うという手続をとる研究助成団体が少なくないことを付言しておく。

(3) 残された検討課題

ここでは、大学評価結果の具体的効果について、さらに検討すべき事柄を3点指摘する。

その第一は、(g)との関連で、大学基準協会の大学評価を、事実上、大学設置認可行政と連関させることができるか、連関させるとしてどのような方法が考えられるかという問題である。

第二は、(h)との関連で、協会の評価結果を、アメリカのように、奨学金貸与等の学生への経済的支援と連動させることが可能かどうかという問題である。

第三は、経営危機に瀕した大学及びその学生の救済のために、本協会の大学評価が何らかの貢献をすることができるかどうかという問題である。

ここでは、大学基準協会の大学評価の結果の具体的効果について、さらに慎重に検討すべき事柄を三点について指摘したい。

その第一は、(g)との関連で、大学基準協会の大学評価を、事実上、大学設置認可行政と連関させることができるか、連関させるとしてどのような方法が考えられるかという問題

である。前記「大学評価に関するアンケート調査」では、先述の如く、評価結果をどのような具体的メリットと結びつけることが適当かを問う項目中、大学全体として、最もその比率の高かったのが「改組転換等の申請・審査」（31.0%）で、その傾向は、国立大学において特に顕著であった（38.9%）。

この点について、本協会の大学評価と文部省の大学設置認可行政を制度的に結びつけることは、現状では困難と言わざるを得ない。そこで、大学等の設置認可権を文部大臣が行使用するに当たっては、本協会からの相当数の推薦者を含む委員で構成される諮問機関の答申が実質上、重要視されるという現行の認可体制の存続を肯定しつつ、文部省の設置認可行政に側面から協働参画するという立場から、この分野において、上記アンケート結果等も考慮に入れながら同省と新たな関係の構築を模索することが考えられる。例えば、協会の大学評価と同省の設置認可行政を事実上、連動させる一方策として、例えば、各大学が、協会の大学評価及びその結果に関わる資料を認可申請時に提出した場合、同省が申請審査の際にこれらを参考とすることなどが考えられる。

第二は、(h)との関連で、協会の評価結果を、アメリカのアクレディテーション・システムのように、奨学金貸与等の学生への経済的支援と連動させることが可能か否かという問題である。

わが国にあっても、「学生奨学金」という方式を通じた公財政支出を行うに当り、その学生が在学する大学が、果たして「大学」の名に値する大学か否かが問われる時代が、そう遠くない将来到来することが予想される。そうした意味において、学生への奨学金貸与を、大学の質的水準を保証するという営為と連動させるシステムの構築を積極的に模索することは、むしろ、本協会自身の責務と言っても過言ではない。とは言え、そうした構想の実現に当たっては、この問題がわが国の公的奨学金制度のあり方とも関わるものであることから、関係機関と、慎重な論議を重ねていくことが不可避である。

第三は、経営危機に瀕した大学及びその学生への救済策のために、本協会の大学評価が何らかの貢献をすることができるかどうかという問題である。

18歳人口の急減を背景とした厳しい競争的環境の中で、国・公・私立の別なく、わが国の相当数が厳しい大学運営を迫られることが予想される。こうした状況の中で、本協会の大学評価が、そうした深刻かつ厳しい事態に直面した大学に対するセイフティ・ネットとしての役割を果たすことが想定できなくもない。具体的には、将来、本協会の正会員校が閉校の危機に瀕した場合や、教育プログラムの存続が危ぶまれる学部・学科等を有する正会員の大学に対し、その要請に基づき「特別審査」を通じて、当該大学の教育研究に対する姿勢の「健全性」や再生能力が備わっているか否かの検証を行うこと、検証の結果如何によって、そうした大学や教育プログラムが「現存する障害を除去し、今後立直る可能性を内包している」ことなどを対社会的にあるいは文部省に対して保証することなどが考慮されてよい。併せて、閉校した大学あるいは終結した教育プログラム等に在籍する学生等に対し、その受け皿の提供のために必要な支援を行うこと、公的財政支援方を各方面に要請

すること、など、各種コーディネーションをこれら大学に措置することも考慮されてよい。この問題は、本協会の役割を超えるものがあるとは言え、わが国大学を取り巻く経営環境が一層厳しさを増してきており、この分野で協会が何らかの役割を果たすことへの期待も高まっていること、学生の受け入れやその流動化の局面において、本来、アクレディテーションが少なからぬ貢献をすべきものとも考えられていることから、そうした措置の実施を構想するに当たっては、アメリカなどの例を参考にしながら、多角的視点から十分な検討を行い協会独自の方針と手続を確立することが必要不可欠である。

第 12 章 大学基準協会と他の評価機関等との連携のあり方

(1) 他の評価機関等との連携の基本的視点

「多元」的に組織される評価機関は、その特性に応じ、大学・大学院等を評価する中で、特色ある発展を遂げ、大学評価活動の質や有効性を高めていくことになる。

その一方で、各大学等が、各評価機関に個別に対応することは、関係者に「評価疲れ」をもたらすことなどが危惧される。

本協会が培ってきた人的・知的資源と大学評価・学位授与機構が蓄積していく同種の資源を、双方がその役割分担を明確に認識した上で、実現可能な範囲で、互いに享有し有効活用していくことは、各大学の高度かつ多様な発展を支援し、両機関による評価活動の効率性を高め、その機関固有の評価の特性を伸長させていく上で検討に値する。

大学基準協会の現行の大学評価では、「大学」全体の質の保証・認定とともに、「理念・目的」の実現に向けた各大学の改善努力を結実させるための方向性を示すことが特に重視されている。大学評価・学位授与機構の評価も、当面、各国立大学の特色ある発展を促すことを主眼にしていると考えられる。今後、陸続と登場し活動していくことが予想される学協会関係の評価機関も、各専門分野固有の視点から、教育プログラムの保証・認定と、それぞれの教育プログラムの特性に応じた発展を支援するという二つの機能を併有することになる。

そうしたことから、将来に亘り、「多元」的に組織される評価機関は、各評価機関の設置の趣旨・目的の差異、評価の対象・単位や評価領域・分野の違い、評価に伴うメリットの種類に応じて、多角的視点から、大学・大学院、学部・学科等を評価することになる。そして、各評価機関が、その特性を發揮して、その各々に期待される役割分担を前提に多角的な評価を行う中で、わが国大学・大学院は長所を伸長し、発展可能性を秘めた「萌芽」の成長を促進させ、特色ある発展を遂げていくことが可能となろう。また、「多元的」に組織される各評価機関も、独自の評価手法を駆使し評価機関相互間で活動を競い合う中で、その各々の「評価」に対する評価機関相互のチェック機能を事実上、働かせることになる。そして、その結果として、個別機関の評価活動、ひいてはわが国全体の大学評価活動の質や有効性が高められていくことにつながろう。

その一方で、「多元」的に組織された各評価機関の評価を受ける大学の側から見れば、これら評価機関の評価に個別に対応することは、「評価」に付随する業務量の増大を招き、関係者に「評価疲れ」をもたらすおそれなしとしない。各評価機関自身にとっても、全く横の連絡なく、区々に分かれて評価に臨もうとすれば、徒らに評価機関相互間の競争が煽られるのみで、それが必ずしも、各評価機関及びわが国全体の大学評価システムの有効性の向

上につながる面も否定し得ない。付言すれば、各評価機関が覇を競い合うという状況が現出されれば、競争の土俵となるのは、個別の大学・大学院であり、関係者にとって甚だ迷惑な話であることはあらためて言うまでもない。

ところで、大学に自己点検・評価とその結果の有効活用という営為が未だ充分根付いていない状況下において、本協会と大学評価・学位授与機構が連携し評価結果を共有することが、画一評価の弊につながることを危ぶむ意見もある。

しかしながら、今日、わが国高等教育機関に対しては、高い水準の国際標準に合致した高度な教育研究の質を確保することが強く求められており、各大学・大学院のそうした標準への適合性への模索とそれに伴う高度な教育研究環境・土壌形成を支援することは、現下の大学評価機関の基本的責務である。特に、大学基準協会と新たに創設された大学評価・学位授与機構は、その各々に課されたそうした基本的責務を直視し、相互間の連携体制を推進する中で、その各々の任務を果たしていくことが必要である。そうしたことから、大学基準協会 50 年の歴史の中で本協会が培ってきた人的・知的資源と大学評価・学位授与機構が今後蓄積していくであろう同種の資源を、両者の役割分担の存在を前提に、実現可能な範囲で、双方の評価機関が相互に享有しその有効活用を図っていくことは、わが国大学を取り巻く厳しい経営環境の中で、各大学の高度かつ多様な発展を側面的に支援していく上で、これら機関による評価活動の効率性を高めていく上で、さらに双方が、その機関固有の評価の特性を将来に亘り伸長させていく上で、検討に値するこれからの課題であると考えらる。

以上のような理由に基づき、大学基準協会が、自立性と主体性を堅持することを前提に、大学評価・学位授与機構などとの連携の方途を模索することは、本協会の大学評価システムの改善方策を検討し、わが国大学の高度かつ特色ある発展を側面的に支援するという使命を果たす上において不可欠である。

(2) 大学基準協会と大学評価・学位授与機構との連携

- (a) 大学基準協会は、大学評価・学位授与機構の行った各部局（学部・大学院研究科）の「研究活動・研究条件」に関する事項の評価結果を、参照することについて検討する。
- (b) 大学評価・学位授与機構は、本協会の行った個別大学における「全学」的事項の総合評価結果を、参照することについて検討が望まれる。
- (c) 大学評価・学位授与機構が、団体・学協会などから委員推薦を受けることを検討するに当たり、本協会との連携を図ることが望まれる。
- (d) 大学基準協会、大学評価・学位授与機構が連携して評価に臨むに当たり、双方の合意を基礎に、資料等の収集・提供を行うことが不可欠である。結果の公表方法についても、双方が協定を交わす必要がある。関連して、大学評価の調査研究を

連携して行うことも考慮されてよい。

- (e) 以上のような事項については、大学評価・学位授与機構や団体等を含む関係者と、協議と検討を重ねる必要がある。殊に、同機構との連携に当っては、同機構に加え、協会の国立大学の会員の意見を踏まえ、慎重に対処する必要がある。

ここでは、大学基準協会が、新たな評価機関、とりわけ、大学評価・学位授与機構との連携を視野に入れた場合における、連携方法について想定されるもしくは両機関に検討の求められるケースをいくつか列記する。なお、そうした連携のあり方を考慮するに際しては、どの評価項目につきどの範囲で資料やデータを共有し合うかという問題の検討に加え、組織・スタッフ面からの具体的連携の方途を模索することが不可欠であるが、これらの点については、本「提言」を公にして以降、協会内部で慎重に論議を詰めていきたい。

- (a) 大学基準協会は、大学評価・学位授与機構の行った個別学部・研究科あるいは独立大学院、専門大学院の「研究活動・研究条件」に関する事項の評価結果を参照することについて検討する。
- (b) 大学評価・学位授与機構は、大学基準協会の行った個別大学における「全学」的事項（個別大学の全学的な教育研究活動、学生生活、組織運営、財政等に関する事項）の総合評価結果を参照することについての検討が望まれる。
- (c) 大学基準協会は、「加盟判定審査」、「相互評価」いずれにおいても、評価委員について、分野・領域等のバランスがとれるように、また出来るだけ公平な評価が行えるよう、その構成に配慮してきている。そしてピア・レビューの立場から、教育研究の第一線で活躍している多くの国・公・私立大学の現職教員の全面的な協力を得て活動を行ってきている。しかしながら、大学評価・学位授与機構の活動が始動することで、両機関の委員の重複も予想される。そこで同機構が、然るべき団体・学協会などから委員の推薦を受けることを検討する場合、本協会との連携を図ることが望まれる。
- (d) 本協会と大学評価・学位授与機構が書面を通じた評価や実地視察などを通じた連携を保とうとする場合、資料・データの収集とそれらの提供・交換の面で、双方の合意を基礎に、互いに連携し合うことが不可欠となる。また、本協会と大学評価・学位授与機構が、実質上連携して評価した場合、その結果の公表方法についても、双方で予め決めた協定に基づき具体的な措置をとることが必要となる。これと関連して、大学評価のための調査研究についても両機関の間の連携が考慮されてよい。
- (e) 大学基準協会が、(a)～(d)のような点において、大学評価・学位授与機構や団体・学協会などとの連携を模索するに当っては、同機構や団体・学協会などと、さらには協会の会員校を含む関係者と慎重な協議と検討を重ねる必要がある。殊に、大学評価・学位授与機構との連携策を模索するに当っては、同機構のみならず、協

会の国立大学の各会員校からの意見を踏まえて、慎重に対処していくことが必要となろう。

(3) 大学基準協会と学協会の評価組織との連携

設立が予想される学協会の評価組織などが、個別教育プログラムの評価申請を受理するに当たり、アメリカのアクレディテーション・システム同様、当該教育プログラムを置く大学が本協会の正会員校であることを求めるといった取扱いをすることなどが要請される。

アクレディテーションの母国アメリカには、大きく分けて、「大学」を全体として評価する教育機関別アクレディテーション団体と個々の教育プログラムを評価する専門分野別アクレディテーション団体が存在する。双方の機関は、一般に、専門分野別アクレディテーション団体が、各教育プログラムのアクレディテーション申請を受理するに当たり、当該教育プログラムを包含する大学・カレッジがすでに教育機関別アクレディテーション団体にアクレディットされていることを厳格に求めるという形で、事実上の連携関係を保っている。評価対象を異にする二種の評価機関の連携・協働というそうしたアメリカのアクレディテーション・システムの特徴が、各教育プログラムの質の保証とその国際的通用力を付与することに真に貢献し得ているのである。

今後、活動を開始することが予想される学協会の評価組織などが、個別大学・教育プログラムからの評価申請を受理するに当たっては、そのための基礎的資格要件として、アメリカの場合同様、当該教育プログラムを置く大学が本協会の正会員校であることを求めるといった取扱いがなされることが要請される。そのことは、当該教育プログラムがアメリカのアクレディテーションにも比肩しうるような質的保証の洗礼を受けたという意味から、その国際的通用力を高める上で有効となろう。

また、本協会と学協会の評価組織の連携のあり方を構想するに当たっては、学協会の評価組織が各教育プログラムを評価するに当たり、学生サービス、管理運営体制、施設・設備等の「全学」事項に準ずる評価項目について、本協会に提出された資料や評価結果を参考にする一方、本協会が、個別教育プログラムの評価に当たり、教育研究活動に関する評価項目について、当該学協会に提出された資料やその評価結果を参考にすることなどが考慮されてよい。

もとより、大学基準協会が、学協会を基礎とする評価組織との連携を考慮するに当たっては、提出資料の共有や評価の結果を互いに参照し合うことなどの点について、本協会と当該学協会との間で協定を交わし、これに基づき、具体的な評価に臨む必要があることは言うまでもない。

(4) その他の機関、団体等との連携

本協会は、評価機関以外の他の機関と評価結果を共有し合う中で、協会の正会員校の一層の発展に貢献していくという大きな責務も担っている。こうした観点に立って、次のような機関と評価結果の共有を模索することを検討したい。

- (a) 当該公立大学を所管する各自治体当局は大学に対する予算化と助成を行うに当り、本協会の評価結果を参照することが望まれる。
- (b) 日本私立学校振興・共済事業団は、当該私立大学に対する特別助成を検討するに当り、本協会の評価結果を参照することが望まれる。
- (c) 研究助成機関や民間の研究助成団体それに各種の奨学支援団体は、研究助成金や奨学金の交付決定に当り、大学基準協会の正会員リストを参考にすることが望まれる。
- (d) 各国政府・各国大学評価機関がわが国の個別大学の質を評価する際、本協会の正会員リストを参考にすることが望まれる。

大学基準協会が、大学評価と評価結果の活用の面で、他の評価機関と連携する可能性については上記に見た通りである。また、協会には、評価機関以外の他の機関と評価結果を共有し合う中で、協会の正会員校の一層の発展に貢献していくという大きな責務も担っている。こうした観点に立ち、次のような機関と評価結果の共有を模索することを検討する。

- (a) 大学基準協会が各公立大学に対して評価を行う中で、当該公立大学を所管する各自治体当局は大学に対する予算化と助成を行うに当り、本協会の評価結果を参照することが望まれる。
- (b) 大学基準協会が各私立大学に対して評価を行う中で、日本私立学校振興・共済事業団は、当該私立大学に対する特別助成を検討するに当り、本協会の評価結果を参照することが望まれる。
- (c) 政府機関、政府関連機関を含む研究助成機関や民間の研究助成団体それに各種の奨学支援団体は、研究者や学生に対する研究助成金や奨学金の交付決定に当り、毎年度毎に公表する大学基準協会の正会員リストを参考にすることが望まれる。
- (d) 国際的な大学評価機関のネットワークを活用して、大学基準協会の正会員リストを公にし各種の情報交換を行う中で、これらを、各国政府・各国大学評価機関がわが国の個別大学の質を評価する際の参考とすることが望まれる。

(5) 各種団体・機関等との相互連携に向けた今後の取組み

大学基準協会は、具体的連携のあり方、評価結果の活用方法や効果のあり方等について、今後、文部省・高等教育局、大学評価・学位授与機構、各学協会・評価機関、公立大学を所管する地方自治体・担当部署、及び日本私立学校振興・共済事業団と非公式協議に入ることを予定する。

大学基準協会は、大学評価機関相互の連携を基本的視野に収めつつ、評価の効率化・省力化のための措置や具体的連携のあり方、評価結果の活用方法やその具体的効果のあり方等について、今後、文部省・高等教育局、大学評価・学位授与機構、評価事業の実施を検討中の各学協会・評価機関、公立大学を所管する地方自治体・担当部署（大学局など）、及び日本私立学校振興・共済事業団と非公式な協議に入ることを予定する。

また、大学基準協会が加盟する国際的な大学評価機関のネットワークを通じて、各国の政府・各国大学評価機関に対し、協会の正会員リストのさらなる活用を呼びかけることとする。

第 13 章 大学基準協会の事業の広報活動

大学基準協会が、協会の大学評価への信頼を繋ぎとめ、一層の社会的通用力を持たせるためには、広報活動の強化が不可欠である。その強化策として、次の四点を示したい。

- (a) 従来より行ってきた「大学評価セミナー」の内容の一層の充実を図る。各大学の求めに応じ、今後とも、大学評価の意義や実務手続などを中心に説明会等を行う。正会員校については、求めに応じ、評価実践や調査・研究の成果等を基礎に、適宜、アドバイスなどを行う。同時に、各大学等の主催のセミナーなどへの参加要請にも積極的に対処する。
- (b) 本協会の刊行物が、人々に広く周知されるための方策の確立に向け努力する。刊行予定の研究誌への幅広い投稿と同誌の普及を図ることで、大学評価研究の実績を高める。
- (c) 多様なメディアを駆使して、会員校リストや協会の評価情報を国内外に向け積極的に公表していく。
- (d) 大学基準協会の正会員校に対しても、刊行物等で、その大学が「大学基準協会の正会員」であることや「 年度に相互評価認定を受けた」旨の表示をすよう強く求める。

大学基準協会がこれまで展開してきた大学評価活動は、わが国高等教育の発展に少なからぬ寄与を果たしてきた。とは言え、本協会の大学評価が、会員校の教職員や理事等を含む多くの大学関係者並びに社会一般の人々から充分理解されてきたとは言い難い状況にあった。

そこで、将来に亘り、本協会の大学評価に対する信頼を繋ぎとめ、これに一層の社会的通用力を持たせていくためには、大学評価活動を中心とする本協会の事業活動を、大学関係者及び社会に広く周知してもらうための広報活動を強化していくことが不可欠の課題となる。その強化策として、さしあたり、次の四点を示したい。

- (a) 大学基準協会は、従来より、「大学評価セミナー」を開催し、協会の大学評価はもとより、自己点検・評価の啓発と普及に努めてきた。協会は、今後ともこうした路線に沿いつつ、海外の大学評価のエキスパートを招請しシンポジウムを行うなど、適宜、参加者の意向を汲み入れながら多角的な企画に基づき、内容豊富な「大学評価セミナー」の開催に意を尽くしたい。また、大学基準協会は、従来より、協会の大学評価を受けようとする大学に対し、その求めに応じ、大学評価の意義や実務手続などを中心に、各大学において説明会等を行ってきた。この方針も、引続き堅持

していくこととする。さらに、正会員校については、その改善・改革を側面的に支援するという観点から、求めに応じ、協会・高等教育研究部門の評価実践や調査・研究の成果等を基礎に、適宜、アドバイスなどを行う。同時に、必要に応じ、大学改革を目的とする各大学等が主催するセミナーや会議などへの参加要請にも積極的に対処する。

- (b) 大学基準協会は、広報活動の一環として、広報誌『じゅあ』や『J U A A 選書』等の発行を精力的に行ってきた。今後は、そうした協会の刊行物が、より多くの人々の目にふれられるための方策の確立に向けて努力する。また、刊行予定の研究誌『大学評価研究』への幅広い投稿と同誌の普及を図ることによって、本協会の大学評価研究の実績を高める。
- (c) 大学基準協会は、従来より、協会の刊行物やインターネット等を通じ、会員校リストを公表してきたが、今後は、これらに加え、新聞等を含む多様なメディアを駆使して、これを社会に向け積極的に公表していく。その際、必要に応じ、協会の大学評価の概要や正会員のステイタスを獲得することの意義等も、簡潔に掲記することとする。この点に関連して、国際社会に対しても、従来の方法に加え、さらに多様な手段で会員校リストや協会の大学評価に関する情報の発信を行っていく。
- (d) 大学基準協会の正会員校に対しても、当該大学の受験案内や大学紹介パンフレットなどの刊行物等において、その大学が「大学基準協会の正会員」であることや「 年度に相互評価認定を受けた」旨の表示をするよう強く求めていく。

第14章 大学基準協会の組織・機構の改革

(1) 組織・機構改革の必要性

大学基準協会が、客観性に裏付けられた社会的通用力を有する大学評価システムを適切に運用していく上で、協会の組織・機構の充実が不可欠である。

大学基準協会は、以上の視点から、その機能強化並びに充実策を具体化したい。

これまで見てきたように、大学基準協会が、評価の有効性を一層高めていくためには、評価の客観性を実質化しうるような基準・指標の明確化・体系化を図るとともに、大学評価システムの社会への部分開放を行い、そうしたシステムを適切に運用していくことが必要不可欠である。このことと関連して、本協会の大学評価並びに評価結果に対する社会的通用力を一層高め、その通用力を国際レベルまで引き上げていく方策を確立するに当たっては、評価委員体制の充実を図ることもさることながら、協会の専任スタッフ体制の充実を図るという側面からの検討も避けては通れない課題である。

ところで、大学基準協会に対しては、協会の大学評価のあり方と関連して、従来より、評価の「客観性」を担保するための重要な要素と見做されている「評価のための研究」が必ずしも充分に行われていないのではないかとの問題提起がなされてきた。こうした指摘を受けて、平成9年度には、大学基準協会の事業目的の実現や有効な大学評価システムの確立に向けて、大学改革等の状況を定期的に把握するとともに、わが国内外の大学評価活動の現状と課題等を客観的な立場から基礎的・実践的に調査研究することを主たる任務とする「高等教育研究部門」を協会内部に設けた。そうした条件整備がなされたことに伴い、本協会は、平成10年度、文部省より「日本育英会奨学資金返還を免除される職を置く研究所等」の指定を受けた。協会としては、今後、「客観評価」の十全な運用を確保する観点から、そうした「研究機能」の実質化にも邁進していく所存である。なお、大学評価活動全般とその基礎をなす調査研究活動のさらなる充実を図る上で、そうした活動を支援する職員並びに総務・庶務系の事務職員の補充が必要であることはあらためて言うまでもない。

大学基準協会は、以上の視点に立脚して、大学評価活動の一層の充実を含む協会事業全体の十全な展開に向けて、協会内部の組織・機構の機能強化並びにその充実策を具体化していきたい。

(2) 短・中期的視野に立った組織・機構改革の骨子

(a) 理事会、評議員会の組織・機構は現状通りとする。

(b) 顧問制度の積極的活用を図る。具体的には、従来から在る顧問と新たに制度化を目指す参与によって構成される「顧問会議」（仮称）を新設する。

- (c) 大学基準協会に、全く新たな組織・機構として「協会運営協議会」（仮称）を設ける。協会運営協議会は、大学基準協会の事業目的及び活動について審議を行うほか、協会の前年度の事業活動とその結果について検証を行う。協会運営協議会は、会長、副会長及びこれらと同数の外部有識者によって構成される。
- (d) 協会内に組織される委員会（大学評価を実施するために組織されるものを除く）は、概ね、現状を維持する。なお、今後、各委員会を組織するに当たっては、その設置目的に応じて、外部有識者の参加を仰ぐことも考慮されてよい。
- (e) 大学基準協会の事務局体制についても、その拡充が必要である。具体的には、現行の「高等教育研究部門」を発展的に解消し、名称を「大学評価・研究部門」と改称の上、同部門内の業務を、活動目的別に「企画・調査研究系」と「審査・評価系」の二つの系に大きく区分する。協会の管理業務を掌る「総務部門」についても、業務全体の複雑・多様化と大学評価の組織体制及び事務局体制の全体に亘る拡充に伴い、その増強を図る必要がある。なお、現在、会長が兼務する理事長のあり方については継続討議とする。
- (f) 大学基準協会の事務局体制に「特別研究員」（仮称）を配置するとともに、同研究員は、主として、評価業務の一翼を担いその水準を高めることが重要である。特別研究員は、各年毎の契約に基づいて委嘱がなされる。特別研究員は、協会の大学評価プロセスのコーディネートや大学評価を掌る各分科会の幹事を実質的に補佐する役割を持つ。なお、別に、国際化に対応した業務量の増大を視野に収め、若干名の嘱託外国人スタッフを配置することも考慮されてよい。

- (a) 理事会、評議員会の組織・機構は現状通りとする。但し、理事・監事並びに役員選任手続が外部者から見て分かりにくいとの意見も一部にあることから、その選任手続について、極力、明文化・明確化を図る。
- (b) 顧問制度の積極的活用を図る。大学基準協会には従来より顧問制度が存在し、顧問には役員経験者が充てられていたが、これまでは同制度が充分機能しているとは言いがたい状況にあった。そこで、今後は、大学基準協会の事業活動全般に対し、かつての協会の責任者から参考とすべき有効な意見を聴取するという視点から、同制度の機能強化を図ることとする。具体的には、そうした意見聴取のための機関として、新たに「顧問会議」（仮称）を設ける。顧問会議は、従来から在る顧問と新たに制度化を目指す参与によって構成される。新たな職である参与は、協会活動に貢献した委員長経験者や事務局長経験者並びにこれらに準ずる者にこれを委嘱するのが適当である。顧問会議は、会長が召集し、適宜、副会長その他の理事・監事等も

これに参加しうるものとする。会議は、定期的開催されるほか、協会として対処すべき重要案件が発生した場合、臨時にこれを催すことができるものとする。

- (c) 大学基準協会に、全く新たな組織・機構として「協会運営協議会」（仮称）を設ける。協会運営協議会は、大学基準協会の事業目的及び活動について、会長の諮問に応じ、審議を行うほか、協会の前年度の事業活動とその結果について検証を行う。協会運営協議会は、会長、副会長及びこれらと同数の外部有識者によって構成される。同協議会は、会長が召集し、毎年、定期的開催するものとする。協会として対処すべき重要案件が発生した場合、同協議会を臨時に催すことができるものとする。外部有識者が半数を占める新たな諮問機関を協会内部に設置することの意義は、そうした会議体に協会の事業目的及び活動の基本的あり方等の審議を委ねることにより、「大学基準協会」と社会との距離が縮まり、大学評価を含む協会の組織・活動全体に対する社会からの信頼を得る契機となると考えられること、前年度の事業活動とその結果や活動上の成果が、「事後的」であれ、そうした組織体の検証に付されることで、それが、年一度の外部者による協会に対する「事業評価」の意味合いを持つと考えられること、などの点にあると言える。
- (d) 協会内に組織される委員会（大学評価を実施するために組織されるものを除く）は、概ね、現状を維持するものとする。但し、基準委員会については、前述の如く、委員の選任方法を中心にその組織編成方針について抜本の見直しを行うこととする。なお、今後、各委員会を組織するに当たっては、その設置目的に応じて、大学関係者のみならず、各種研究機関の研究者や専門職団体の代表及びそれ以外の外部有識者の参加を仰ぐことも考慮されてよい。
- (e) 大学基準協会の事務局体制についても、その拡充が大学評価に関わる業務の十全な実施を確保する上で是非とも必要である。大学評価の客観性を高めるためには、前述の如く、評価基準・評価指標の系統的整備を行うことに加え、適切・妥当な評価プロセスの確立とその適正な運用が不可欠である。そのためにも、評価の基礎となる事項を調査研究するとともに、評価実務の局面において、評価委員をサポートし、ファシリテーターとして評価プロセスの進行を適切にアレンジすることを任とする現行の「高等教育研究部門」の役割は重要である。そこで、こうした趣旨を貫徹させる見地から、現行の「高等教育研究部門」の改組・拡充を図ることが検討される必要がある。具体的には、高等教育研究部門を発展的に解消し、名称を「大学評価・研究部門」と改称の上、同部門内の業務を、活動目的別に「企画・調査研究系」と「審査・評価系」の二つの系に大きく区分する。このうち、「企画・調査研究系」は、主として、大学基準協会の事業活動目的の遂行のために必要な企画・立案、大学評価を含む高等教育全般を視野に収めた基礎的調査研究、学術雑誌等の刊行物の編集業務、などに従事する。一方、「審査・評価系」は、主として、各年度における大学評価活動の企画・立案と具体的評価活動のアレンジ、大学評価に関する

る諸種の指標やメソッドの有効性に関する実践的・応用的調査研究、評価データなどの分析業務、などに従事する。ここに、こうした二つの系を立てることは、将来的には、その各々の役割に応じたスタッフ配置を展望するものであるとは言え、当面、協会の意思決定プロセスの系統的かつ円滑な運用を確保する上で十全な指揮命令系統を確立することに主眼が置かれている。その意味から、「大学評価・研究部門」における二つの系の並立は、その機能分担の必要性を明確に認識しつつ、両者の密接な連携の下で、大学基準協会の大学評価を、高度な専門的能力に支えられた研究職としての専任スタッフによるより精度の高い客観評価へと昇華させることを指向するものである。協会の管理業務を掌る「総務部門」についても、業務全体の複雑・多様化と大学評価の組織体制及び事務局体制の全体に亘る拡充に伴い、その増強を図ることが必要である。なお、今後、予想される大学基準協会の組織・機構の拡大と活動の高度化・多角化に伴い、協会の組織・活動全般について、直接責任を負う体制の確立の方途を模索することも重要である。具体的には、現在、会長が兼務する理事長の資格・権能について、会長職、事務局長職との関係をも考慮しながら、そのあり方を継続討議していく中で、現行の理事長職に適任者を得ることや、理事長職を廃し、会長の直接指揮下で機動的に職務遂行することを可能ならしめる専務理事職を新設すること、あるいは、事務局長にあらためて理事としての位置づけを付与すること、などが検討されてよい。

- (f) 評価委員の専門的知見を基礎とした大学評価の高度化、多様化を図る一環として、大学基準協会の事務局体制に「特別研究員」(仮称)を配置するとともに、同研究員は、評価業務の一翼を担い、適宜、評価研究に従事することが、そうした業務の水準を高めていく上で重要である。特別研究員は、各年毎の契約に基づいて委嘱がなされ、その地位の年毎の更新は妨げない。特別研究員は、協会の大学評価プロセスのコーディネーターや大学評価を掌る各分科会の幹事を実質的に補佐する役割をも有するので、それに相応しい人材の確保に努める必要がある。例えば、若手研究者や大学教員もしくはその経験者並びにこれと同等の資格・能力を有する者の中から、会長がこれを委嘱することなどが考慮されてよい。これら特別研究員は、上記「大学評価・研究部門」の専任スタッフとの緊密な連携関係の下、その専門的知識と評価スキルを駆使しつつ、全体として統一のとれた評価活動及びその基礎となる調査研究に従事することが求められる。なお、これとは別に、大学基準協会が、今後、国際化に対応した業務量を増大させていくことを視野に収め、若干名の嘱託外国人スタッフを配置することも考慮されてよい。

第15章 大学基準協会の財政政策

(1) 基本的視点

大学基準協会は、短・中期的展望に立ち、その基盤整備のため、健全かつ安定的な財政基盤の確立と見直しを行う必要がある。

大学基準協会は、大学評価システムの十全な確立とそのための調査研究機能の向上に向け、評価体制のさらなる充実と評価プロセスの精緻化並びに協会の組織・機構そのものの拡充・強化を図っていくべく、短・中期的展望に立って、そのための人的、物的基盤の整備に努めることが強く求められている。そうした基盤整備のためには、健全かつ安定的な財政基盤の確立と見直しが不可欠である。

(2) 財政の構造と現状

本協会の収支を見ると、収入の大半は会費収入に依存しており、一方、支出については、大学評価に関わる諸経費と管理経費が多くを占めている。本協会の現存の大学評価システムと組織・機構の枠内では、協会の財政の単年度収支は概ね良好である。

現在の本協会の収支を見ると、収入の大半は会費収入に依存しており、一方、支出については、大学評価に関わる諸経費と管理経費がその多くを占めている。また単年度の繰越金については、()新規事業並びに建物改修費に備えるためのもの、()経費節減などによる財政上の努力によるもの、()一部委員会の開催回数が当初予想を下回ったことに伴う関係予算の未消化によるもの、などである。本協会の現存の大学評価システムと組織・機構の枠内では、協会の財政の単年度収支は概ね良好である。

(3) 大学評価体制強化に関わる検討事項

大学評価の組織体制の強化に向け、次のような財政上の施策が考慮される必要がある。

- (a) 大学評価に関する事業を独立会計とすることについて
- (b) 大学評価体制強化に伴う財政収支の試算を行い、収支のバランスが取れるような方策を検討することについて

大学評価の組織体制の強化に向け、次のような財政上の施策が考慮される必要がある。

(a) 大学評価に関する事業を独立会計とすることについて

協会の主要事業である大学評価事業の単年度支出は概ね支出超過である。その将来に亘る継続的实施を内部会計処理面から支える一方策として、大学評価に関する収支の予算・決算を独立会計によって処理すること、すなわち、審査・評価収入と、評価に関わる直接経費との間で、両者の収支上のバランスを図るという会計手法の導入を模索することは、取るべき選択肢として考えられなくはない。この点については、本協会の財政規模からみて、大学評価に関する会計業務が大半を占める現状に鑑み、事務の複雑化やそのための職員増の諸経費増大を勘案して慎重に判断する必要がある。

(b) 大学評価体制強化に伴う財政収支の試算について

21世紀初頭における本協会の新しい大学評価システムを推進するための財政の短・中期の収支の試算を可能な限り行い、新しい事業計画の実現性を見極めることは極めて重要である。まず収入については、新しい大学評価システムを平成14年度から立ち上げるとして、平成28年度までの15年間に於ける毎年度の加盟判定審査と相互評価の申込予定件数を政策的に立案して、この間の収入の試算を行う。また、この間に必要な人件費増（新たな専任職員増と10人程度の「特別研究員」（仮称）の配置など新しい評価システム導入に伴う人件費増）と新しい評価システムの実行に伴う委員会委員の旅費増、並びに通常の事業費増などによる支出を試算して、収入とのバランスが取れるよう検討を行う。

(4) 財政の健全化策について

大学基準協会の財政の健全化策として、さしあたり次のような施策が考えられる。

(a) 収入増をはかる諸施策

- ・ 審査・評価費の額や算定方法の見直し
- ・ 正会員費の額や算定方法の見直し
- ・ 外部資金の積極的導入
- ・ 民間寄付金の導入を円滑に進めるための制度基盤の整備

(b) 支出減をはかる諸施策

- ・ 委員会委員の旅費の額や算定基準の見直し
- ・ 会議関係資料及び報告書作成の見直し
- ・ 一部業務のアウトソーシング

これまでに見てきたような会計処理の視点に立って、適正な収支バランスの維持に努めることを条件とし、かつ、大学評価その他に要する経費の有効支出がなされることを必須要件としつつ、当面の協会財政の充実方策として次のようなことが考えられる。

まず、収入増をはかるための施策としては、加盟判定審査と相互評価における審査・評価費の額やその各々の算定方法の見直し、正会員費の額や算定方法の見直し（例えば、会費の一部に、学生規模ベースによる算定方法を導入すること等）などを考慮することが検討されてよい。また、文部省・科学研究費補助金を含む公的研究助成金、民間研究助成財団からの研究助成金その他民間寄付金など外部資金の積極導入を図る。なお、民間寄付金の導入を円滑に進めるための制度基盤整備の一環として、例えば、「特定公益増進法人」の指定を目指すことなども検討する。

一方、支出減をはかるための施策としては、大学評価を担う評価委員及び他の委員会委員の旅費の額や算定基準の見直し（例えば、各委員会毎に単年度支出額のガイドラインを設定すること等）、会議関係資料及び報告書の作成・保存方法の見直し（例えば、電子化による合理化・効率化等）などが考慮されてよい。また、事務量や人件費節減の観点から、大学評価とは直接的に関わりのない業務については、適宜、アウトソーシングを行うことが検討されてよい。同様に、調査研究に関わる業務についても、データ処理等に対象を限定して、これをアウトソーシングすることも検討されてよい。

なお、財政健全化等の一環として、当初計画の予算を有効・適切に運用するという前提の下、予算の未消化分については、当該年度に費消し切ることなく、次年度以降の新たな事業展開に備えこれを繰越金に回すという協会の現行の会計慣行は、今後とも維持していくこととする。

「提言」承認までの会議実施状況

年 月 日	会 議 名	主 要 議 題
平成11年2月18日	第1回本協会のあり方検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本委員会で審議すべき事項の検討 ・諸外国の第三者評価機関の現状報告
3月31日	第1回本協会のあり方検討委員会小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本小委員会で審議すべき事項の検討 ・平成10年度米国アクレディテーション団体調査報告
4月19日	第1回教育研究評価システム調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学評価に関するアンケート調査」項目と調査表の様式の検討
同	第1回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会で審議すべき事項の整理・確認
4月23日	第1回本協会の大学評価システム検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」項目の検討 ・平成9年度米国アクレディテーション団体調査報告
4月30日	第1回評価指標、評価基準調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・米国における専門分野別評価の検討 ・獣医学教育を横断する評価システムの検討
5月14日	第2回教育研究評価システム調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学評価結果の活用法の検討 ・米国の教育評価の現状報告 ・現行の大学評価システムの再検討
同	第2回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	
5月20日	第2回本協会の大学評価システム検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」調査用紙の様式の検討 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・当面の分科会で審議すべき事項の検討
同	第3回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	
5月28日	第2回評価指標、評価基準調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・米国における専門分野別評価の検討 ・評価基準のあり方の検討 ・基準委員会のあり方の検討 ・大学評価の基本単位の検討 ・大学評価結果の活用法の検討 ・大学院研究科の評価のあり方の検討 ・当面の分科会で審議すべき事項の検討
6月10日	第3回教育研究評価システム調査研究分科会	
同	第4回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	
6月16日	第3回評価指標、評価基準調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・基準委員会のあり方の検討 ・大学基準のあり方の検討 ・専門分野別基準の策定計画の検討 ・獣医学教育を横断する評価システムの検討 ・各大学の「自己点検・評価」に対する評価のあり方の検討 ・当面の分科会で審議すべき事項の検討
同	第5回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	
6月18日	第3回本協会の大学評価システム検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」の進捗状況報告
同	第6回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の「本協会のあり方委員会」小委員会で審議すべき事項の検討
6月22日	第7回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
6月23日	第2回本協会のあり方検討委員会小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・他の評価機関との連携策の検討 ・大学評価結果の活用法の検討 ・大学評価の基本単位の検討
7月12日	第8回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の分科会で審議すべき事項の検討

7月21日	第4回本協会の大学評価システム検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」の集計結果の中間報告 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・大学評価の組織体制の検討 ・大学評価の実施手続の検討
同	第9回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の「本協会のあり方委員会」、同小委員会及び分科会で審議すべき事項の検討
7月22日	第4回教育研究評価システム調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学評価の一般的あり方の検討 ・研究評価のあり方の検討
7月28日	第2回本協会のあり方検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学設置認可行政とアクレディテーションの関係の検討 ・大学評価結果の活用法の検討 ・他の評価機関との連携策の検討
8月 5日	第3回本協会のあり方検討委員会小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学設置認可行政とアクレディテーションの関係の検討 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討
同	第10回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の「本協会のあり方委員会」小委員会、分科会で審議すべき事項の検討
8月24日	第11回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
9月 2日	第373回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査結果（要旨）」報告・了承
同	第4回本協会のあり方検討委員会小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・大学評価の基本単位の検討 ・大学院研究科の評価のあり方の検討 ・大学評価の組織体制の検討 ・評価委員のあり方の検討
9月6日	第4回評価指標、評価基準調査研究分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・基準委員会のあり方の検討 ・評価基準の体系化の検討 ・評価指標と評価基準の関係の検討
9月8日	第5回本協会の大学評価システム検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」のクロス集計結果報告 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・訪問調査（実地視察）の実施方法の検討 ・評価結果に対する異議申し立て（意見聴取）手続の検討
9月16日	教育研究評価システム調査研究分科会（持ち回り会議） 各委員に資料郵送し、意見を聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価に対する大学関係者の意識と提言についての報告 ・教育評価のあり方の検討 ・評価プロセス・評価結果の公表方法の検討
同	第12回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の「本協会のあり方委員会」拡大委員会で審議すべき事項の検討
10月1日	第374回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・「『大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査』の集計結果について」報告・了承
同	第1回本協会のあり方検討委員会拡大委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学基準協会による大学評価の使命と今後のあり方の検討 ・大学評価の一般的意義とその類型の検討 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討 ・評価結果の公表方法の検討
同	第13回本協会のあり方検討委員会小委員会委員長・事務局打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の「本協会のあり方委員会」拡大委員会、同小委員会で審議すべき事項の検討
10月6日	第5回本協会のあり方検討委員会小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学基準協会による大学評価の使命と今後のあり方の検討 ・加盟判定審査と相互評価のあり方の検討

11月1日	第2回本協会のあり方検討委員会拡大委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員のあり方の検討 ・評価委員に対する研修方法の検討 ・大学評価と評価指標の関係の検討 ・大学基準協会と他の評価機関を含む諸機関との連携策の検討 ・研究評価のあり方の検討 ・評価基準のあり方の検討 ・評価基準の体系化の検討 ・基準委員会のあり方の検討 ・評価基準と評価指標の関係の検討 ・大学評価結果の活用法の検討 ・大学基準協会と他の評価機関を含む諸機関との連携策の検討 ・大学基準協会の事業の広報活動の検討 ・大学評価の新評価体制に対応する協会組織および事務局体制の検討
11月16日	第14回本協会のあり方検討委員会 小委員会委員長・事務局打合せ会	・「中間まとめ」（第1次案）の事前打合せ
11月19日	第15回本協会のあり方検討委員会 小委員会委員長・事務局打合せ会	・同上
11月30日	第375回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・本協会のあり方検討委員会「中間まとめ」（第1次案）の検討 ・本協会のあり方検討委員会「中間まとめ」（第2次案）の検討
12月22日	第3回本協会のあり方検討委員会 拡大委員会	・「中間まとめ」（最終案）の事前打合せ
平成12年1月19日	第16回本協会のあり方検討委員会 小委員会委員長・事務局打合せ会	・「中間まとめ」（最終案）を承認
1月25日	第377回理事会	・「中間まとめ」（最終案）を承認
3月7日	第83回評議員会	・「中間まとめ」（最終案）の再検討
3月29日	第6回本協会のあり方検討委員会 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学基準協会と学協会との連携策の検討 ・「提言」（案）の事前打合せ
4月12日	第17回本協会のあり方検討委員会 小委員会委員長・事務局打合せ会 第18回本協会のあり方検討委員会 小委員会委員長・事務局打合せ会 第5回評価指標、評価基準調査研究 分科会	・同上
4月20日	第379回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学基準協会と学協会との連携策の検討 ・基準の体系化の検討 ・「提言」（案）の検討及び承認
5月16日	第84回評議員会 臨時理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・「提言」（案）を承認 ・「提言」（案）を最終承認及び公表決定

理事会及び委員会名簿

理事会名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
会長	丹 保 憲 仁	北海道大学
副会長	大 南 正 瑛	京都橘女子大学
〃	北 原 保 雄	筑波大学
〃	小 出 忠 孝	愛知学院大学
〃	児 玉 隆 夫	大阪市立大学
〃	志 村 尚 子	津田塾大学
〃	松 尾 稔	名古屋大学
理事	青 山 善 充	東京大学
〃	赤 岩 英 夫	群馬大学
〃	阿 部 博 之	東北大学
〃	荒 川 正 昭	新潟大学
〃	石 弘 光	一橋大学
〃	石 川 啓	関西大学
〃	磯 野 可 一	千葉大学
〃	今 田 寛	関西学院大学
〃	大 橋 秀 雄	工学院大学
〃	荻 上 紘 一	東京都立大学
〃	奥 島 孝 康	早稲田大学
〃	岸 本 忠 三	大阪大学
〃	清 成 忠 男	法政大学
〃	栗 田 健	明治大学
〃	黒 田 壽 二	金沢工業大学
〃	佐 藤 登 志 郎	北里大学
〃	菅 野 卓 雄	東洋大学
〃	杉 岡 洋 一	九州大学
〃	瀨 在 幸 安	日本大学

役名	氏名	大学名
理事	鳥居泰彦	慶應義塾大学
"	内藤喜之	東京工業大学
"	長尾真	京都大学
"	西塚泰美	神戸大学
"	八田英二	同志社大学
"	原田康夫	広島大学
"	外間寛	中央大学
"	宮本美沙	日本女子大学
監事	絹川正吉	国際基督教大学
"	鈴木成章	東京医科歯科大学
[退任理事]		
	大谷啓治	元上智大学
	山住正己	元東京都立大学
	青柳正規	東京大学
	小坂二度	元岡山大学
	岡田晃	元金沢大学
	國岡昭夫	元青山学院大学
	西川哲治	東京理科大学

退任理事については、「中間まとめ」に向けた審議が開始された平成11年2月18日以降の退任順に、50音順で示した。

本協会のあり方検討委員会委員名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
委員長	丹 保 憲 仁	北海道大学
副委員長	大 南 正 瑛	京都橘女子大学
委員	岡 田 晃	元金沢大学
"	奥 島 孝 康	早稲田大学
"	北 原 保 雄	筑波大学
"	小 出 忠 孝	愛知学院大学
"	児 玉 隆 夫	大阪市立大学
"	志 村 尚 子	津田塾大学
"	戸 田 修 三	元中央大学
"	鳥 居 泰 彦	慶應義塾大学
"	長 尾 真	京都大学
"	宮 本 美 沙 子	日本女子大学
[退任委員]		
	阿 部 謹 也	元一橋大学
	青 柳 正 規	東京大学
	木 村 孟	元東京工業大学
	山 住 正 己	元東京都立大学

本協会のあり方検討委員会小委員会委員名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
委員長	大南正瑛	京都橘女子大学
委員	東市郎	元北海道大学
"	有本章	広島大学
"	石川啓	関西大学
"	大谷隆一	京都大学
"	岡田晃	元金沢大学
"	唐木英明	東京大学
"	栗田健	明治大学
"	小出忠孝	愛知学院大学
"	佐藤東洋士	桜美林大学
"	清水一彦	筑波大学
"	示村悦二郎	北陸先端科学技術大学院大学
"	関口尚志	フェリス学院大学
"	野村稔	早稲田大学
"	古川勇二	東京都立大学
"	外間寛	中央大学

教育研究評価システム調査研究分科会委員名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
主査	大南正瑛	京都橘女子大学
委員	佐藤東洋士	桜美林大学
"	清水一彦	筑波大学
"	関口尚志	フェリス女学院大学

評価指標、評価基準調査研究分科会委員名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
主査	大南正瑛	京都橘女子大学
委員	東市郎	元北海道大学
"	有本章	広島大学
"	唐木英明	東京大学
"	栗田健	明治大学
"	古川勇二	東京都立大学

本協会の大学評価システム検討分科会委員名簿

(平成12年5月16日現在)

役名	氏名	大学名
主査	大南正瑛	京都橘女子大学
委員	大谷隆一	京都大学
"	示村悦二郎	北陸先端科学技術大学院大学
"	野村稔	早稲田大学
"	外間寛	中央大学

上記3分科会の委員はいずれも、「本協会のあり方検討委員会小委員会」の委員によって構成されている。

評 議 員 名 簿

(平成12年5月16日現在)

評 議 員	役 名	氏 名	大 学 名
評 議 員	岸 本	忠 三	大 阪 大 学
"	児 玉	隆 夫	大 阪 市 立 大 学
"	小 川	一 乘	大 谷 大 学
"	河 野	伊 一 郎	岡 山 大 学
"	林	勇 二 郎	金 沢 大 学
"	石 川	啓 寛	関 西 大 学
"	今 田	寛	関 西 学 院 大 学
"	杉 岡	洋 一	九 州 大 学
"	長 尾	眞 郎	京 都 大 学
"	江 口	吾 彦	熊 本 大 学
"	鳥 居	泰 美	慶 應 義 塾 大 学
"	西 塚	美 哉	神 戸 大 学
"	阿 部	美 哉	國 學 院 大 学
"	ウ イ リ ア ム ・ カ リ	-	上 智 大 学
"	磯 野	可 一	千 葉 大 学
"	外 間	寛 充	中 央 大 学
"	青 山	善 之 夫	東 京 大 学
"	内 藤	喜 哲	東 京 工 業 大 学
"	岡 村	哲 四 郎	東 京 慈 恵 会 医 科 大 学
"	松 田	藤 四 郎	東 京 農 業 大 学
"	八 田	英 二	同 志 社 大 学
"	阿 部	博 之	東 北 大 学
"	池 田	高 良	長 崎 大 学
"	松 尾	稔 昭	名 古 屋 大 学
"	荒 川	正 昭	新 潟 大 学
"	瀨 在	幸 安	日 本 大 学
"	早 川	弘 一	日 本 医 科 大 学

評 議 員	役 名	氏 名	大 学 名
		石 弘	一 橋 大 学
"		原 田 康	広 島 大 学
"		清 成 忠	法 政 大 学
"		丹 保 憲	北 海 道 大 学
"		栗 田 健	明 治 大 学
"		大 橋 英	立 教 大 学
"		長 田 豊	立 命 館 大 学
"		上 山 大	龍 谷 大 学
"		奥 島 孝	早 稲 田 大 学
"		宇 野 英	千 葉 工 業 大 学
"		菅 野 卓	東 洋 大 学
"		平 野 実	久 留 米 大 学
"		武 重 千	昭 和 大 学
"		葛 谷 昌	岐 阜 薬 科 大 学
"		原 田 園	神 戸 女 学 院 大 学
"		出 牛 正	専 修 大 学
"		船 本 弘	東 京 女 子 大 学
"		大 橋 寿 美	同 志 社 女 子 大 学
"		ハ ソ ス ュ - ケ ン ・ マ ル ク ス	南 山 大 学
"		石 川 達	東 京 歯 科 大 学
"		脇 田 良	明 治 学 院 大 学
"		武 田 信	愛 知 大 学
"		中 村 経	麻 布 大 学
"		小 野 繁	岩 手 医 科 大 学
"		田 代 裕	関 西 医 科 大 学
"		野 田 起 一	近 畿 大 学
"		赤 岩 英	群 馬 大 学
"		絹 川 正	国 際 基 督 教 大 学
"		小 川 秀	順 天 堂 大 学
"		中 川 徹	聖 心 女 子 大 学

評	議	員	氏	名	大	学	名
			鈴	木	章	夫	東京医科歯科大学
			高	倉	公	朋	東京女子医科大学
			松	永	希	夫	東京神学大学
			小	浦	延	幸	東京理科大学
			齋	藤	史	郎	徳島大学
			中	原		爽	日本歯科大学
			宮	本	美	子	日本女子大学
			江	崎	玲	奈	芝浦工業大学
			志	村	尚	子	津田塾大学
			森			陽	東京薬科大学
			吉	沢	英	成	甲南大学
			日	下		晃	武庫川女子大学
			相	賀	一	郎	大阪府立大学
			西	川	禱	一	大阪工業大学
			小	倉	芳	彦	学習院大学
			市	川	太	一	広島修道大学
			加	計		勉	岡山理科大学
			佐	藤	登	郎	北里大学
			後	藤	志	淳	愛知工業大学
			白	井	善	康	大阪学院大学
			横	川		新	成城大学
			南	原	利	夫	星薬科大学
			村	上	勝	彦	東京経済大学
			小	出	忠	孝	愛知学院大学
			佐	川	寛	典	大阪歯科大学
			内	藤	幸	穂	関東学院大学
			阿	部	謹	也	共立女子大学
			大	橋	秀	雄	工学院大学
			阪	本	靖	郎	神戸商科大学
			飯	島	俊	郎	実践女子大学

評	議	員	人	氏	名	郎	大	學	名
			見	楠	郎	昭	和	女	子
			葉	惠	子	聖	路	加	看
			本	武	人	天	理	大	學
			谷		健	東	京	医	科
			谷		誠	東	京	電	機
			原	靖	夫	獨	協	大	學
			橋	和	郎	鳥	取	大	學
			島	達	雄	名	古	屋	工
			子	忠	男	姬	路	工	業
			下	宏	幸	福	岡	大	學
			嘉	清	松	松	山	大	學
			村	美	子	神	戶	海	星
			藤	枝	寬	千	葉	商	科
			永	莊	一	帝	京	大	學
			井	直	敬	武	蔵	野	音
			誥	秀	一	立	正	大	學
			原	保	雄	筑	波	大	學
			家	莊	平	兵	庫	医	科
			田	晴	夫	桃	山	学	院
			田	兼	吉	梅	光	女	学
			山	孝	金	椙	山	女	学
			井	道	夫	成	蹊	大	學
			友		浩	北	星	学	園
			木	幸	壽	和	洋	女	子
			谷	穎	人	神	戶	市	外
			伯	弘	治	流	通	經	濟
			中		昭	城	西	大	學
			井	章	三	神	戶	松	蔭
			地		茂	福	山	大	學
			井		豐	愛	知	教	育

評	議	員	氏	名	大	学	名
			谷	本	貞	人	関西外国語大学
			戸	田	安	士	金城学院大学
			梶	谷		誠	電気通信大学
			桜	井	邦	朋	神奈川大学
			黒	田	壽	二	金沢工業大学
			高	倉		翔	明海大学
			横	倉		尚	武蔵大学
			山	崎	一	穎	跡見学園女子大学
			岡	本	靖	正	東京学芸大学
			佐	野	博	敏	大妻女子大学
			雑	賀	美	枝	ノートルダム清心女子大学
			船	越	正	也	朝日大学
			佐	藤	東	士	桜美林大学
			谷	口	弘	行	神戸学院大学
			神	馬		敬	日本工業大学
			半	田	正	夫	青山学院大学
			鮎	川	恭	三	愛媛大学
			角	松	正	雄	熊本学園大学
			西	垣	二	一	広島女学院大学
			安	部	元	雄	宮城学院女子大学
			小	林	素	文	愛知淑徳大学
			ロ	レ	ソ	ス	エリザベト音楽大学
			マ	ク	ガ	レル	エリザベト音楽大学
			福	田	國	彌	大阪電気通信大学
			池	田	正	澄	京都薬科大学
			植	松		東	国立音楽大学
			中	山	義	崇	崇城大学
			塩	谷	惇	子	清泉女子大学
			荻	上	紘	一	東京都立大学
			吉	田	忠	雄	足利工業大学
			村	上	隆	太	西南学院大学

評 議 員	役 名	氏 名	大 学 名
	高	野 邦	彦 高千穂商科大学
"	倉	松	功 東北学院大学
"	永	澤	満 豊田工業大学
"	山	名 伸	作 阪南大学
"	加	藤 祐	三 横浜市立大学
"	岡	田 典	夫 茨城キリスト教大学
"	岡	田 尚	壮 金沢学院大学
"	長	澤 俊	彦 杏林大学
"	松	田 英	毅 くらしき作陽大学
"	佐	野 武	弘 昭和薬科大学
"	大	京	子 白百合女子大学
"	澤	岡	昭 大同工業大学
"	諸	澤 英	道 常磐大学
"	大	森 健	一 獨協医科大学
"	梶	田 叡	一 京都ノートルダム女子大学
"	青	野 一	哉 福岡歯科大学
"	廣	重	力 北海道医療大学
"	堀	川 清	司 武蔵工業大学
"	長	尾 重	武 武蔵野美術大学
"	廣	中 平	祐 山口大学
"	廣	池 幹	堂 麗澤大学
"	千	野 榮	一 和光大学
"	岸	英	司 英知大学
"	大	里 仁	士 九州国際大学
"	森	田 嘉	一 京都外国語大学
"	中	尾 八 ジ	メ 京都精華大学
"	大	南 正	瑛 京都橘女子大学
"	望	月 正	隆 共立薬科大学
"	荒	井	献 恵泉女学園大学
"	岡	田 重	精 皇學館大学

評	議	員	富	本	佳	郎	神	戸	女	子	大	学			
役	名			氏	名		大	学	名						
			東		智	學	高	野	山	大	学				
			泉			太	産	業	医	科	大	学			
			竹	下	守	夫	駿	河	台	大	学				
			村	中	祐	生	大	正	大	学					
			須	藤	敏	昭	大	東	文	化	大	学			
			鵜	川		昇	桐	蔭	横	浜	大	学			
			野	口	鉄	也	東	邦	大	学					
			諏	訪	兼	位	日	本	福	祉	大	学			
			田	中	教	照	武	蔵	野	女	子	大	学		
			坂	本	正	徳	明	治	薬	科	大	学			
			野	々	村	昇	活	水	女	子	大	学			
			新	田	政	則	京	都	産	業	大	学			
			松	前	達	郎	東	海	大	学					
			白	砂	剛	二	長	崎	総	合	科	学	大	学	
			和	田	義	郎	名	古	屋	市	立	大	学		
			樋	口	康	子	日	本	赤	十	字	看	護	大	学
			加	藤	延	夫	愛	知	医	科	大	学			
			島	田	眞	久	大	阪	医	科	大	学			
			波	平	勇	夫	冲	縄	国	際	大	学			
			赤	池	志	郎	神	奈	川	工	科	大	学		
			山	崎	良	也	九	州	産	業	大	学			
			雨	宮	眞	也	駒	澤	大	学					
			山	口	昌	男	札	幌	大	学					
			秋	野	豊	明	札	幌	医	科	大	学			
			齊	藤	晴	男	四	国	大	学					
			水	田	宗	子	城	西	国	際	大	学			
			渡	邊	良	雄	上	武	大	学					
			小	野	功	龍	相	愛	大	学					
			谷	岡	郁	子	中	京	女	子	大	学			

評	議	員	高	崎	直	道	鶴	見	大	学
名	名	名	氏	名	名	名	大	学	名	名
			高	崎	直	道	鶴	見	大	学
	"		三	善	清	達	東	京	音	楽
	"		岩	崎	俊	一	東	北	工	業
	"		池	川	信	夫	新	潟	薬	科
	"		清	水	義	昭	二	松	学	舎
	"		加	藤	勝	康	青	森	公	立
	"		服	部	正	中	亜	細	亜	大
	"		小	倉	保	己	石	巻	専	修
	"		手	島		孝	熊	本	県	立
	"		東		隆	眞	駒	沢	女	子
	"		坂	田		勝	拓	殖	大	学
	"		生	田	富	夫	中	央	学	院
	"		木	村	光	伸	名	古	屋	学
	"		野	口	正	一	会	津	大	学
	"		山	田	達	夫	大	阪	経	済
	"		太	田	忠	一	大	阪	国	際
	"		天	野	光	三	大	阪	産	業
	"		岡	田		晃	金	沢	経	済
	"		田	中	慎	一	北	九	州	大
	"		佐	野	哲	郎	神	戸	親	和
	"		兵	藤		郎	埼	玉	大	学
	"		高	久	史	釧	自	治	医	科
	"		長	谷	川	匡	自	治	医	科
	"		川	並	弘	昭	自	治	医	科
	"		前	田	壽	一	自	治	医	科
	"		小	川	英	次	自	治	医	科
	"		本	多	健	一	自	治	医	科
	"		高	久		晃	自	治	医	科
	"		片	岡	千	鶴	自	治	医	科
	"		大	黒	卜	シ	自	治	医	科

役名	氏名	大学名
評議員	吉田	豊弘前大学
"	藤本	時 廣島市立大学
"	紀	雄 廣島国際学院大学
"	青木	男 福岡工業大学
"	山路	雄 藤田保健衛生大学
"	中井	孝 佛教大学
"	水島	一 文教大学
"	江崎 陽 一	郎 宮城教育大学
"	板垣	浩 横浜国立大学
"	森田	進 琉球大学

(登録年順に基づく五十音順)

資 料 篇

<資料1> わが国大学の第三者評価に対する大学関係者の意識

大学基準協会「わが国大学の第三者評価のあり方に関する意識調査結果(要旨)」(平成11年9月2日)より

表1 大学全体にみる第三者評価の効用

国・公・私立(n=143)	
有効なアドバイスの受理	81.1
学内改革への寄与	74.1
自己点検・評価の保証	62.9
大学の質の社会的保証	61.5
改組転換等の申請・審査	29.4
他大学との交流の活発化	17.5
意欲ある学生の確保	15.4
研究大学としての地位向上	9.8
教員の研究上の地位向上	9.1
予算配分・私学助成	5.6
その他	4.9
無回答	2.8
研究助成金の獲得	2.1
あまり効用はない	1.4
まったく効用はない	0.0

表2 設置者ごとにみた第三者評価の効用(大学単位)

国立(n=46)		公立(n=12)		私立(n=85)	
有効なアドバイスの受理	84.8	有効なアドバイスの受理	91.7	大学の質の社会的保証	80.0
学内改革への寄与	73.9	自己点検・評価の保証	75.0	有効なアドバイスの受理	77.6
自己点検・評価の保証	54.3	学内改革への寄与	66.7	学内改革への寄与	75.3
改組転換等の申請・審査	37.0	大学の質の社会的保証	58.3	自己点検・評価の保証	65.9
他大学との交流の活発化	30.4	改組転換等の申請・審査	16.7	改組転換等の申請・審査	27.1
大学の質の社会的保証	28.3	意欲ある学生の確保	16.7	意欲ある学生の確保	14.1
意欲ある学生の確保	17.4	他大学との交流の活発化	8.3	他大学との交流の活発化	11.8
研究大学としての地位向上	15.2	研究大学としての地位向上	8.3	予算配分・私学助成	8.2
教員の研究上の地位向上	13.0	教員の研究上の地位向上	8.3	研究大学としての地位向上	7.1
無回答	6.5	その他	8.3	教員の研究上の地位向上	7.1
その他	4.3	予算配分・私学助成	0.0	その他	4.7
予算配分・私学助成	2.2	研究助成金の獲得	0.0	研究助成金の獲得	2.4
研究助成金の獲得	2.2	あまり効用はない	0.0	あまり効用はない	2.4
あまり効用はない	0.0	まったく効用はない	0.0	無回答	1.2
まったく効用はない	0.0	無回答	0.0	まったく効用はない	0.0

表3 大学全体にみる第三者評価の問題点

国・公・私立(n=143)	
被評価者の準備不足	36.4
評価基準等の曖昧さ	35.0
時間不足	25.9
評価対象分野のカバー不足	21.7
その他	15.4
無回答	11.2
評価者の選定方法	9.8
評価結果と実態間の乖離	9.1
具体的なメリットがない	4.9
高水準の評価者の確保困難	3.5
評価者の準備不足	3.5

表4 大学全体にみる第三者評価を受けない理由

国・公・私立(n=421)	
準備不足	44.7
その他	29.2
学内的合意が困難	24.7
社会ニーズ対応への危惧	16.4
理由・意義が見出せない	12.6
有能な評価者確保の困難性	6.9
無回答	4.3
とくになし	4.0
評価の客観性への危惧	3.6
学部等の性格に馴染まず	3.1
情報の外部流出への危惧	3.1
建学理念に馴染まず	1.9

表5 大学全体にみる望ましい第三者評価方式

国・公・私立(n=567)	
大学基準協会	54.5
大学審答申の第三者機関	32.6
自大学評価システムの充実	32.3
外部有識者に委託	29.1
専門分野の学協会等	19.4
国・公・私大の大学団体	15.0
検討は時期尚早	11.3
国外の専門機関	5.8
無回答	3.2
その他	3.0
その他の政府関係機関	0.7

表6 設置者ごとにみた望ましい第三者評価方式（大学単位）

国立 (n=95)		公立 (n=57)		私立 (n=414)	
大学審答申の第三者機関	76.8	大学基準協会	59.6	大学基準協会	58.0
外部有識者に委託	48.4	外部有識者に委託	38.6	自大学評価システムの充実	36.0
専門分野の学協会等	37.9	大学審答申の第三者機関	33.3	外部有識者に委託	23.4
大学基準協会	36.8	自大学評価システムの充実	24.6	大学審答申の第三者機関	22.2
自大学評価システムの充実	21.1	専門分野の学協会等	17.5	国・公・私大の大学団体	17.1
国外の専門機関	18.9	国外の専門機関	12.3	専門分野の学協会等	15.5
国・公・私大の大学団体	10.5	検討は時期尚早	8.8	検討は時期尚早	14.3
その他	4.2	国・公・私大の大学団体	7.0	無回答	4.1
その他の政府関係機関	2.1	その他	3.5	その他	2.7
無回答	1.1	その他の政府関係機関	1.8	国外の専門機関	1.9
検討は時期尚早	0.0	無回答	0.0	その他の政府関係機関	0.2

表7 設置者ごとにみた望ましい第三者評価方式（学部単位）

国立 (n=348)		公立 (n=113)		私立 (n=900)	
外部有識者に委託	50.3	大学基準協会	55.8	大学基準協会	60.3
大学審答申の第三者機関	47.4	外部有識者に委託	35.4	自大学評価システムの充実	34.3
大学基準協会	34.8	大学審答申の第三者機関	34.5	大学審答申の第三者機関	24.0
専門分野の学協会等	27.3	専門分野の学協会等	28.3	専門分野の学協会等	21.8
自大学評価システムの充実	21.8	自大学評価システムの充実	27.4	外部有識者に委託	19.2
国外の専門機関	11.5	国・公・私大の大学団体	15.0	国・公・私大の大学団体	17.6
国・公・私大の大学団体	8.9	検討は時期尚早	9.7	検討は時期尚早	10.8
その他	5.5	国外の専門機関	5.3	無回答	4.1
無回答	2.6	無回答	4.4	国外の専門機関	3.1
その他の政府関係機関	1.4	その他	2.7	その他	2.8
検討は時期尚早	1.1	その他の政府関係機関	0.9	その他の政府関係機関	0.3

表8 大学全体にみる第三者評価の結果とメリット

国・公・私立(n=567)	
メリットは不要	50.3
改組転換等の申請・審査	31.0
予算配分・私学助成	30.0
研究助成	26.5
単位互換	20.1
学生への経済的支援	19.8
研究交流	19.4
学生の就職・進学	18.5
視学委員の調査免除	15.2
その他	4.2
無回答	3.0

表9 設置者ごとにみた第三者評価の結果とメリット（大学単位）

国立(n=95)		公立(n=57)		私立(n=414)	
メリットは不要	55.8	メリットは不要	52.6	メリットは不要	48.8
改組転換等の申請・審査	38.9	研究交流	36.8	予算配分・私学助成	31.6
予算配分・私学助成	31.6	単位互換	33.3	改組転換等の申請・審査	30.2
研究交流	25.3	研究助成	28.1	研究助成	26.8
研究助成	24.2	改組転換等の申請・審査	24.6	学生への経済的支援	21.5
単位互換	18.9	学生の就職・進学	22.8	学生の就職・進学	18.8
学生の就職・進学	14.7	学生への経済的支援	17.5	単位互換	18.4
学生への経済的支援	13.7	視学委員の調査免除	15.8	視学委員の調査免除	16.4
視学委員の調査免除	9.5	予算配分・私学助成	14.0	研究交流	15.7
その他	6.3	その他	5.3	無回答	4.1
無回答	0.0	無回答	0.0	その他	3.6

表10 学部全体にみる第三者評価の結果とメリット

国・公・私立(n=1,362)	
メリットは不要	42.8
予算配分・私学助成	37.0
研究助成	35.2
改組転換等の申請・審査	31.8
学生への経済的支援	25.5
研究交流	24.6
単位互換	19.9
学生の就職・進学	16.8
視学委員の調査免除	10.4
その他	4.0
無回答	3.7

表 11 設置者ごとにみた第三者評価の結果とメリット（学部単位）

国立 (n=348)		公立 (n=113)		私立 (n=900)	
メリットは不要	48.0	メリットは不要	45.1	予算配分・私学助成	41.4
改組転換等の申請・審査	40.5	研究交流	30.1	メリットは不要	40.6
研究助成	34.5	改組転換等の申請・審査	29.2	研究助成	36.3
予算配分・私学助成	32.2	研究助成	29.2	改組転換等の申請・審査	28.8
研究交流	31.3	単位互換	21.2	学生への経済的支援	28.4
学生への経済的支援	20.1	学生への経済的支援	18.6	研究交流	21.3
単位互換	17.5	予算配分・私学助成	15.9	単位互換	20.6
学生の就職・進学	14.7	学生の就職・進学	15.9	学生の就職・進学	17.8
その他	5.2	視学委員の調査免除	9.7	視学委員の調査免除	12.7
視学委員の調査免除	4.9	その他	7.1	無回答	3.9
無回答	2.6	無回答	5.3	その他	3.1

表 12 学部全体にみる望ましい教育評価

国・公・私立 (n=1,362)	
カリキュラムの充実度	77.4
授業内容・方法の充実度	63.5
施設・設備の充実度	58.8
学生の授業評価	58.6
シラバスの充実度	55.3
学生満足度	55.0
教育改善への努力傾注度	54.5
少人数教育の状況	46.4
将来計画の内容	44.2
進学・就職率	38.1
在学中の学生の成績の推移	38.0
FD活動への教員の貢献度	30.8
学生の授業出席率	23.3
各授業科目の単位取得率	22.5
学生留年率	22.4
国家試験合格率	21.8
学生退学率	20.0
その他	4.2
無回答	3.5
評価指標設定は不適當	2.7

表 13 学部全体にみる望ましい研究評価

国・公・私立(n=1,362)	
教員の研究業績	86.0
学会での活動状況	69.2
論文の内容・質	54.4
レフェリー論集への発表	53.5
政府・財団からの研究助成	53.5
研究施設・設備の充実度	52.2
研究活動・条件の改善状況	42.1
将来計画の内容	34.7
学位の授与件数	32.4
招待講演・論文の件数	30.7
企業資金導入の状況	27.4
論文被引用件数	26.6
企業との共同研究等	25.8
国際会議の主催	23.6
卒業生の研究職への就職	15.8
特許の申請・認可状況	13.4
その他	4.6
無回答	4.0
評価指標設定は不適當	3.0

表 14 大学全体にみる第三者評価結果の公表方法

国・公・私立(n=567)	
合格の大学名のみ	29.8
大学名と結果の理由	19.8
すべての大学名	18.0
公表の必要はない	14.1
すべての書面を公表	8.1
その他	6.0
無回答	4.2

表 15 設置者ごとにみた第三者評価結果の公表方法（大学単位）

国立 (n=95)		公立 (n=57)		私立 (n=414)	
大学名と結果の理由	36.8	合格の大学名のみ	33.3	合格の大学名のみ	33.1
すべての大学名	21.1	大学名と結果の理由	22.8	すべての大学名	18.6
すべての書面を公表	18.9	すべての書面を公表	14.0	公表の必要はない	17.6
合格の大学名のみ	13.7	公表の必要はない	10.5	大学名と結果の理由	15.2
その他	8.4	すべての大学名	8.8	無回答	5.6
公表の必要はない	1.1	その他	8.8	その他	5.1
無回答	0.0	無回答	1.8	すべての書面を公表	4.8

<資料2> 大学基準協会の大学評価に対する維持会員校の意識
 - 大学基準協会「『大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査』
 結果概要」(平成11年10月1日)より -

(各表の回答の母数は91である。)

1. 大学評価に関する概括的な感想

表1 「改善・改革の努力を側面的に支援する」という目的

カテゴリ	%
十分達成されている	17.6
やや達成されている	79.1
どちらとも言えない	2.2
あまり達成されていない	0.0
まったく達成されていない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表2 「社会に対してその大学の質を保障する」という目的

カテゴリ	%
十分達成されている	7.7
やや達成されている	61.5
どちらとも言えない	23.1
あまり達成されていない	7.7
まったく達成されていない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表3 評価委員の当該大学への事前公表の必要性

カテゴリ	%
非常にそう思う	3.3
ややそう思う	4.4
どちらとも言えない	16.5
あまりそうは思わない	45.0
まったくそうは思わない	30.8
無回答	0.0
計	100.0

2. 大学評価の手續・方法について

表4 点検・評価報告書の記述方法

カテゴリ	%
非常に適切である	25.3
やや適切である	61.5
どちらとも言えない	5.5
あまり適切でない	7.7
まったく適切でない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表5 大学基礎データ調書の様式

カテゴリ	%
非常に適切である	15.4
やや適切である	71.4
どちらとも言えない	9.9
あまり適切でない	3.3
まったく適切でない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

3. 主要点検・評価項目について(主に付加すべき項目について)

表6 現在設定されている主要点検・評価項目

カテゴリ	%
非常に適切である	15.4
やや適切である	78.0
どちらとも言えない	3.3
あまり適切でない	2.2
まったく適切でない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表7 事務局組織・機能

カテゴリ	%
非常に必要である	49.4
やや必要である	45.1
どちらとも言えない	3.3
あまり必要でない	1.1
まったく必要でない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表8 国際交流

カテゴリ	%
非常に必要である	48.3
やや必要である	42.9
どちらとも言えない	7.7
あまり必要でない	1.1
まったく必要でない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表9 学生の進路・就職指導

カテゴリ	%
非常に必要である	46.1
やや必要である	40.7
どちらとも言えない	8.8
あまり必要でない	3.3
まったく必要でない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表10 財政

カテゴリ	%
非常に必要である	46.1
やや必要である	36.3
どちらとも言えない	9.9
あまり必要でない	7.7
まったく必要でない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表11 学生による授業評価

カテゴリ	%
非常に必要である	42.8
やや必要である	39.6
どちらとも言えない	14.3
あまり必要でない	2.2
まったく必要でない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表12 法人組織・機能

カテゴリ	%
非常に必要である	45.0
やや必要である	36.3
どちらとも言えない	14.3
あまり必要でない	2.2
まったく必要でない	0.0
無回答	2.2
計	100.0

表13 企業との共同研究

カテゴリ	%
非常に必要である	17.6
やや必要である	48.3
どちらとも言えない	25.3
あまり必要でない	7.7
まったく必要でない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表14 外部資金の導入

カテゴリ	%
非常に必要である	27.5
やや必要である	36.2
どちらとも言えない	24.2
あまり必要でない	9.9
まったく必要でない	2.2
無回答	0.0
計	100.0

4. 評価基準について

表15 ある程度、定量的な基準を用いることはやむを得ない

カテゴリ	%
非常にそう思う	24.2
ややそう思う	62.6
どちらとも言えない	6.6
あまりそうは思わない	6.6
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表16 定量的な基準を用いることは必要

カテゴリ	%
非常にそう思う	26.4
ややそう思う	59.3
どちらとも言えない	8.8
あまりそうは思わない	5.5
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表17 定量的な基準は使うべきでない

カテゴリ	%
非常にそう思う	2.2
ややそう思う	14.3
どちらとも言えない	25.3
あまりそうは思わない	50.5
まったくそうは思わない	7.7
無回答	0.0
計	100.0

表18 定量的な基準を使うのであれば、事前公表すべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	46.1
ややそう思う	35.2
どちらとも言えない	14.3
あまりそうは思わない	4.4
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表19 定性評価は、評価の客観性を担保し得ない

カテゴリ	%
非常にそう思う	4.4
ややそう思う	41.7
どちらとも言えない	36.3
あまりそうは思わない	13.2
まったくそうは思わない	4.4
無回答	0.0
計	100.0

5. 大学院の教育課程の評価のあり方について

表20 主要点検・評価項目の見直しを行うべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	16.5
ややそう思う	49.4
どちらとも言えない	28.6
あまりそうは思わない	5.5
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

6. 研究評価のあり方について

表21 現状のように組織全体としての研究活動に重点をおくべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	14.3
ややそう思う	62.6
どちらとも言えない	16.5
あまりそうは思わない	6.6
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表22 今後は専任教員個々人の研究業績評価にすべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	24.2
ややそう思う	36.2
どちらとも言えない	18.7
あまりそうは思わない	18.7
まったくそうは思わない	2.2
無回答	0.0
計	100.0

表23 研究業績を数量的に把握できるようなデータの提示を求めるべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	25.3
ややそう思う	37.3
どちらとも言えない	18.7
あまりそうは思わない	17.6
まったくそうは思わない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表24 大学外の研究機関の研究者なども評価者に加えるべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	46.1
ややそう思う	36.3
どちらとも言えない	9.9
あまりそうは思わない	7.7
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

7. 評価方法の改善方策について

表25 現状の書面審査を中心とした方法でよい

カテゴリ	%
非常にそう思う	7.7
ややそう思う	51.6
どちらとも言えない	16.5
あまりそうは思わない	23.1
まったくそうは思わない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表26 実地視察中心の評価を行ったほうがよい

カテゴリ	%
非常にそう思う	8.8
ややそう思う	39.5
どちらとも言えない	31.9
あまりそうは思わない	19.8
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表27 最終決定前に大学からの弁明の機会を設けるべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	24.2
ややそう思う	48.3
どちらとも言えない	12.1
あまりそうは思わない	15.4
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表28 最終決定に対しての不服申し立ての機会を設けるべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	17.6
ややそう思う	47.2
どちらとも言えない	16.5
あまりそうは思わない	17.6
まったくそうは思わない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表29 分科会に口頭説明・質疑応答の機会を設けるべき

カテゴリ	%
非常にそう思う	20.9
ややそう思う	45.0
どちらとも言えない	20.9
あまりそうは思わない	13.2
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

8. 評価結果について

表30 大学全体の評価結果は公正・妥当であった

カテゴリ	%
非常にそう思う	23.1
ややそう思う	71.4
どちらとも言えない	4.4
あまりそうは思わない	1.1
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表31 各専門分野の評価結果は公正・妥当であった

カテゴリ	%
非常にそう思う	20.9
ややそう思う	71.4
どちらとも言えない	6.6
あまりそうは思わない	1.1
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表32 当該大学に対する評価にもグレードを付す必要あり

カテゴリ	%
非常にそう思う	31.9
ややそう思う	42.8
どちらとも言えない	17.6
あまりそうは思わない	6.6
まったくそうは思わない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表33 当該大学に関する主査報告書も評価結果に付す必要あり

カテゴリ	%
非常にそう思う	43.9
ややそう思う	38.5
どちらとも言えない	9.9
あまりそうは思わない	7.7
まったくそうは思わない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表34 通知された勧告・助言等の分量は適切である

カテゴリ	%
非常にあてはまる	15.4
ややあてはまる	60.4
どちらとも言えない	16.5
あまりあてはまらない	6.6
まったくあてはまらない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表35 大学の長所と問題点は的確に評価されている

カテゴリ	%
非常にあてはまる	16.5
ややあてはまる	65.9
どちらとも言えない	14.3
あまりあてはまらない	2.2
まったくあてはまらない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

9. 結果の公表について

表36 現在の大学基準協会からの結果の公表方法

カテゴリ	%
非常に適切である	25.3
やや適切である	53.8
どちらとも言えない	9.9
あまり適切でない	9.9
まったく適切でない	0.0
無回答	1.1
計	100.0

表37 大学自身による大学評価の結果の公表

カテゴリ	%
公表した	62.6
公表予定である	16.5
公表する予定はない	18.7
無回答	2.2
計	100.0

表38 公表の内容

カテゴリ	%
調書に勧告等の全文をつけて公表	13.2
勧告・助言等の全文のみを公表	23.1
調書に勧告等の一部をつけて公表	3.3
調書のみ公表	3.3
点検・評価報告書のみを公表	8.8
その他	16.5
無回答	31.8
計	100.0

表39 公表の方法

カテゴリ	%
学内広報	31.9
新聞発表	4.4
インターネットのホームページ	6.6
報告書の送付	30.8
報告書閲覧場所の設置	4.4
その他	26.4
無回答	31.9
計	100.0

表40 貴学の公表の対象

カテゴリ	%
学内教職員	64.8
学 生	18.7
国の行政機関	19.8
地方公共団体の行政機関	18.7
大学団体	18.7
マスコミ	12.1
高等学校	8.8
企 業	9.9
他大学	23.1
その他	7.7
無回答	31.9
計	-

10. 大学評価の申請理由

表41 学内の自己点検・評価活動の客観性
や妥当性の確保

カテゴリ	%
非常にあてはまる	63.7
ややあてはまる	33.0
どちらとも言えない	1.1
あまりあてはまらない	1.1
まったくあてはまらない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

表42 改善・改革の重要な契機

カテゴリ	%
非常にあてはまる	49.4
ややあてはまる	46.2
どちらとも言えない	4.4
あまりあてはまらない	0.0
まったくあてはまらない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表43 評価者として大学基準協会が適切

カテゴリ	%
非常にあてはまる	50.5
ややあてはまる	42.9
どちらとも言えない	2.2
あまりあてはまらない	2.2
まったくあてはまらない	0.0
無回答	2.2
計	100.0

表44 学内の自己点検・評価体制の確立

カテゴリ	%
非常にあてはまる	40.7
ややあてはまる	42.8
どちらとも言えない	4.4
あまりあてはまらない	9.9
まったくあてはまらない	2.2
無回答	0.0
計	100.0

表45 維持会員になり、自学のステイタスを高める

カテゴリ	%
非常にあてはまる	15.4
ややあてはまる	27.5
どちらとも言えない	8.8
あまりあてはまらない	0.0
まったくあてはまらない	2.2
無回答	46.1
計	100.0

表46 相互評価の実績により、自学のステイタスを高める

カテゴリ	%
非常にあてはまる	13.2
ややあてはまる	37.3
どちらとも言えない	9.9
あまりあてはまらない	3.3
まったくあてはまらない	1.1
無回答	35.2
計	100.0

11. 大学評価のメリットについて

表47 今後の改善・改革の方策に反映

カテゴリ	%
非常にあてはまる	30.8
ややあてはまる	64.8
どちらとも言えない	4.4
あまりあてはまらない	0.0
まったくあてはまらない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表48 自己点検・評価の客観性や妥当性の確保

カテゴリ	%
非常にあてはまる	29.7
ややあてはまる	62.6
どちらとも言えない	5.5
あまりあてはまらない	2.2
まったくあてはまらない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表49 大学の質の維持・向上に役立てる

カテゴリ	%
非常にあてはまる	27.5
ややあてはまる	62.6
どちらとも言えない	8.8
あまりあてはまらない	1.1
まったくあてはまらない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表50 学内の自己点検・評価体制の確立に役立てる

カテゴリ	%
非常にあてはまる	24.2
ややあてはまる	53.8
どちらとも言えない	17.6
あまりあてはまらない	4.4
まったくあてはまらない	0.0
無回答	0.0
計	100.0

表51 学外からの本学への評価が高まる

カテゴリ	%
非常にあてはまる	6.6
ややあてはまる	25.3
どちらとも言えない	59.3
あまりあてはまらない	7.7
まったくあてはまらない	1.1
無回答	0.0
計	100.0

12. 今後望まれる具体的メリットについて

表52 改組転換等の文部省への申請・審査
において考慮

カテゴリ	%
非常に望ましい	26.4
やや望ましい	47.2
どちらとも言えない	15.4
あまり望ましくない	7.7
まったく望ましくない	3.3
無回答	0.0
計	100.0

表53 国の予算配分もしくは私学助成に反
映

カテゴリ	%
非常に望ましい	28.6
やや望ましい	37.3
どちらとも言えない	17.6
あまり望ましくない	12.1
まったく望ましくない	4.4
無回答	0.0
計	100.0

表54 国内外の研究助成の申請・審査にお
いて考慮

カテゴリ	%
非常に望ましい	24.2
やや望ましい	40.6
どちらとも言えない	23.1
あまり望ましくない	8.8
まったく望ましくない	3.3
無回答	0.0
計	100.0

表55 国内外の大学との単位互換におい
て考慮

カテゴリ	%
非常に望ましい	20.9
やや望ましい	41.7
どちらとも言えない	27.5
あまり望ましくない	5.5
まったく望ましくない	4.4
無回答	0.0
計	100.0

表56 現在のメリットで十分

カテゴリ	%
非常にそう思う	7.7
ややそう思う	25.3
どちらとも言えない	17.6
あまりそうは思わない	38.4
まったくそうは思わない	9.9
無回答	1.1
計	100.0

13. 加盟判定審査と相互評価の今後のあり方

表57 提出書類や評価のプロセスについ
ては変更する必要はない

カテゴリ	%
非常にそう思う	14.3
ややそう思う	39.5
どちらとも言えない	28.6
あまりそうは思わない	14.3
まったくそうは思わない	0.0
無回答	3.3
計	100.0

表58 加盟判定審査は相互評価より簡素化
するほうがよい

カテゴリ	%
非常にそう思う	4.4
ややそう思う	32.9
どちらとも言えない	29.7
あまりそうは思わない	25.3
まったくそうは思わない	5.5
無回答	2.2
計	100.0

表59 相互評価はより率直かつ厳しい勧告等を付すほうがよい

カテゴリ	%
非常にそう思う	11.0
ややそう思う	50.5
どちらとも言えない	28.6
あまりそうは思わない	7.7
まったくそうは思わない	1.1
無回答	1.1
計	100.0

表60 相互評価は、専門分野単位のみ申請のニーズにも対応するほうがよい

カテゴリ	%
非常にそう思う	13.2
ややそう思う	42.8
どちらとも言えない	26.4
あまりそうは思わない	13.2
まったくそうは思わない	2.2
無回答	2.2
計	100.0

<資料3> わが国大学・学部数と大学基準協会への加盟状況

平成12年5月16日現在

維持会員	国立		公立		私立		放送大学		計	
	大学数	学部数								
	34	233	15	62	198	727	0	0	247	1022
	34.3%	62.1%	20.8%	40.0%	41.3%	61.8%	0.0%	0.0%	37.9%	59.8%
賛助会員	国立		公立		私立		放送大学		計	
	大学数	学部数								
	63	141	29	51	181	311	0	0	273	503
	63.6%	37.6%	40.3%	32.9%	37.8%	26.4%	0.0%	0.0%	41.9%	29.4%
未入会大学	国立		公立		私立		放送大学		計	
	大学数	学部数								
	2	1	28	42	100	139	1	1	131	183
	2.0%	0.3%	38.9%	27.1%	20.9%	11.8%	100.0%	100.0%	20.1%	10.7%
全大学・学部数 合計	国立		公立		私立		放送大学		計	
	大学数	学部数								
	99	375	72	155	479	1177	1	1	651	1708
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

維持会員の学部数には主として夜間に授業を行うコース数を含む
パーセンテージは設置形態別の全大学・学部数合計に対する割合を表す

<資料4> 平成8年度以降に評価を受けた大学名と各年次の国・公・私立大学数

平成8年度

加盟判定審査(公立大学1校、私立大学17校)

愛知医科大学	駒澤大学	上武大学	東北工業大学
大阪医科大学	札幌大学	相愛大学	新潟薬科大学
沖縄国際大学	札幌医科大学	中京女子大学	二松学舎大学
神奈川工科大学	四国大学	鶴見大学	
九州産業大学	城西国際大学	東京音楽大学	

相互評価(国立大学2校、公立大学2校、私立大学18校)

愛知学院大学	椋山女学園大学	名古屋工業大学	姫路工業大学
岡山理科大学	東京医科大学	南山大学	北海道医療大学
関西外国語大学	東京経済大学	新潟大学	武蔵工業大学
関西学院大学	東京電機大学	日本大学	立命館大学
岐阜薬科大学	同志社大学	日本女子大学	
神戸学院大学	東洋大学	梅光女学院大学	

平成9年度

加盟判定審査(公立大学2校、私立大学6校)

青森公立大学	石巻専修大学	駒沢女子大学	中央学院大学
亜細亜大学	熊本県立大学	拓殖大学	名古屋学院大学

相互評価(国立大学3校、私立大学13校)

桜美林大学	関東学院大学	千葉大学	獨協大学
岡山大学	群馬大学	東京歯科大学	明治大学
関西大学	甲南大学	東京神学大学	立教大学
関西医科大学	芝浦工業大学	同志社女子大学	龍谷大学

平成10年度

加盟判定審査(国立大学3校、公立大学1校、私立大学13校)

大阪経済大学	神戸親和女子大学	富山医科薬科大学	宮城教育大学
大阪国際大学	自治医科大学	長崎純心大学	横浜国立大学
大阪産業大学	淑徳大学	梅花女子大学	
金沢経済大学	洗足学園大学	福岡工業大学	
北九州大学	中京大学	佛教大学	

相互評価(公立大学2校、私立大学10校)

朝日大学	大阪府立大学	熊本学園大学	成城大学
大阪歯科大学	大谷大学	久留米大学	専修大学
大阪市立大学	京都薬科大学	実践女子大学	武庫川女子大学

平成11年度

加盟判定審査(国立大学3校、公立大学2校、私立大学5校)

会津大学	東京工芸大学	広島市立大学	琉球大学
埼玉大学	弘前大学	藤田保健衛生大学	
聖徳大学	広島国際学院大学	文教大学	

相互評価(私立大学9校)

青山学院大学	成蹊大学	千葉工業大学	ノートルダム清心女子大学
跡見学園女子大学	大同工業大学	東邦大学	桃山学院大学
工学院大学			

<資料5>「大学評価の新たな地平を切り拓く（提言）」の基本骨子

1. 大学基準協会の大学評価に関する改革の基本方向

設置基準に新しく組み込まれた自己点検・評価の学外者による検証の努力義務規定と関わり、本協会が、その受け皿としての役割を果たすべく、わが国大学の多くが協会の大学評価へ参加することのできる特段の施策を講ずる。その一環として、大学評価・学位授与機構や学協会などとの自律的な役割分担や連携策を計画する。

新たな大学評価システムを構想するにあたり、透明性と客観性に裏付けられた評価のあり方を模索する。とりわけ、評価基準・評価指標の体系化・明確化とそれらの適正かつ効果的運用の確保を図る。

大学評価の単位のあり方について、大学全体を評価することを基本に据えつつ、部局（学部・大学院研究科）単位での相互評価も立案する。

協会の大学評価は「ピア・レビュー」（同僚評価）を原則としつつ、評価組織の社会への部分開放も図る。評価プロセスに「実地視察」を組み込むことや評価に対する大学からの反論機会を保証することを含め、プロセス全体を見直す。

大学評価結果は当該大学が自主的に公表するという現行の制度を踏襲しながら、各大学の点検・評価結果公表の促進方にも取り組む。併せ、協会として、評価プロセスの開示も積極的に進める。

加盟判定審査を受け本協会の維持会員になっている大学に対し、相互評価を受けることを義務とすることへの意識の高揚を図る。関連して、大学評価を受けることに伴うメリットを積極的に明示する。

以上の改善・改革を推進するために、大学基準協会の組織・機構の一層の充実・強化を図る。

2. 大学評価基準の整備方策

大学基準を頂点とする基準の体系化に向け、専門分野別基準を含む諸基準の整備を図る。

学士課程分野別基準、修士・博士課程分野別基準という大枠の中で、各専門分野別基準の設定を試みる。

教育プログラムの発展にインセンティブを与え、学部・学科・大学院研究科などに対する評価にも適用可能な幅のある弾力的な専門分野別基準の設定を目指す。

3. 加盟判定審査、相互評価の改革方向

(1) 加盟判定審査システムの改革方向

評価基準は相互評価と同様としつつ、評価項目等の精選化・簡素化を図る。
評価結果に対する大学からの異議申立を審査するための審査会を新設する。

(2) 相互評価システムの改革方向

新規加盟の正会員校は、5年後に「初回の相互評価」を受けることを義務化する。
義務の履行に応じない場合、何らかの処置を検討する。

現行の大学全体に対する相互評価システムに加え、部局（学部・大学院研究科）
単位での申請ができる新しい相互評価システムを設ける。

相互評価は、「初回の相互評価」の場合を除き、7年を周期としてこれを受ける
ものとする。旧制度の下で維持会員資格を取得した後、相互評価を未だ受けてない
大学にも、相互評価を速やかに受けるよう指導の徹底を図る。

評価項目の拡充を図る。

原則的に、実地視察を実施する。

異議申立を取扱う審査会の新設については、加盟判定審査の場合に準ずる。

4. 評価体制の改革方向

判定委員会、相互評価委員会への大学関係者以外の外部有識者の参加を検討する。
分科会レベルにおいても、大学教員以外の国内外の研究者や外部有識者などを評
価委員に加える。

大学財政に特化し評価を行う「大学財政評価分科会」（仮称）を新たに設け、大
学財政のエキスパートに評価委員を委嘱する。

5. 評価結果の公表法

対大学関係では、評価に関わる最終決定と助言・勧告等の提言に加え、助言・勧
告等の基礎となる資料の提供を考慮する。

対社会関係では、従来においても当該年度に大学評価を受け合格した大学名と大
学評価の概況等を公にしていたが、今後さらに社会的に責任を負えるようなものを
積極的に公にしていく。

大学から本協会に提出された内部文書を公表するか否かは、挙げて大学の判断と
責任に委ねる。

6. 大学基準協会の組織・機構改革

理事会、評議員会の組織・機構は現状通りとする。

顧問制度の積極的活用を図る。

新たな組織・機構として「協会運営協議会」（仮称）を設ける。協会運営協議会
は、協会の事業目的及び活動の審議を行うほか、協会の前年度の事業活動とその結
果について検証を行う。協会運営協議会は、会長、副会長及びこれらと同数の外部

有識者によって構成される。

大学基準協会の事務局体制の拡充を図る。具体的には、現行の「高等教育研究部門」を発展的に解消し、名称を「大学評価・研究部門」と改称の上、同部門内の業務を、活動目的別に「企画・調査研究系」と「審査・評価系」の二つの系に区分する。そして、この「企画・調査研究系」を新たに立てることに加え、協会学術誌『大学評価研究』を継続刊行することを通じ、大学基準協会の学術研究機関としての位置づけを明確化する。「総務部門」についても、その増強を図る。

大学基準協会の事務局体制に「特別研究員」(仮称)を配置する。特別研究員は、協会の大学評価プロセスのコーディネートや大学評価を掌る各分科会の幹事を補佐する役割を持つ。

大学基準協会の財政基盤の充実方策の一環として、社会的ネットワークを通じ、外部資金の導入を積極的に進める。

< 資料 6 > 大学評価システムの新旧比較表 (要旨)

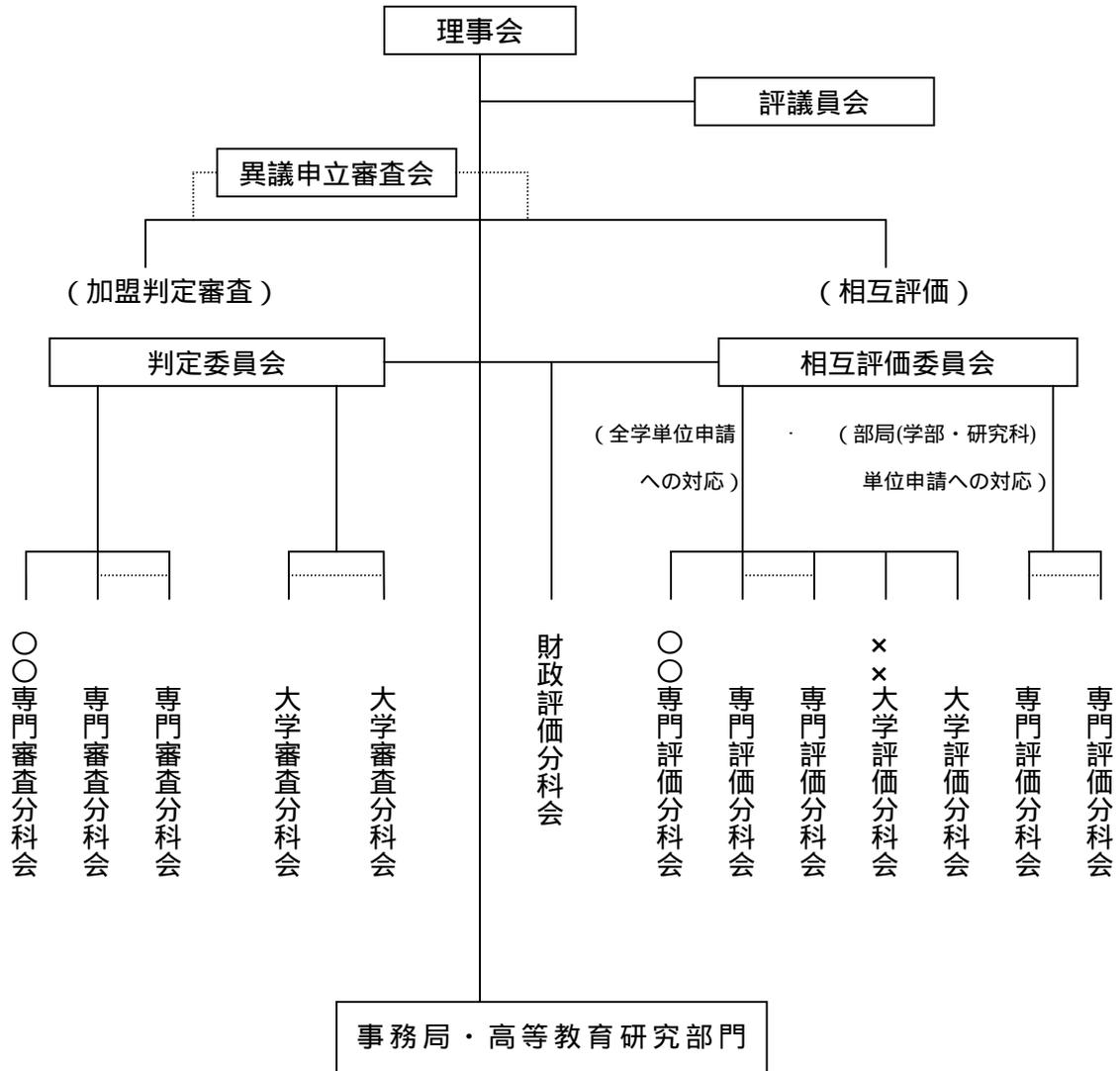
1 加盟判定審査

	現 行	新構想のシステム
評価者のあり方	維持会員校の教員	現行に加え、外部有識者の参加
財政に関する評価体制	大学審査分科会で部分的に審査	大学財政評価分科会の設置
異議申立手続	無	異議申立審査会の設置

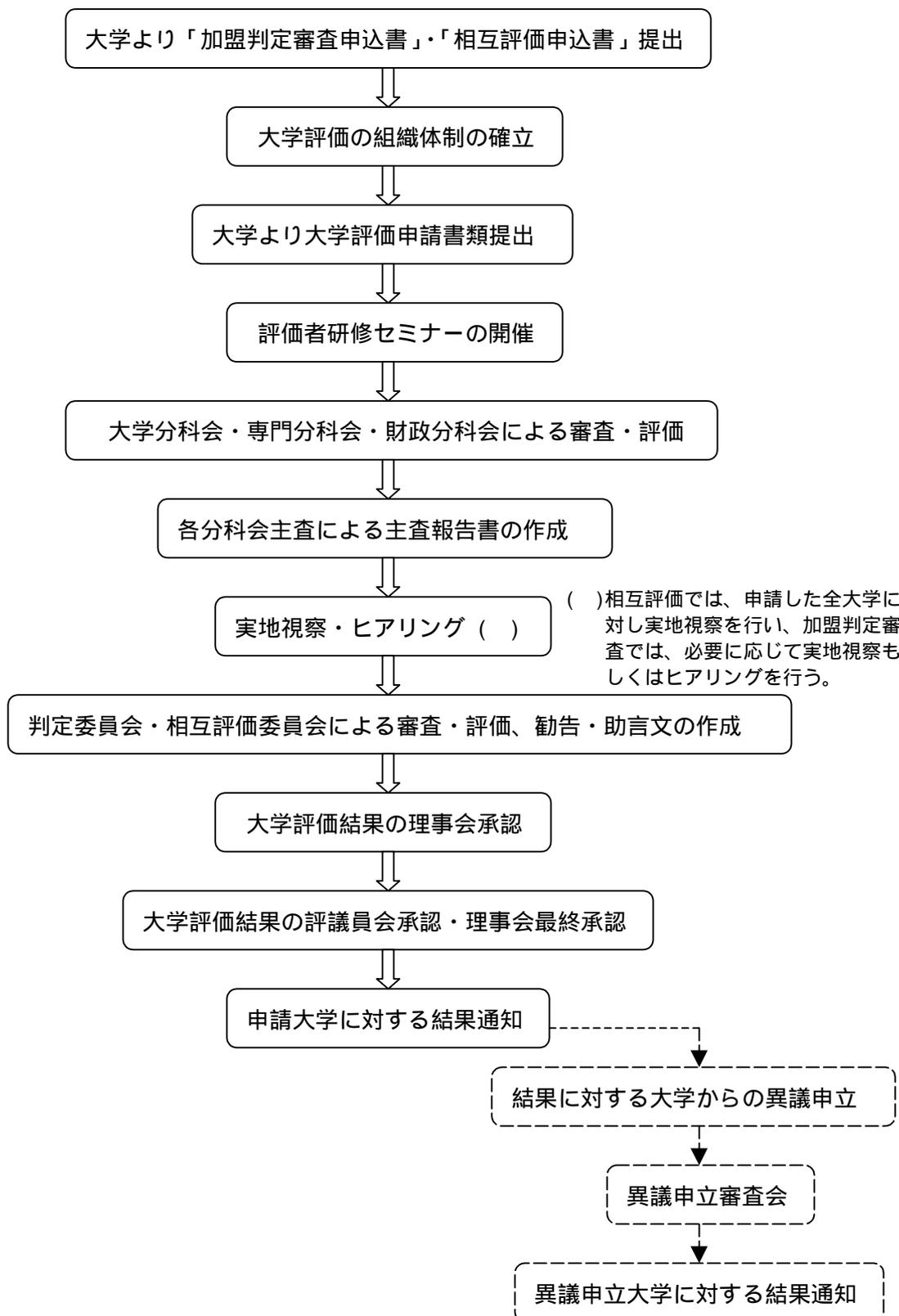
2 相互評価

	現 行	新構想のシステム
評価の周期	10年	初回のみ5年、2回目以降7年
評価の単位	大学全体	現行に加え、部局(学部・研究科)単位の申請も可
評価者のあり方	維持会員校の教員	現行に加え、外部有識者の参加
財政に関する評価体制	大学評価分科会で部分的に評価	大学財政評価分科会の設置
実地視察	特に必要な場合のみ実地視察もしくはヒアリングを実施	全申請大学に対し実地視察を実施
異議申立手続	無	異議申立審査会の設置

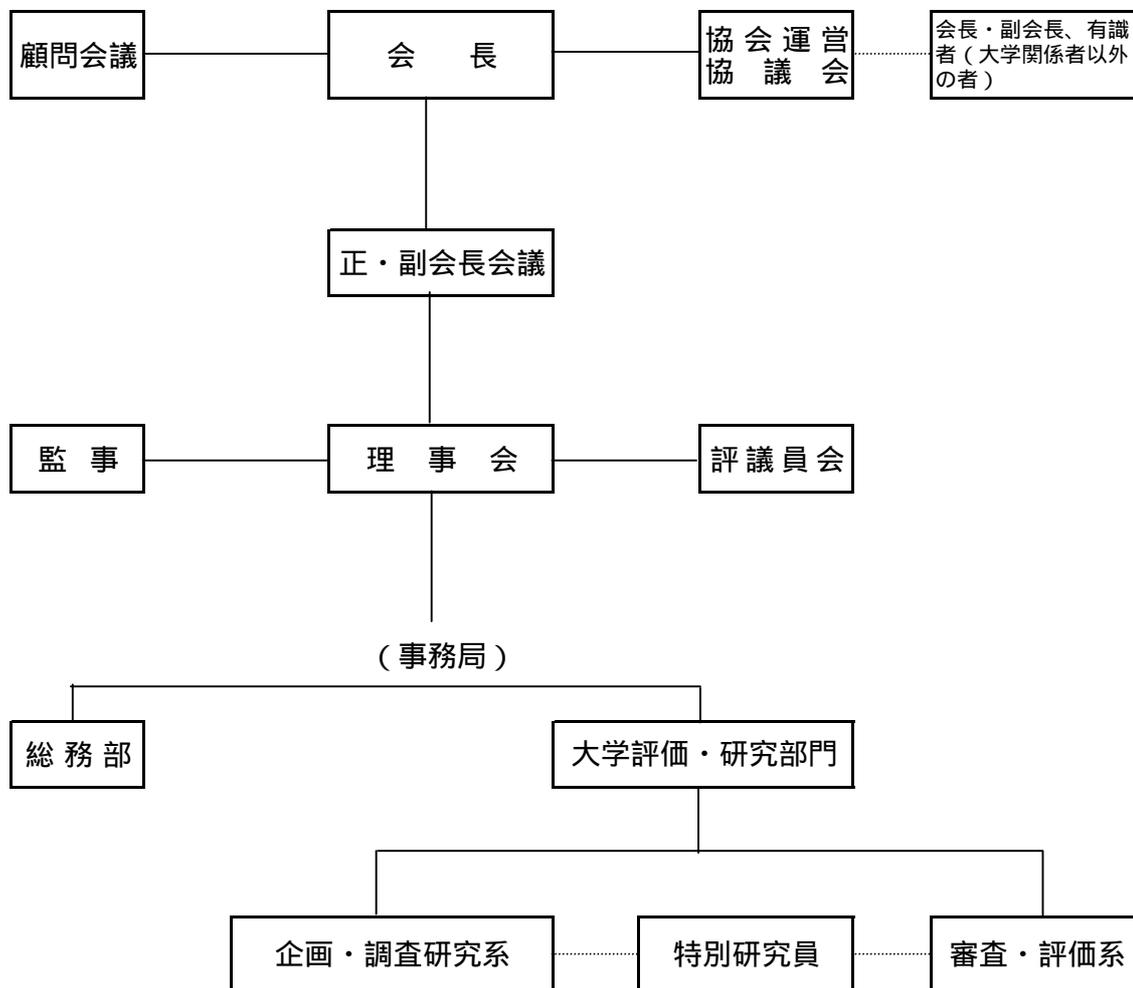
<資料7> 大学評価のための組織体制機構図



<資料8> 大学評価の実施プロセス（概要）



<資料9> 大学基準協会・組織機構図



は、新設もしくは改組後の名称

<資料 10> 「提言」取りまとめに向け準備された基礎ペーパーリスト

- 1 大学基準協会の当面する改善・改革の基本的視点
- 2 わが国における大学のアクレディテーションと大学設置認可行政
- 3 大学設置認可行政とアクレディテーション
- 4 大学基準協会のアクレディテーションと視学委員制度
- 5 大学基準協会の現行の大学評価活動
- 6 大学基準協会による大学評価の使命と今後のあり方
- 7 大学基準協会と大学評価
- 8 大学評価の背景・意義とその類型
- 9 大学評価の意義とその類型
- 10 「大学基準協会の大学評価に関するアンケート調査」の集計結果について
- 11 第三者評価に対する大学関係者の意識と提言
- 12 大学基準協会の大学評価に対する維持会員校の意識
- 13 大学評価のあり方
- 14 教育評価のあり方
- 15 研究評価のあり方
- 16 教育評価と研究評価の関係
- 17 大学評価と評価基準
- 18 大学基準と専門分野別基準等の関係
- 19 専門分野別基準の策定について
- 20 多様なメディアを活用した教育等が制度上可能となったことに伴う本協会の基準の見直しについて
- 21 基準委員会の今後のあり方等について
- 22 基準委員会のあり方並びに今期基準委員会の審議事項等について
- 23 大学評価と評価指標
- 24 評価基準・評価指標について
- 25 大学院研究科の点検・評価項目比較表
- 26 『大学評価マニュアル』における評価基準、評価項目の見直しについて
- 27 加盟判定審査と相互評価のあり方
- 28 加盟判定審査と相互評価のあり方について（A～C案比較表）
- 29 加盟判定審査と相互評価のシステム改革
- 30 大学評価の単位
- 31 大学評価の単位のあり方
- 32 大学院研究科を単独の単位とする評価のあり方

- 33 学協会からの評価の要請への対応の可能性について
- 34 評価者のあり方について
- 35 評価委員に対する研修方法について
- 36 大学評価の組織体制について
- 37 大学評価の組織体制のあり方
- 38 大学基準協会の大学評価の実施プロセスについて
- 39 大学評価の実施手続について
- 40 大学評価の実施プロセスの改革
- 41 実地視察の基本的考え方
- 42 相互評価における訪問調査（実地視察）の実施に関する検討事項について
- 43 評価に対する大学からの意見聴取手続
- 44 評価に対する大学からの弁明（意見聴取）手続における検討事項について
- 45 評価プロセス・評価結果の公表方法
- 46 大学評価に伴うメリットについて
- 47 大学評価結果の活用について
- 48 文部省サイドから見た本協会と同省・第三者評価機関との連携策
 - 『大学評価機関（仮称）創設準備委員会中間報告』（平 11.9）と『大学評価機関に関する研究（中間まとめ）』（平 11.6）を手がかりに - （平 11.11.1 大学基準協会）
- 49 大学基準協会と他の評価機関等との連携のあり方
- 50 大学基準協会と他の評価機関等との連携
- 51 大学基準協会と他の評価機関・学協会等との連携とアウトソーシング
- 52 大学基準協会の事業の広報活動について
- 53 大学評価の新評価体制に対応する協会事業組織及び事務局体制等について
- 54 大学基準協会の内部組織・機構の改革
- 55 大学基準協会の組織・機構の改革
- 56 大学基準協会・現行組織機構図
- 57 大学基準協会・組織機構図（案）
- 58 本協会の財政政策について
- 59 財政
- 60 「大学評価の新たな地平を切り拓く - 本協会のあり方検討委員会『中間まとめ』 - 」
 に対し意見を寄せた大学一覧（平 12.3.7 大学基準協会）
- 61 「大学評価の新たな地平を切り拓く - 本協会のあり方検討委員会『中間まとめ』 - 」
 に対する会員各大学よりの意見（平 12.3.7 大学基準協会）
- 62 「大学評価の新たな地平を切り拓く - 本協会のあり方検討委員会『中間まとめ』 - 」
 に対する会員各大学よりの意見（要約）（平 12.3.29 大学基準協会）
- 63 「大学評価の新たな地平を切り拓く」の「中間まとめ」、「提言」の修正点（平 12.5.16）

大学基準協会)

上記ペーパー中には、数次に亘り修正を加えたものもあるが、ここでは便宜上、そうした修正案を含め、各ペーパー毎に統一名称でこれを表記した。